

監査結果報告

－平成18年度行政監査（評価）－

平成18年9月29日

横浜市監査委員

目 次

はじめに	1
1 18年度の行政監査（評価）の対象	3
2 施策分野の概要	4
3 評価の概要	6
(1) 施策評価	6
(2) 事業評価	7
4 監査委員評価・局による評価の比較	8
5 施策評価及び事業評価	10
(1) 防犯対策	11
(2) 都市防災	40
(3) 消防力の強化	59
(4) 地球環境の保全	74

(参考)「横浜型行政評価システム」の概要

- 1 評価方法
 - (1) 事業評価の仕組み
 - (2) 施策評価の仕組み
 - (3) 総合評価について
- 2 報告書の構成
- 3 行政評価に関する取組経過

【別冊参考資料】 監査委員評価及び局区評価対比シート

はじめに

平成 18 年度は、「横浜リバイバルプラン」の最終年度として、「改革の成果を実感していく年」であるとともに、横浜市の将来像を描く「長期ビジョン」と、次期「5 年計画」を策定する年とされています。これらの計画を着実に推進するためには、横浜市全体として P D C A サイクルを強化していくことが必要となります。

横浜市では、平成 15 年度から P D C A サイクルの一環として局区が自らを振り返るために実施してきた「民間度チェック」を客観的で実効性がある評価とするために、監査委員による行政監査（評価）を新たに導入しました。

この行政監査（評価）は、横浜市の施策・事業に対するチェック機能を果たすとともに、各局区が 施策・事業の評価結果に基づき、限られた財源の中で「選択と集中」による施策・事業の重点化を行い、併せて、市民満足度の向上に向けた取組を支援するための手段の一つでもあります。

本報告書は、平成 18 年度に実施した行政監査（評価）をまとめたものですが、今回評価の対象となった局区におかれては、この評価結果を積極的に受け止めて、今後の施策・事業の改善・見直しに反映されることを期待します。

なお、本年度が行政監査（評価）の実施初年度ということもあり、行政評価に対する理解度や評価方法などについて、いくつかの課題が出てきています。今後は、行政評価システム自体の振り返りを十分に行い、より良い評価システムの構築を目指します。

平成 18 年 9 月 29 日

横浜市監査委員	布 施	勉
同	須須木 永	一
同	相 川 光	正
同	石 井 睦	美

1 18年度の行政監査(評価)の対象

- 対象年度：平成17年度
- 対象施策・事業：15施策、222事業（内訳については下表のとおり）
- 対象選定理由：①市民からの要望の多い施策
②早急に取組を強化すべき施策

※太字は 施策主管局

施策分野	施策	事業数	関係局
(1)防犯対策	①防犯情報の共有と意識啓発	6	都市経営局、環境創造局、資源循環局、経済観光局、まちづくり調整局、道路局、港湾局、 <u>安全管理局</u> 、教育委員会事務局
	②地域における防犯活動	12	
	③道路・公園・広場などの整備・管理	8	
	小計	26事業	
(2)都市防災	①危機管理体制の強化	9	<u>安全管理局</u>
	②地震に強い都市づくり	8	環境創造局、まちづくり調整局、 <u>都市整備局</u> 、道路局、水道局
	③風水害に強い都市づくり	13	<u>環境創造局</u> 、まちづくり調整局
	④防災及び災害復旧体制の充実強化	13	健康福祉局、 <u>安全管理局</u> 、水道局
	小計	43事業	
(3)消防力の強化	①火災予防体制の充実	9	<u>安全管理局</u> ※消防力の強化は、再掲事業があるため、事業数の計と小計とは一致しません。
	②火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実	14	
	③救急体制の充実	5	
	小計	27事業	
(4)地球環境の保全	①地域から地球に広がる環境行動都市の創造	5	<u>環境創造局</u> 、資源循環局、まちづくり調整局、道路局
	②地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献	16	
	③自動車公害対策の強化	9	
	④有害化学物質対策と公害防止	12	
	⑤市民、事業者による環境保全活動の推進	5	
	小計	47事業	
局計	15施策	143事業	
①区役所・防犯対策関連事業		45	区役所事業について 区への分権や機能強化の観点、自主企画事業費の趣旨等を踏まえると、局の施策の中に位置付けることは、ふさわしくないため、 <u>事業評価のみ行いました。</u>
②区役所・都市防災関連事業		34	
区計		79事業	
総計		222事業	

2 施策分野の概要

(1) 防犯対策

市民意識調査によると、市政への要望として「防犯対策」が、平成 15 年度から 3 年連続して第 1 位となっており、市民の関心の高い分野となっています。

横浜市では、平成 16 年「横浜市防犯力強化宣言」を発表し、緊急対策として、「よこはま安全・安心プラン」(平成 17~19 年度)を策定しました。

このプランに基づき、「情報提供と意識啓発」、「住まい等の防犯対策」、「子どもの安全確保」、「地域における防犯活動」など、地域における様々な取組を着実に進めてきました。平成 17 年の犯罪発生件数が前年比△26.5%と大きく減少したことは、これらの取組が効果を挙げているものと考えられます。

一方で、平成 17 年度から開始した取組が多いこともあり、一部には、市民への周知不足などから事業効果が上がっていない事業が見受けられ、事業を進める上で改善・工夫を重ねていくことが望まれます。

また、道路・公園などの整備を進めるにあたっては、地域住民との話し合いを進めることなどによって、より防犯に配慮したまちづくりが求められます。

今後とも、地域の実情に応じた自主的な防犯活動を継続させるための行政の役割として、警察など関係団体との連携を強化し、効果的に地域活動の支援を進めていくことが期待されます。

(2) 都市防災

平成 17 年度市民意識調査では、「地震等防災対策」が第 2 位であり、防災力強化に対する市民の関心は高いものとなっています。

横浜市危機管理指針の目的を達成するため、「横浜市防災計画」や「横浜市緊急事態等対処計画」の見直し、「横浜市国民保護計画」の策定を進めるなど、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、これらの計画に基づいて、着実な取組を進めてきています。

このうち、総合的な治水対策や公共建築物等の耐震対策など、都市基盤の強化に向けた整備については、取組に長い時間を要するものが多く、大きな財政的負担を伴うことから、市民の理解・協力を得ながら、計画的かつ着実に防災に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

また、災害時に迅速に対応する上で、本庁から駆け付けるのではなく、災害現場に近いそれぞれの区役所で対処した方がより効果の上がる事業が見受けられるため、改善が求められます。

防災対策を行政だけで担うことには限界があることから、今後とも、地域の自主的な防災活動への支援や行政との連携の推進により、地域の防災力を向上させていくことが望まれます。

(3) 消防力の強化

平成 17 年度市民意識調査では、災害対策や救急医療に対する要望は高く、「消防力の強化」に対する市民の関心は高いものとなっています。

市民生活の安全確保の強化に向けて、平成 18 年度、消防部門と危機管理部門及び防犯部門が統合され安全管理局が誕生しましたが、新しい組織において、各部門の連携を強化し、総合的に取組を進めることが期待されます。

また、地域の防災組織である消防団、家庭防災員、町の防災組織等の充実や相互の連携を深めることにより、地域の消防力の強化を図ることが重要です。

なかでも、地域の消防力の中心である消防団については、団員の職業の多様化や高齢化、女性の社会進出など、社会環境の変化に対応した消防団のあり方の検討が求められています。

さらに、増加を続けてきた近年の救急需要に対応するため、救急車の適正利用の推進や救急救命士の養成など、救命効果の向上を目指した救急体制の充実を図ることが急務となっています。

今後とも、市民一人ひとりが安心して暮らせる都市を目指し、市民や企業と一体となって、火災・地震・都市災害など、多様な災害に対する消防力を充実していくことが望まれます。

(4) 地球環境の保全

「地球環境の保全」については、大気や気象など自然現象を対象としていることもあり、市域内の取組だけでは十分ではないという側面があります。

この分野の事業には、先進的な技術の導入や科学的な研究に基づく対策も多いことから、専門家の意見を聞いて進めているものが比較的多くなっています。例えば、地球温暖化防止対策では、気象や化学物質に関する専門的な知見が必要とされるため、学識経験者による専門委員会を設けて、その答申や提言を事業に反映させています。このほか自動車公害対策のように、ディーゼル車の運行規制強化やハイブリッド車の実用化など自動車公害を取り巻く状況の変化に伴い、見直しが迫られているものもあります。

また、近年は熱帯夜の増加などもあり、環境問題への市民の関心は高く、ヒートアイランド対策など、この分野の事業に対する市民の期待も大きいものと思われれます。このため、それぞれの事業が目標を達成することによって、市民が実感できるような効果を上げることが望まれます。

なお、いくつかの事業では、効果測定が行われていません。事業の効果を確認する必要があるとともに、専門性の高い分野であるため、市民に対して分かりやすく丁寧な説明が求められます。

さらに、この分野の課題の解決には広域的な協力が必要なものも多いことから、今後はこれまでも増して、八都県市や国と連携して取り組んでいくことが期待されます。

3 評価の概要

「A」91～100点、「B」71～90点、
「C」51～70点、「D」31～50点、
「E」20～30点

(1) 施策評価

- ① 施策評価の平均点が最も高い施策分野は、『都市防災』で、74.3点。
- ② 15施策のうち、B評価が12施策、C評価が3施策。
- ③ 評価点の最も低い施策は、『地球環境の保全』の中の
「地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献」（16事業で構成）で、64点。
本施策を構成する8事業に「監査委員意見」を付しました。

総合 評価 区分	評 価 点	施 策 分 野			
		防犯対策 (3施策)	都市防災 (4施策)	消防力の強化 (3施策)	地球環境の保全 (5施策)
平均点		71.0	74.3	71.7	71.2
A		該当なし			
B 12 施 策	77		「危機管理体制の強化」		
	75		「防災及び災害復旧体制の充実強化」	「火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実」	「自動車公害対策の強化」
	74		「地震に強い都市づくり」		「市民、事業者による環境保全活動の推進」
	73				「有害化学物質対策と公害防止」
	71	「防犯情報の共有と意識啓発」 「地域における防犯活動」 「道路・公園・広場などの整備・管理」	「風水害に強い都市づくり」	「火災予防体制の充実」	
C 3 施 策	70				「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」
	69			「救急体制の充実」	
	64				「地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献」
D		該当なし			
E		該当なし			

(2) 事業評価

- ① B評価の割合が高い施策分野は、『消防力の強化』
- ② C評価の割合が高い施策分野は、『防犯対策』

「A」91～100点、「B」71～90点
 「C」51～70点、「D」31～50点
 「E」20～30点

※ なお、A評価の事業（1件）は、『地球環境の保全』分野の

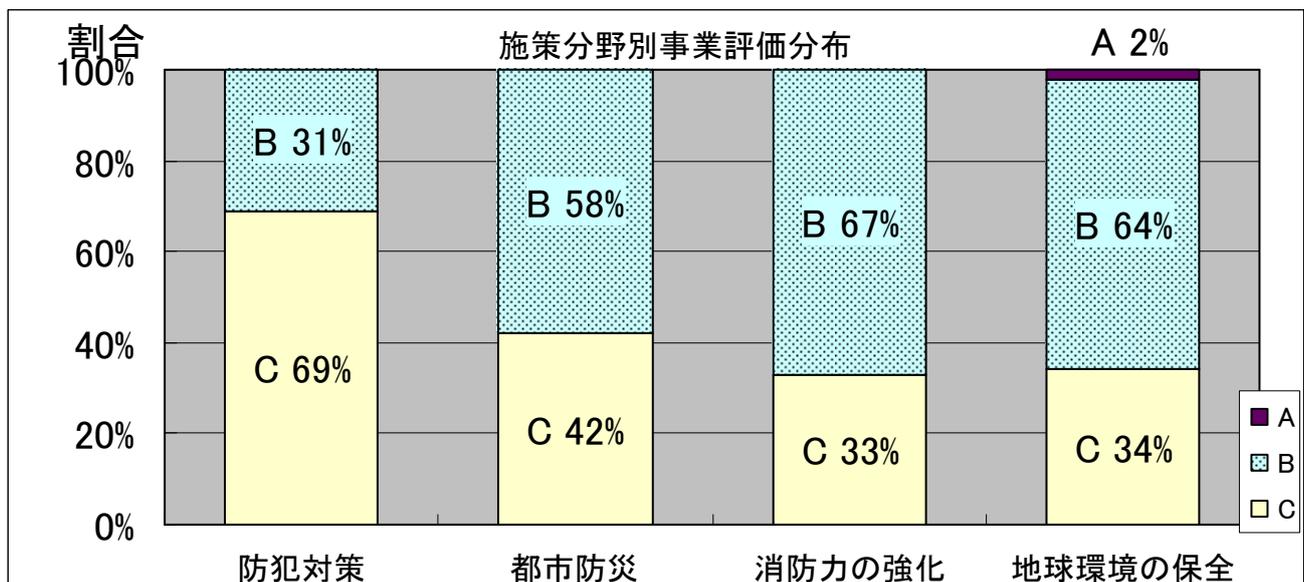
「公共建築物省エネルギー推進事業（ESCO事業審査委員会費）」です。

施策分野	事業数			総合評価区別該当数及び割合					事業平均点
	意見	優れた取組		A	B	C	D	E	
防犯対策	26	7	1	0 -	8 31%	18 69%	0 -	0 -	67.4
都市防災	43	6	1	0 -	25 58%	18 42%	0 -	0 -	73.3
消防力の強化	27	5	1	0 -	18 67%	9 33%	0 -	0 -	73.6
地球環境の保全	47	11	1	1 2%	30 64%	16 34%	0 -	0 -	73.7
局計	143	29	4	1	81	61	0	0	-

①「意見」は改善の必要性がより高い場合に付しました。

②「優れた取組」は先駆的な取組事例と認められる場合に評価しました。

区役所	防犯対策	45	-	-	2 4%	32 71%	11 24%	0 -	0 -	74.3
	都市防災	34	-	-	0 -	22 65%	12 35%	0 -	0 -	74.1
区計		79	-	-	2	54	23	0	0	-
合計		222	29	4	3	135	84	0	0	-



4 監査委員評価・局による評価の比較

「施策評価」

施策評価において、「監査委員評価」が「局による評価」に比べ低い施策は、

- ①「地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献」（施策分野は『地球環境の保全』）で
19点の差

主な理由：平成22年度における市民一人当たりの温室効果ガスの排出量を、平成2年度比で6%以上削減するという目標を達成することが困難な状況にある。

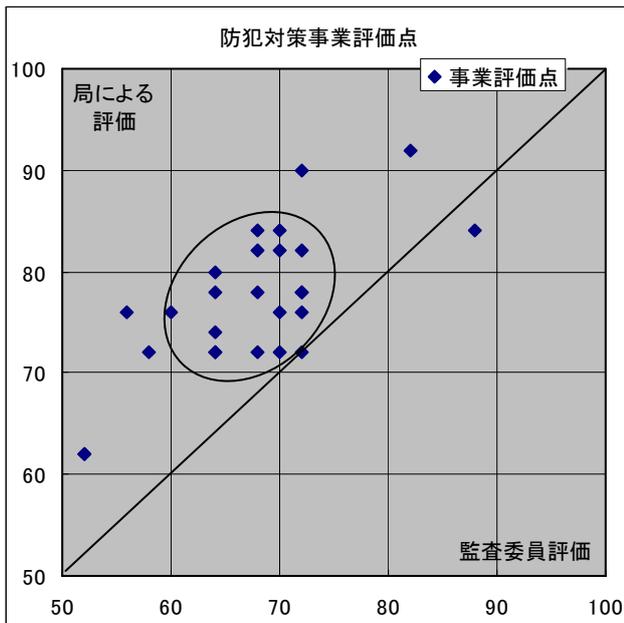
- ②「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」（施策分野は『地球環境の保全』）で
16点の差

主な理由：この施策の中心である「横浜・地域エネルギー政策基本構想」が完成していないことや、事業趣旨の市民、事業者等への説明が十分でなく、効率的、効果的な事業執行が図られていない。

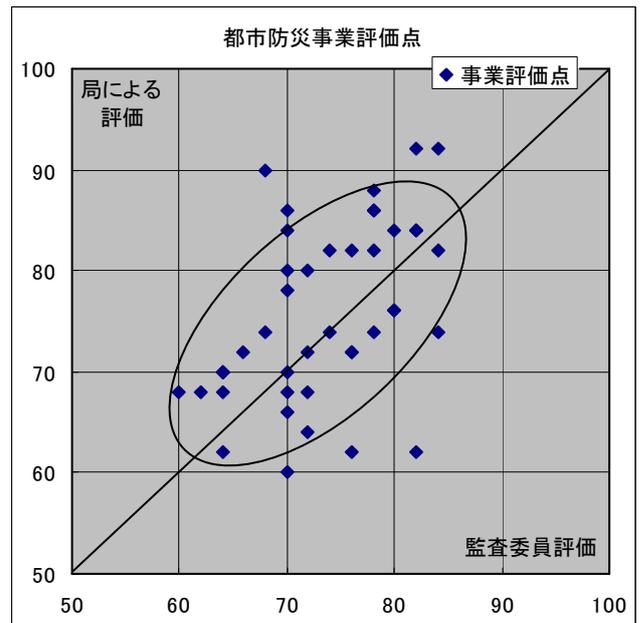
施策評価点による比較

分野	施策	施策(評価点)	
		監査	局
(1)防犯対策	①防犯情報の共有と意識啓発	71	81
	②地域における防犯活動	71	81
	③道路・公園・広場などの整備・管理	71	85
	施策分野別平均	71.0	82.3
(2)都市防災	①危機管理体制の強化	77	85
	②地震に強い都市づくり	74	76
	③風水害に強い都市づくり	71	78
	④防災及び災害復旧体制の充実強化	75	77
	施策分野別平均	74.3	79.0
(3)消防力の強化	①火災予防体制の充実	71	84
	②火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実	75	82
	③救急体制の充実	69	70
	施策分野別平均	71.7	78.7
(4)地球環境の保全	①地域から地球に広がる環境行動都市の創造	70	86
	②地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献	64	83
	③自動車公害対策の強化	75	86
	④有害化学物質対策と公害防止	73	86
	⑤市民、事業者による環境保全活動の推進	74	85
	施策分野別平均	71.2	85.2
	15施策	72.1	81.7

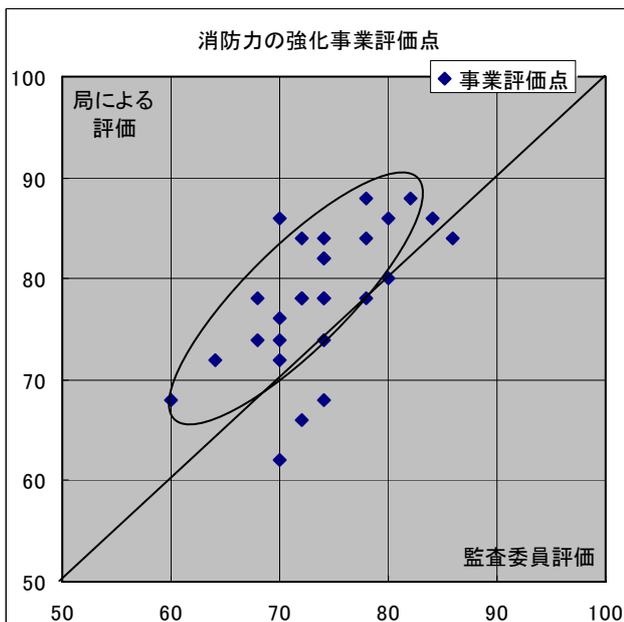
「監査委員による事業評価」と「局による事業評価」の点数相関分布



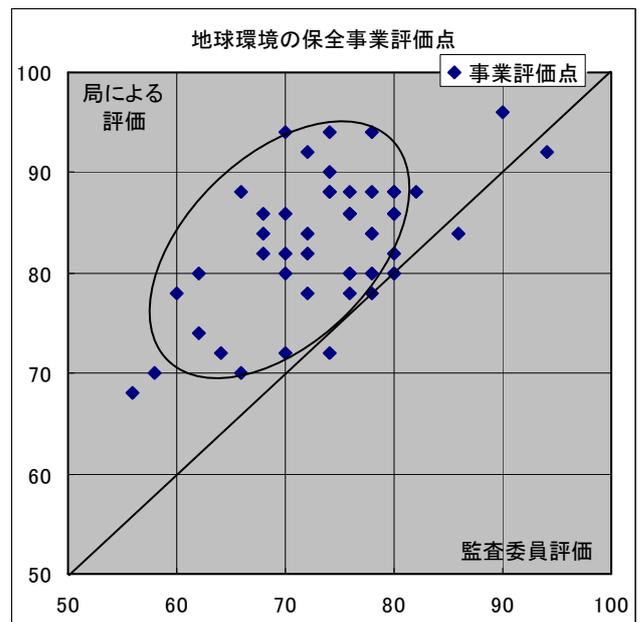
『防犯対策』は、「局による評価」が「監査委員評価」に比べ高い傾向にあり、かつ「監査委員評価」、「局による評価」ともに点数が狭い範囲に分布している。



『都市防災』は、「局による評価」に比べ「監査委員評価」が高い事業が43事業中15事業あり、他分野と異なる傾向にある。



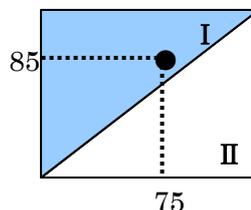
『消防力の強化』は、「監査委員評価」と「局による評価」との点数差が、他分野に比べ少ない傾向にある。



『地球環境の保全』は、「局による評価」が「監査委員評価」に比べ高い傾向にあり、かつ「監査委員評価」、「局による評価」ともに点数が広く分布している。

グラフの見方

(例) 「監査委員評価」が75点
「局による評価」が85点の場合



I : 監査委員評価が局評価より低い
II : 監査委員評価が局評価より高い

5 施策評価及び事業評価

【評価書の作成について】

- 「施策評価書」は、すべての施策について作成していますが、
「事業評価書」は、結果を分かりやすく公表するため、
①意見を付した事業 ②優れた取組のある事業 について作成して
います。（詳細は P104 を参照）
- 「事業評価書」を作成していない事業については、
「監査委員評価及び局区評価対比シート」【別冊参考資料】
を参照してください。

【施策分野の掲載順】

(1) 防犯対策

- ① 施策・事業系統図
- ② 施策評価書
- ③ 事業評価書

(2) 都市防災

- ① 施策・事業系統図
- ② 施策評価書
- ③ 事業評価書

(3) 消防力の強化

- ① 施策・事業系統図
- ② 施策評価書
- ③ 事業評価書

(4) 地球環境の保全

- ① 施策・事業系統図
- ② 施策評価書
- ③ 事業評価書

「防犯対策」系統図

防 犯 対 策

<施策名>		監査		局	頁	
1	防犯情報の共有と意識啓発	B	71	B	81	12

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	防犯推進事業費	B	72	B	78	
2	地域防犯活動実態調査費	C	70	B	72	
3	防犯カメラ利用状況等調査検討事業費	B	72	B	76	14 意見
4	地域防犯マニュアル作成費	C	70	B	76	15 意見
5	横浜市防犯協会連合会補助金	C	64	B	78	
6	安心都市ヨコハマ推進費	C	68	B	72	
.....平均点.....		69.3		75.3		

<施策名>		監査		局	頁	
2	地域における防犯活動	B	71	B	81	16

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	地域防犯拠点設置支援事業費	C	64	B	72	18 意見
2	地域の防犯力推進事業費	C	52	C	62	19 意見
3	安全・安心のまちづくり対策パトロール事業費	C	58	B	72	20 意見
4	防犯灯設置事業	C	64	B	74	
5	安全・安心な商店街づくりモデル事業	C	68	B	78	
6	商店街共同施設整備助成事業	C	68	B	82	
7	住まいの防犯対策推進事業	C	56	B	76	21 意見
8	防犯・防災教育推進事業 (区の意向による事業)	C	52	C	62	
9	防犯・防災教育推進事業 (教員・保護者・地域への研修)	C	60	B	76	
10	防犯・防災教育推進事業 (防犯チェックシート・安全マップ)	B	82	A	92	
11	防犯・防災教育推進事業 (よこはま学援隊活動助成)	B	88	B	84	22 優れた取組
12	学校の安全対策事業 (防犯設備の整備)	C	64	B	72	23 意見
.....平均点.....		64.7		75.2		

<施策名>		監査		局	頁	
3	道路・公園・広場などの整備・管理	B	71	B	85	24

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	公園整備事業	B	72	B	72	
2	公園維持管理事業	C	68	B	84	
3	不法投棄防止対策事業	C	64	B	80	
4	放置自動車対策事業	B	72	B	82	
5	交通安全施設等整備事業 (安全灯設置事業)	B	72	B	90	
6	自転車等放置特別対策推進事業	B	72	B	78	
7	自転車等対策事業指針策定事業	C	70	B	82	
8	SOLAS関係経費	C	70	B	84	
.....平均点.....		70.0		81.5		

区役所		頁
1	地域防犯活動に対する支援	26
2	防犯情報の提供、関係団体との連携	28
3	市民への意識啓発	30
4	警備員派遣によるパトロールの実施	32
5	防犯灯設置事業	34
6	子どもの防犯対策	36

防犯対策 ①防犯情報の共有と意識啓発

(主管局)安全管理局
(関係局)都市経営局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
地域防犯力の向上に関する市及び市民の主体的な取組を総合的かつ計画的に進めることにより、市民の犯罪被害のリスクを減らし、市民生活の安心感を高め、横浜市のまちの魅力を増進する。	市民意識調査によると、行政への要望として「防犯対策」が平成15年度から3年間連続して第1位となっている。 「横浜市防犯力強化宣言」の「自分たちのまちは、自分たちで守る」という基本を踏まえ、緊急の課題として、計画的な自主防犯活動強化への支援が求められている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(71点)

「防犯対策」に対する市民の要望が高まる中、地域防犯活動実態調査の結果を踏まえ、本市の総合的な防犯計画「よこはま安全・安心プラン」や実践編としての「安全・安心ハンドブック」などを策定し、情報の提供や意識啓発を通じた地域防犯力の向上を図っている。

「よこはま安全・安心プラン」は、平成17年から19年の3か年計画となっており、短期的に成果を上げることを目指しているが、緊急対策として実施した防犯対策の成果を検証するためにも、目標を明確にして取り組むことが必要であったと考えられる。

また、市民の安全・安心を確保するためには、自らの生活圏内の犯罪発生状況を正しく把握することが必要であり、すでに電子メールなどを活用して迅速に犯罪情報等を提供している区の事例もあることから、警察との連携を一層深め、効果的に情報を提供することが求められる。

III 局による施策評価

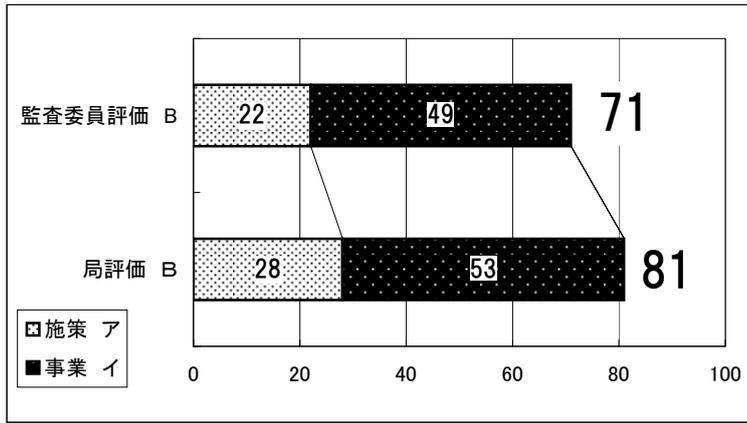
《総合評価》【B】(81点)

防犯は近年急速に着目されるようになった課題であり、市民生活に直接影響を与えるものである。本件に対する市民の関心は高く、早急な対応が求められている。

そのような状況において、防犯に対する本市の考え方を明示するとともに、対策を体系的に整理し実施することは極めて重要である。特に、防犯において自らが主体的な役割を担うことを地域住民が認識し、具体的な活動に移行してもらうために行政が支援を行うことは、安全・安心のまちづくりの推進に効果的である。

「防犯情報の共有と意識啓発」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	5	5
有効性	①	3	5
	②	3	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	5
合計		22	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

事業名 着眼点		事業名																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	15	13	15	11	13	13												80
		局	15	13	15	13	13	13												82
2	有効性	監査	11	11	7	9	11	9												58
		局	11	11	11	13	11	15												72
3	目標達成度	監査	9	9	9	13	9	11												60
		局	11	11	11	9	13	9												64
4	経済性・効率性	監査	7	9	9	11	9	9												54
		局	7	7	7	11	13	9												54
5	合規性・正確性・安全性	監査	8	8	8	6	4	6												40
		局	8	8	8	10	8	6												48
6	社会的公平性・公正性	監査	6	8	8	8	6	8												44
		局	8	6	6	6	6	8												40
7	説明責任・情報公開	監査	8	6	8	6	6	6												40
		局	10	10	10	8	6	6												50
8	市民との協働	監査	5	3	5	3	3	3												22
		局	5	3	5	3	5	3												24
9	環境負荷の低減	監査	3	3	3	3	3	3												18
		局	3	3	3	3	3	3												18
事業評価		監査	72	70	72	70	64	68												416
		局	78	72	76	76	78	72												

事業評価合計

事業数

監査委員評価	416	÷	6	×	0.7	=	49	} 《イ》
局評価	452	÷	6	×	0.7	=	53	

I 事業の概要

事業の目的	防犯カメラの設置は犯罪の抑止効果が高く、今後更に増加することが予想される。一方で、個人のプライバシーへの配慮が求められていることから、防犯カメラの設置・運用に関して条件付けが必要な範囲及びその内容について検討を行う。
事業の内容	(1)防犯カメラ等の設置状況調査、市民意識調査の実施 (2)弁護士、学識経験者などをメンバーとする専門会議を設置し、運用基準(ガイドライン)を定める。
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)横浜市防犯カメラ情報管理検討委員会を5回開催 (2)防犯カメラ等設置管理に関する実態調査(市の施設及び民間施設)の実施 (3)防犯カメラ等設置管理に関する市民意識調査の実施 (4)「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定
18年度	0
17年度	2,795
16年度	—

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

不特定多数の者が利用する施設や場所に設置する防犯カメラは、防犯効果が高いといわれる一方で、プライバシーの保護を適切に行うことが課題となっている。
 「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」は、市内の設置状況や市民のプライバシーに対する不安等に関する実態調査を踏まえて、設置者が運用の基準を定める上で配慮すべき事項を定めたもので、市民ニーズに対応した取組となっている。
 策定したガイドラインは、横浜市商店街総連合会やチェーンストア協会等に依頼して周知を図ったが、今後とも防犯カメラの設置数が増加することが想定されることなどから、引き続き周知対策を講じていく必要がある。

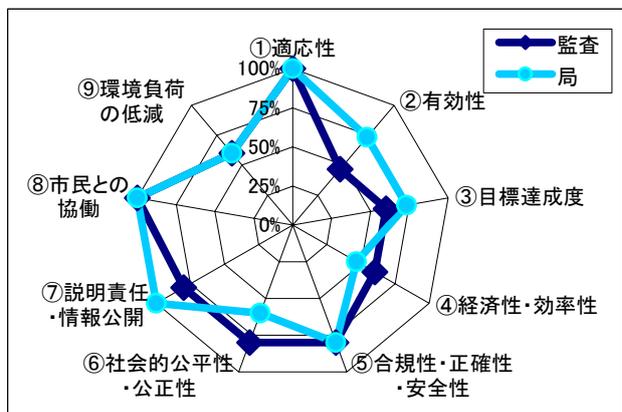
《意見》

防犯上有効とされている防犯カメラを適切に設置・運用してもらう上で、プライバシー保護への配慮は重要な課題である。
 本市が策定したガイドラインが各企業等において遵守されているかなど、効果を検証するとともに、引き続き設置者への周知徹底が必要である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(76点)

本ガイドラインは、街中に増加する防犯カメラと個人のプライバシー保護との調和を図るものとして、実情を踏まえ設置者が受け入れやすい内容にまとめることができた。



地域防犯マニュアル作成費

所管局課 安全管理局地域安全支援課

I 事業の概要

事業の目的	安全で快適な地域を実現していくための「よこはま安全・安心プラン」の実践編としてマニュアルを作成し、地域の防犯力強化につなげていく。	
事業の内容	プランの実践編として、3部構成で防犯マニュアル「安全・安心ハンドブック」を作成	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)一人ひとりの防犯対策「個人編」 (2)地域の防犯まちづくり「地域編」 (3)子どもを守り育てる「子ども編」	
18年度	0	の3部構成で「安全・安心ハンドブック」を各125,000部作成し、自治会町内会、学校等へ配布。
17年度	18,215	
16年度	—	

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

「安全・安心ハンドブック」は、区役所などに配架したほか、自治会町内会に回覧などを依頼したが、回覧だけでは十分に周知が図れないこともあり、市民に広く周知するための工夫が求められていた。

このハンドブックは、各家庭において市民一人ひとりが実践すべき基本的な防犯対策をまとめたものであることから、全戸配布による周知がより望ましいと考えられ、周知方法の有効性には課題が残る評価となった。

また、「安全・安心ハンドブック」の作成に先立ち、複数の区において独自の防犯マニュアルやチェックシートを作成し、全戸配布などを行った事例があり、局と区の事業に重複が見受けられた。

《意見》

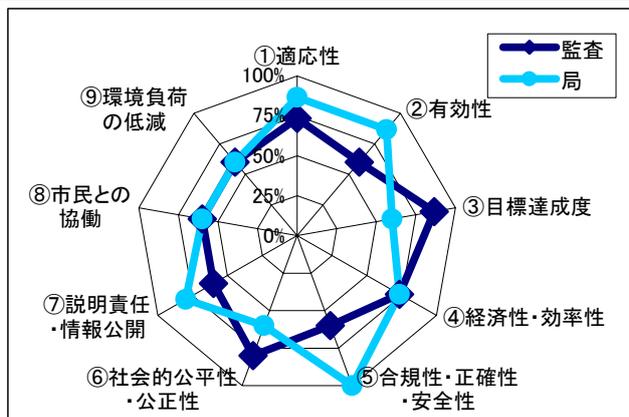
市民一人ひとりが実践すべき防犯対策をまとめたものであり、有効に活用していただくために、様々な機会を利用して周知するなどの工夫が必要である。

また、パンフレット、マニュアル等の作成配布に当たっては、局と区で重複がないよう事前に調整を図ることが望ましい。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(76点)

完成したマニュアルは自治会町内会等を中心に配布したが、その後の配布希望も多く寄せられており、地域における具体的な防犯活動に活用されている。



防犯対策 ②地域における防犯活動

(主管局)安全管理局

(関係局)経済観光局、まちづくり調整局、教育委員会事務局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
犯罪発生の増加に伴い、市民の防犯への関心とともに「自分たちのまちは、自分たちで守る」機運が高まっている。市民の防犯意識の向上や、地域の実情に応じた多様かつ自主的な活動への支援を行うことで、地域全体の防犯力の向上を図り、犯罪の発生を継続的に減少させるとともに、地域のコミュニティづくりと魅力あるまちづくりを推進する。	空き巣などの身近な犯罪や子どもを対象とする事件が多発しており、その対策としては、犯罪対策閣僚会議による「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」でも、「地域住民等が自主的に行う防犯活動の促進が重要」とされている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(71点)

本市では、地域のパトロール活動や情報発信を行う地域防犯拠点の設置や、学校の安全管理をサポートする「よこはま学援隊」の創設など、地域の自主的な防犯活動に対する支援を行っている。

また、防犯灯や防犯カメラなどの整備により防犯環境の改善も図られており、これらの取組が平成17年の犯罪発生件数が前年比△26.5%と大きく減少したことに大きな効果を上げていると考えられる。

警備会社に委託しているパトロールについては、各区一律に配置しているが、地域ごとに必要性が異なっているため、地域の状況やニーズに合わせて柔軟に対応していくことが望ましい。

今後、地域の防犯活動をより活発化していくために、各団体が活動のノウハウを共有化できるよう様々な場や機会を提供するとともに、地域の防犯活動を推進する人材の育成に努めるなど、効果的に活動を進めていくための支援が必要である。

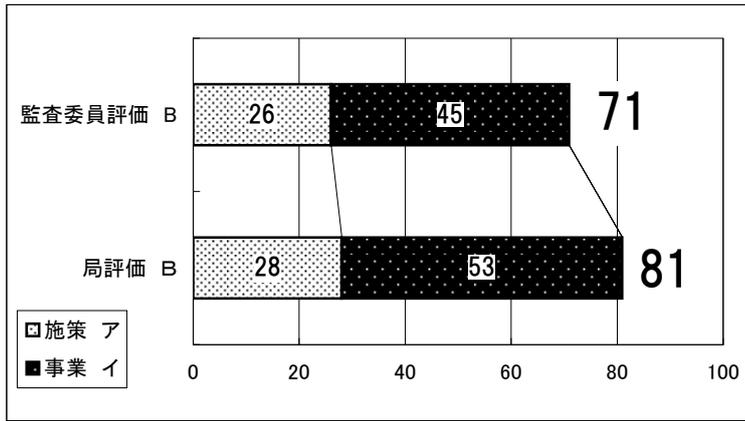
III 局による施策評価

《総合評価》【B】(81点)

防犯対策の基本は、地域防犯力の強化にあり、活動主体や活動内容に合わせたきめの細かい支援が求められている。そこで、各局区を中心として様々な支援を実施することにより、防犯活動に取り組む地域団体や商店街が増え、安全・安心なまちづくりに向け着実な前進がみられる。

「地域における防犯活動」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	5	5
有効性	①	3	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	3
	②	5	5
合計		26	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	15	11	9	11	11	13	9	9	13	13	15	13						142
		局	13	13	13	13	15	13	11	11	15	13	15	15						160
2	有効性	監査	11	5	7	9	9	9	7	9	7	13	13	9						108
		局	11	9	11	11	13	13	13	11	11	15	13	11						142
3	目標達成度	監査	7	7	9	9	13	11	7	9	7	15	15	9						118
		局	11	5	11	9	11	11	11	7	7	15	13	13						124
4	経済性・効率性	監査	9	7	7	9	9	9	7	3	9	11	11	7						98
		局	7	9	7	11	9	13	13	5	9	13	7	5						108
5	合規性・正確性・安全性	監査	6	6	10	8	6	8	8	8	6	6	8	8						88
		局	10	8	10	8	6	6	8	6	8	6	8	8						92
6	社会的公平性・公正性	監査	8	6	4	6	8	6	6	6	6	8	8	6						78
		局	6	6	6	8	8	10	6	10	6	10	10	8						94
7	説明責任・情報公開	監査	2	4	6	6	6	6	6	2	6	8	10	6						68
		局	6	6	6	6	10	10	6	4	10	10	10	6						90
8	市民との協働	監査	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	3						40
		局	5	3	5	5	3	3	5	5	5	5	5	3						52
9	環境負荷の低減	監査	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3						36
		局	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	3	3						40
事業評価		監査	64	52	58	64	68	68	56	52	60	82	88	64						776
		局	72	62	72	74	78	82	76	62	76	92	84	72						902

事業評価合計

事業数

監査委員評価	776	÷	12	×	0.7	=	45
局評価	902	÷	12	×	0.7	=	53

《イ》

地域防犯拠点設置支援事業費

所管局課 安全管理局地域安全支援課

I 事業の概要

事業の目的	商店街の空き店舗等を活用して地域における地域防犯拠点の施設を設置し、地域住民による防犯活動の活性化を支援する。
事業の内容	(1)地域防犯拠点の設置に対し、施設整備や施設管理経費の補助(区配) (2)地域防犯対策の提供や地域防犯組織の立ち上げ支援のため、防犯知識を有する専門職員の派遣を一定期間委託
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)自治会町内会館や空き店舗、学校施設を活用し、計13区59箇所に地域防犯拠点を設置 (2)各拠点において、防犯パトロールの際の拠点としての利用や防犯情報の提供、防犯研修会の実施などの活動を実施
18年度	27,000
17年度	20,446
16年度	17,273

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(64点)

地域防犯拠点は、地域の要望に応じて、空き店舗の活用、独自にプレハブ施設を設置、自治会町内会館や学校内に併設などの形で開設し、自治会町内会が地域の实情に合わせた活動を行うことにより地域防犯に貢献している。

しかし、拠点の活動は順調なところばかりではなく、月に数日しか利用されていない状況も見受けられた。

施設利用の効率性、活動内容に課題があると考えられることから、活動団体が継続して効果的に活動できるような支援が必要である。

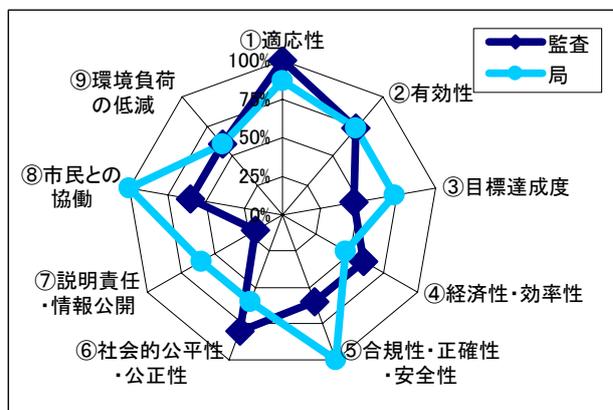
《意見》

それぞれの地域防犯拠点の状況等を把握した上で、課題がある拠点や新規に立ち上げる拠点に対して市内や他都市の活動事例等を提供し、地域の防犯活動を推進する人材の育成を図るなど、活動の活性化に向けた取組が必要である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

地域防犯拠点については、各区において設置が進む一方で、運営方法についてはばらつきが見受けられるため、有効活用に向けた工夫を図りたい。



地域の防犯力推進事業費

所管局課 安全管理局地域安全支援課

I 事業の概要

事業の目的	自治会町内会、PTA、NPO等の知恵と力を生かした地域レベルでの防犯活動を支援し、地域と行政が連携して、まちの防犯力を向上させる。
事業の内容	(1)地域の特性に即した地域の防犯力を高めるためのネットワーク化や、地域が主体となって取り組む防犯活動(地域防犯拠点の施設利用の促進、人材育成、防犯情報の提供等)に対する支援 (2)各区が防犯活動を推進するための提案事業に対する支援
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	6区において8事業実施 (1)「子ども110番の家」のプレート・ポスター作成 (2)防犯マップやポケットブック・活動事例集作成 (3)パトロール用防犯プレート作成 (4)防犯パネル展、まちづくり推進大会開催 (5)緊急防犯情報発信システム開発
18年度	21,204
17年度	14,303
16年度	21,753

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(52点)

本事業は、安全管理局が地域の防犯活動を担う人材の育成や防犯意識の高揚などを目的に、新規事業の提案を区に募集して実施したものである。

提案された事業の中には、緊急防犯情報発信システムの開発など事業の趣旨に沿った新規事業もある一方、多くは既に「個性ある区づくり推進費」で独自に行っている防犯対策事業と重複しており、提案数も6区8事業にとどまっていた。

この事業は、局が統一して方向性や実施内容を提示して行う、いわゆる区配事業とは趣旨が異なるものである。

各区役所が地域の課題や緊急のニーズに応じて実施していく「個性ある区づくり推進費」で対応することが有効であると考えられる。

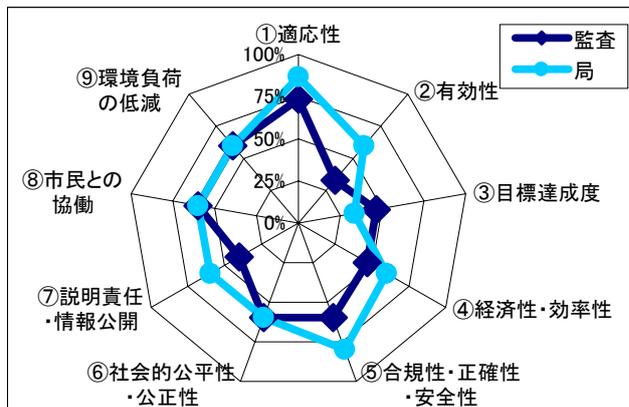
《意見》

各地域レベルの防犯支援事業は区役所が主体的に実施し、局は全市的に展開すべき防犯対策事業に力を入れるなど事業の特性に合った執行方法を選択していく必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(62点)

区を中心とした地域防犯活動支援の一環として、事業費補助を行う内容であるが、内容の周知等が行き渡らず、事業提案数が少なかった。



I 事業の概要

事業の目的	市民にとって安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、特に事件等が多発している地域の犯罪抑止、児童の安全確保、青少年の問題行動を未然に防ぐなど、地域の安全対策を図る。
事業の内容	警備会社に委託してパトロール隊を編成し、事件等が多発している地域や公園、繁華街のパトロール活動を実施
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	各区で半年間、警備会社に委託したパトロール隊3班(4人/班)が、週4日(5時間/日)犯罪発生件数の多い地区などを巡回
18年度	31,034
17年度	31,075
16年度	62,571

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(58点)

この事業は、全区一律に半年間、警備会社に委託して、週4日区内を防犯パトロールをするもので、繁華街など犯罪多発地域や夜間などを中心に、地域によるパトロール活動との連携や情報交換を図りながら実施している。

しかし、各区の実情を見てみると、この事業に加えて犯罪の多い地域などを対象に、別途警備員を配置している区がある一方、地域住民による自主的なパトロールを基本に地域の防犯力を高めることを検討している区もあるなど、全区一律の配置では地域の実情に応じた柔軟な対応が難しい状況も見受けられた。

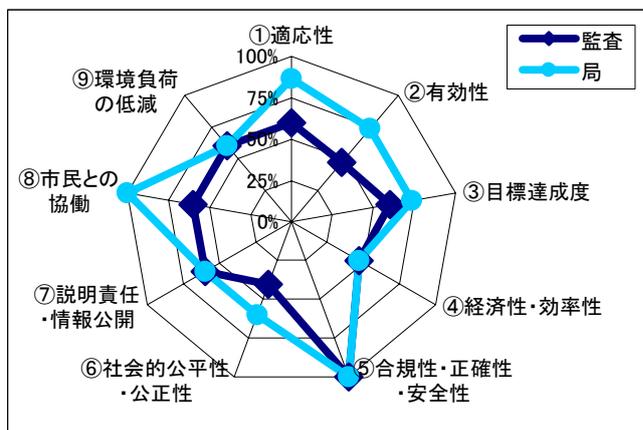
《意見》

地域の犯罪発生状況や、地域住民による自主的なパトロール活動などを把握した上で、各区一律配置の見直しを行い、犯罪発生件数の多い地域や時間帯を考慮するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

本事業については、区からの要望も強く、防犯活動が初期段階にある地域支援や地域防犯活動では対応しづらい地域における防犯対策として効果がある。



住まいの防犯対策推進事業

所管局課 まちづくり調整局住宅計画課

I 事業の概要

事業の目的	建物の防犯対策に関する相談や情報提供を行い、市民の住まいの防犯対策を支援する。
事業の内容	(1)防犯リフォームの方法などの出張相談 (2)ハウスクエア横浜での「住まいの防犯体験コーナー」企画展、啓発パネル等の展示 (3)区民の身近な場所でのパネル展開催のための啓発パネルを各区に配布 (4)防犯セミナーの開催
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)防犯リフォーム出張相談(平成18年3月開始、相談件数10件) (2)ハウスクエア横浜において「住まいの防犯体験コーナー」企画展、啓発パネル等の常設展示 (3)区庁舎等での啓発パネル掲示 (4)防犯セミナーの開催(会場:開港記念会館外市内3か所、参加者数:1回当たり約40名)
18年度	6,000
17年度	10,000
16年度	—

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(56点)

平成17年度の市内の犯罪発生状況は、空き巣等の侵入盗が7,126件(全犯罪の約13%)となっており、また、市民アンケートでも約9割の人が身近に発生する可能性が高い犯罪として「空き巣や忍び込み」を挙げていることなどから、建物に対する適切な防犯対策情報の提供は必要と考えられる。

そこで、これらの情報を提供するために、戸建て住宅を対象として実施した「住まいの防犯対策出張相談会」であるが、その実績は、当初約50件の見込みに対して10件^{*}(18年3月から実施)となっており、事業としての有効性と目標達成度に課題があると見受けられた。

また、「防犯セミナー」については、4回開催で1回当たり300名の募集に対して参加者は各回とも約40名にとどまり、当初の目標を達成していない状況となっている。

事業内容が市民ニーズと合致していないのか、広報等の周知方法に課題があるのかなどの検証を行い、今後の事業の進め方について検討が必要である。

(※出張相談会の18年度実績は6月末現在で4件)

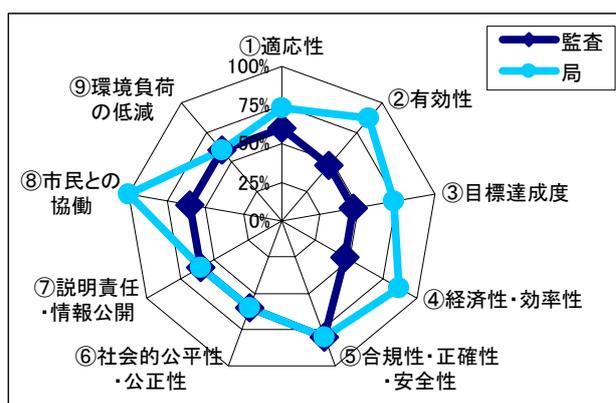
《意見》

「住まいの防犯対策出張相談会」及び「防犯セミナー」について、事業の検証を行い、住まいの防犯対策に対する市民のニーズを踏まえた事業の検討が必要である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(76点)

17年度も行政に対する市民要望では「防犯対策」が3年連続で1位となり、昨今の治安の状況から市民の関心やニーズは非常に高い。今後も関係団体との連携を密にしながら評価制度なども検討していきたい。



I 事業の概要

事業の目的	保護者や地域との連携により、学校の安全対策の推進を図り、児童・生徒の更なる安全を確保する。
事業の内容	保護者や地域住民が行う学校の安全管理活動を支援するボランティア活動（来校者の受付、校門・昇降口等の施錠管理、児童・生徒の見守り活動など）への助成
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)助成団体数24団体 【活動内容】 ①校門・校舎の施錠管理やカメラモニタリング、②校内パトロール、③登下校時の通学路の見守り活動、④防犯啓発活動等 (2)17年度の活動状況を事例集にまとめ、市立小・中学校に配布（小学校各15部、中学校各5部）したほか、ホームページなどで公表
18年度	41,000
17年度	3,922
16年度	—

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(88点)

子どもの登下校時を狙った犯罪や学校内への不審者の侵入などの事件が全国で多発している中、地域住民や保護者などの協力により登下校時の見守りや校内巡視等が行われてきた。

「よこはま学援隊」は、こうした取組への参加者の拡大や活動の継続を目指して創設した支援制度であり、平成17年度はモデル事業として実施したものである。

モデル事業の実施と並行して検証に着手し、地域や関係者に具体的な成果や活動状況を周知したことで、助成制度を利用しやすいよう改善したことで、18年度は133団体(※)、小学校の3校に1校の割合にまで拡大している。

(※18年7月現在、小学校127団体、中学校5団体、養護学校1団体)

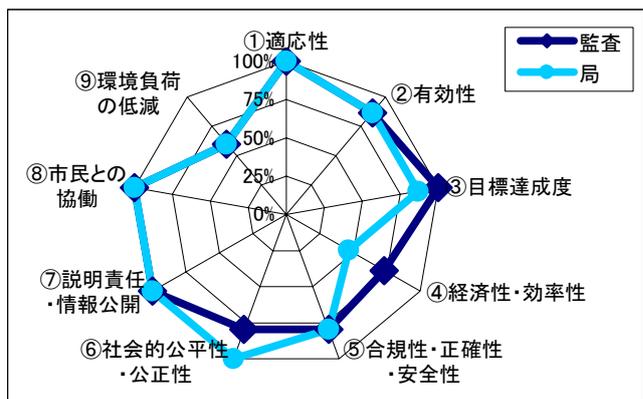
《優れた取組》

「よこはま学援隊」は、モデル事業の検証や活動事例の共有などを早期に実施したことにより、18年7月現在小学校の3校に1校(133団体)まで拡大している。短期間に実施校の拡大が図られた本事業は、市民と行政の協働による優れた取組である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(84点)

学校・保護者・地域が一体となった児童・生徒の安全確保の取組を推進する上で有効な制度であり、各方面からの評価も高い。引き続き、より多くの学校での活動展開を図っていく必要がある。



学校の安全対策事業（防犯設備の整備）

教育委員会事務局
所管局課 総務課学校防犯・防災担当

I 事業の概要

事業の目的	学校における防犯への取組強化を図るため、施設面における安全対策を充実し、児童・生徒の安全を確保する。
事業の内容	遠隔操作可能な電気錠やカメラ付インターホン、防犯カメラなどの整備
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)校門又は校舎出入口への遠隔操作電気錠の整備 259校 (2)校門又は校舎出入口へのカメラ付インターホンの整備 250校 (3)その他防犯カメラの増設、フェンス設置等 71校
18年度	381,921
17年度	164,771
16年度	465,663

※18年度予算額は防犯設備整備のほか、がけ・擁壁等危険箇所改善計画の作成、擁壁設置工事を含む。

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(64点)

学校では施設面での防犯対策として、平成15年度に防犯カメラの設置、16年度に緊急時校内連絡システムの設置、17年度には校門又は校舎出入口への遠隔操作電気錠や、カメラ付インターホンの整備が行われている。

文部科学省の「安全・安心な学校づくりのための報告」に基づき、不審者の進入防止対策として、学校ごとの状況を踏まえた防犯設備の整備を進めるとともに、学校関係者等の協力による防犯カメラのモニターチェックの充実など、整備した設備を有効に活用するための体制の検討が必要である。

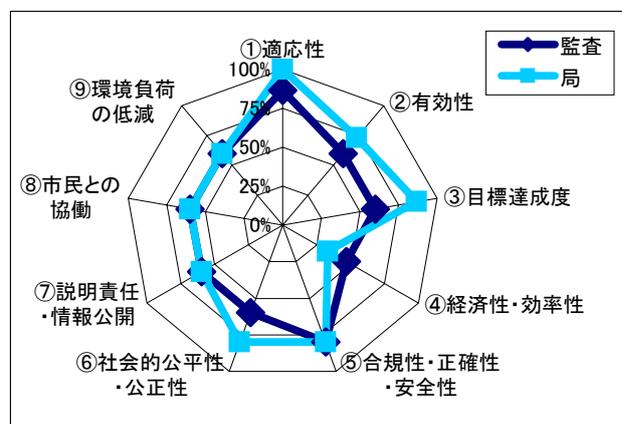
《意見》

整備した設備が有効に活用されるよう、地域や保護者の協力を得るなど、実効性を高めるための取組の強化や仕組みについて検討が必要である。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

児童・生徒の安全確保に大きく貢献している。引き続き、学校の実状に合わせた防犯設備の充実を図っていく必要がある。



防犯対策 ③道路・公園・広場などの整備・管理

(主管局)安全管理局

(関係局)環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
道路、公園、広場など公共空間の管理について犯罪防止に配慮することや、環境の悪化が犯罪を助長するという「割れ窓の理論」の例に陥らないよう違法駐輪、不法投棄などの犯罪を未然に防ぐことにより、市民の犯罪被害のリスクを減らし、市民生活の安心感を高め、横浜市のまちの魅力を増進する。	市民意識調査によると、行政への要望として「防犯対策」が平成15年度から3年間連続して第1位となっている。 また、「よこはま安全・安心プラン」に先立つ市民アンケート調査の結果では、身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所として、「近所の道路」が1位、「公園や広場」が2位となっている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(71点)

本施策では、道路、公園等の整備管理を進めるとともに、街の美化対策として不法投棄対策、違法駐輪対策に取り組むなど、公共空間の環境改善に努め、犯罪に強いまちづくりを推進している。

本市ではこれらの施設整備に当たっては、地域住民の意見を取り入れながら進めているが、他の自治体では、道路、公園等の構造、設備に関する防犯上の指針や周辺住民との維持管理活動の連携などを具体的に定めているところもある。

そこで、各事業の目標に「見通しの確保」や「照度の確保」等の防犯上の視点を盛り込むなどにより施策を推進することが必要である。

III 局による施策評価

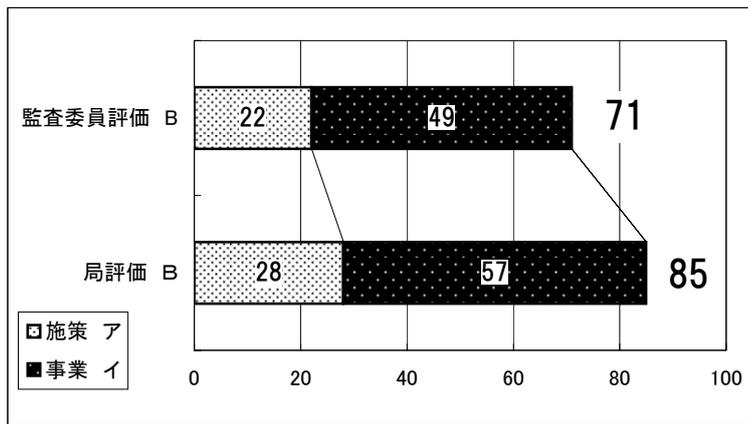
《総合評価》【B】(85点)

街の美化など地域の環境浄化活動は、単に行政のみの取組に限定されることなく、街の植花運動や落書き消しなど地域全体に取組の輪が広がっている。

その結果として、防犯パトロールなど地域における直接的な防犯活動との相乗効果により、犯罪件数の大幅な減少に結びつき、市民の不安感の軽減に貢献している。

「道路・公園・広場などの整備・管理」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	5	5
有効性	①	3	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	5
合計		22	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

事業名 着眼点		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計	
		公園整備事業	公園維持管理事業	不法投棄防止対策事業	放置自動車対策事業 (交通安全施設等整備事業 (安全灯設置事業))	自転車等放置特 別対策推進事業	自転車等対策事 業指針策定事業	自転車等対策事 業指針策定事業	S O L A S 関係経費											
1	適応性	監査	11	11	13	13	13	15	15	11										102
		局	13	15	15	11	15	15	15	15										
2	有効性	監査	9	9	9	9	13	11	9	9										78
		局	9	15	15	15	15	11	13	13										
3	目標達成度	監査	9	9	7	9	11	9	13	9										76
		局	9	11	9	5	11	9	15	13										
4	経済性・効率性	監査	11	11	7	11	9	7	9	9										74
		局	11	13	9	13	15	9	9	11										
5	合規性・正確性・安全性	監査	8	6	10	10	8	8	8	10										68
		局	10	10	10	10	10	8	6	10										
6	社会的公平性・公正性	監査	4	8	6	6	6	6	8	10										54
		局	4	6	6	10	10	8	8	10										
7	説明責任・情報公開	監査	10	6	6	8	6	6	2	6										50
		局	8	6	8	8	4	8	6	6										
8	市民との協働	監査	5	5	3	3	3	5	3	3										30
		局	3	5	5	5	5	5	5	3										
9	環境負荷の低減	監査	5	3	3	3	3	5	3	3										28
		局	5	3	3	5	5	5	5	3										
事業評価		監査	72	68	64	72	72	72	70	70										560
		局	72	84	80	82	90	78	82	84										

事業評価合計

事業数

監査委員評価	560	÷	8	×	0.7	=	49	} 《イ》
局評価	652	÷	8	×	0.7	=	57	

<1 地域防犯活動に対する支援> ~活動費補助、物品支援、地域活動情報の共有~

該当区	全区
-----	----

I 概要

事業の目的	多くの市民が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識を持ち始めたことを反映して自主的な防犯活動が盛んになってきており、そうした活動を通じて地域コミュニティの強化を図り、防犯力の向上を目指す。
事業の内容	(1)自治会町内会等が自主的に取り組む防犯パトロール、防犯マップづくり、防犯研修などの活動に対する補助金の交付 (2)防犯パトロールなどの活動時に使用する腕章、ベスト、誘導灯等物品、防犯ステッカーなどの提供

II 監査委員による評価

<p>この事業は、地域の防犯活動団体(以下「団体」という。)に対して助成や物品の提供などを行うものであり、その結果、活動団体の増加や活動の活性化が見られ、市域全体における犯罪発生件数の減少につながっていると考えられる。</p> <p>しかし、一部の区では団体の数やその活動状況を把握していないため、事業の振り返りが行われていない。また、「防犯に対する市民意識調査」では、団体が抱える課題として、防犯活動のノウハウの蓄積や他団体の活動に関する情報収集の困難さ、参加者の固定化などがあげられている。</p> <p>団体の中には、日常的なパトロール活動や、区で設置した地域防犯拠点に地域住民が常駐して犯罪情報を提供するなど、<u>地域住民と神奈川県、警察、市が一体となって取り組んだ結果、当該地区の犯罪発生件数が激減(前年比△48%)し、優れた自主防犯活動として、全国防犯協会連合会から表彰された磯子区の洋光台連合自治町内会のような事例もある。</u></p> <p>【参考】</p> <p>(1) 全国防犯協会連合会 ”安全で 明るく住みよい社会”の実現を目指して活動を続ける公益法人。 防犯普及活動と全国の防犯協会や防犯ボランティアへの支援活動等を行っている。</p> <p>(2) 平成17年度「防犯に対する市民意識調査」から ・身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所 (第1位)身近な近所の道路、(第2位)身近な公園や広場、(第3位)自分の住まい ・身近な犯罪を減らしていくために必要な手立て (第1位)防犯パトロール等の防犯活動、(第2位)警察のパトロールや取締り、 (第3位)防犯灯等のまちなちの照明設備</p>
--

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
鶴見	鶴見区防犯活動支援事業	防犯パトロール関連物品の配布、 防犯マップづくり支援	62
神奈川	神奈川区防犯対策事業	防犯活動助成、防犯パトロール関連物品の配布	64
西	安心して暮らせるまちづくり 支援事業	防犯パトロール関連物品等の配布	66
中	中区民くらし安全・安心対策 事業	防犯活動助成	72
南	南区アクションプラン推進事業 「街の安全・私の安全支援事業」	防犯パトロール関連物品等の配布	78
港南	地域安全活動推進事業	防犯活動助成(助成金の交付)	80
保土ヶ谷	防犯商店街活動支援事業 (その2)	地域防犯拠点の設置・管理運営補助	88
旭	町ぐるみ防犯地域コミュニテイ づくり推進事業	防犯活動助成	92
磯子	地域連携安全・安心推進事業	防犯活動助成、防犯パトロール関連物品の配布	100
金沢	セーフティ・タウンかなざわ 推進事業	防犯パトロール関連物品等の配布	108
港北	港北AAA(安心安全な明日 を)地域防犯力向上作戦	防犯パトロール関連物品等の配布	110
緑	緑安全安心まちづくり推進事業	防犯パトロール関連物品等の配布	112
青葉	地域・学校防犯活動支援事業	防犯パトロール関連物品等の配布	118
都筑	地域防犯推進事業	防犯活動助成	126
戸塚	街の安全対策事業	防犯活動助成、防犯パトロール関連物品等の配布	128
栄	栄区安全・安心のまちづくり 「みんながサポーター事業」	防犯パトロール関連物品等の配布	130
泉	地域安全まちづくり事業	防犯活動助成	136
瀬谷	防犯活動補助事業	地域の自主防犯活動及び区民交番設置への補助	146

< 2 防犯情報の提供、関係団体との連携 >

該当区	全区
-----	----

I 概要

事業の目的	身近な犯罪が多発している状況において、市民が「犯罪被害に遭わないように対策を講じ、また、防犯ボランティア団体が効果的に活動するためには、自らの生活圏内でどのような犯罪が発生しているかを正しく把握することが不可欠である」(平成16年度犯罪白書)とされており、防犯意識の高揚及び効果的な防犯活動につながるよう、犯罪発生情報や犯罪の手口に関する情報等を住民に的確に提供する。
事業の内容	(1)自治会町内会掲示板、区ホームページ、広報よこはま、電子メール、ファックスなどを利用した防犯情報の提供 (2)地域、警察、市等が連携して、安全・安心なまちづくりを推進するための協議会を設置し、犯罪状況や防犯活動に関する情報の共有や、啓発活動を実施

II 監査委員による評価

各区では「安全・安心まちづくり推進協議会」等を開催し、地域や警察署、事業者など関係者が防犯の取組について情報を共有し、防犯活動の活性化に努めている。

また、防犯や犯罪に関する情報は、防犯意識の高揚など地域の防犯対策上必要不可欠であり、市民からの要望も受け、各区で広報区版やホームページ等様々な手段で伝えている。

しかし、区によっては連合町内会へ月に1回、前月分の情報をまとめて伝えているところや、情報が限定的なところがある一方、南区や保土ヶ谷区、港北区のように、電子メールやファックスで速やかに提供するシステムを活用し、区民から好評を得ている取組もある。

そこで、情報の充実を図るため、その内容や時期について関係機関と協議するとともに、ケーブルテレビや地域の情報誌にも協力を依頼するなど、公表方法の多様化についても検討する必要がある。

【参考】

- (南区)「犯罪・防犯情報のメール配信」(平成17年11月開始)
登録者数 約350人
- (保土ヶ谷区)「ファックスネットワークによる犯罪・防犯情報の発信」(平成17年1月開始)
登録者数 約500箇所
- (港北区)「港北AAA防犯情報メールの発信」(平成18年3月開始)
登録者数 約2,500人

※登録者数は平成18年6月現在

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
鶴見	鶴見区防犯活動支援事業	鶴見区防犯会議開催	62
神奈川	神奈川区防犯対策事業	神奈川区安全・安心まちづくり推進協議会開催	64
西	安心して暮らせるまちづくり支援事業	西区安全・安心まちづくり推進協議会開催 掲示板設置補助	66
中	中区民そぐるみ防犯運動支援事業	中区民暮らし安全推進協議会開催	74
南	南区アクションプラン推進事業 「街の安全・私の安全支援事業」	南区地域防犯推進連絡会開催 犯罪・防犯情報のメール配信	78
港南	地域安全活動推進事業	港南区安全安心まちづくり推進協議会開催	80
保土ケ谷	防犯商店街活動支援事業 (その1)	保土ケ谷あんぜんネットワーク開催 ファックスネットワークによる犯罪・防犯情報の 発信	86
旭	町ぐるみ防犯地域コミュニティ づくり推進事業	旭区安全・安心対策協議会開催、防犯情報誌発行	92
磯子	地域連携安全・安心推進事業	磯子区安全・安心まちづくり推進協議会開催	100
金沢	セーフティ・タウンかなざわ 推進事業	金沢区安全・安心まちづくり推進協議会開催	108
港北	港北AAA(安心安全な明日 を)地域防犯力向上作戦	港北AAA作戦会議開催 港北AAA防犯情報メールの発信	110
緑	緑安全安心まちづくり推進事業	緑区安全安心まちづくり推進協議会開催	112
青葉	青葉「地域安全・防犯見守り 隊」配置事業	自治会町内会・警察署・区との連絡会議開催	122
都筑	地域防犯推進事業	防犯ネットワークつづき開催	126
戸塚	街の安全対策事業	戸塚区まちの安心・安全推進連絡協議会	128
栄	栄区安全・安心のまちづくり 「みんながサポーター」事業	栄区安全・安心まちづくり推進協議会開催	130
泉	地域安全まちづくり事業	地域防犯担当責任者連絡会議開催	136
瀬谷	防犯活動補助事業	掲示板設置補助	146
瀬谷	まちの安全・安心推進事業	瀬谷区安全・安心まちづくり連絡会開催、 犯罪防止啓発看板 地域防犯情報ボードの設置	150

< 3 市民への意識啓発 > ~防犯マニュアル等の作成・配布、講演会等~

該当区	鶴見区を除く全区
-----	----------

I 概要

事業の目的	市民の防犯に関する認識を深め、地域での自主防犯活動の拡大や、防犯対策の充実を目指す。
事業の内容	(1)防犯に関する講演会やセミナー、キャンペーンの実施 (2)地域の自主的な防犯活動を推進するための行動計画の策定 (3)防犯マニュアル、チェックリスト等の作成・配布 (4)活動事例集の作成・配布

II 監査委員による評価

防犯講演会やセミナーの開催、区民まつりなどでの防犯キャンペーン活動は、ほとんどの区で行われている。また、地域での活動状況をまとめた活動事例集や防犯冊子の作成・配布を行って啓発活動に努めている区もあり、平成17年の市域における犯罪発生件数の減少に少なからず寄与したものと考えられる。

なお、区民向けの防犯冊子の中には、安全管理局で作成している冊子とほぼ同様の内容のものがあることから、重複することのないよう区局間の調整が必要である。

また、青葉区の「あおばC30行動計画」では、「犯罪発生率の30%減少」「地域の自主的な防犯活動団体数30%増」という具体的な数値目標を掲げ、区民に広報を行い、防犯意識の啓発とともに、防犯活動を進めたことは、区民にわかりやすい取組である。

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
神奈川	神奈川区防犯対策事業	防犯講座・犯罪抑止決起大会・防犯のつどい開催、「取組事例リーフレット」作成・配布	64
西	安心して暮らせるまちづくり支援事業	防犯のつどい開催	66
中	中区民そうぐるみ防犯運動支援事業	防犯講演会開催、「防犯パトロールの手引き」発行	74
南	南区アクションプラン推進事業「街の安全・私の安全支援事業」	防犯相談会・防犯活動発表会開催	78
港南	地域安全活動推進事業	防犯キャンペーン開催	80
保土ヶ谷	防犯商店街活動支援事業(その1)	防犯セミナー・キャンペーン開催	86
旭	町ぐるみ防犯地域コミュニティづくり推進事業	防犯講演会開催、「防犯事例集」発行	92
磯子	地域連携安全・安心推進事業	「くらし安全手引き」の作成・配布	100
金沢	セーフティ・タウンかなざわ推進事業	防犯のつどい・防犯講習会・キャンペーン開催、啓発物品の作成・配布	108
港北	港北AAA(安心安全な明日を)地域防犯力向上作戦	防犯のつどい・防犯教室・防犯キャンペーン開催 区連合町内会との協働による防犯シンポジウム開催	110
緑	緑安全安心まちづくり推進事業	防犯リーダー養成講座開催	112
青葉	青葉「地域安全・防犯見守り隊」配置事業	防犯チラシ作成・配布	122
都筑	地域防犯推進事業	防犯講習会・安全安心まちづくり推進大会開催	126
戸塚	街の安全対策事業	防犯のつどい・防犯講習会開催	128
栄	栄区安全・安心のまちづくり「みんながサポーター」事業	「防犯チェックリスト」の作成・配布	130
栄	栄区防犯対策推進事業	防犯のつどい開催	132
泉	地域安全まちづくり事業	全体集会開催	136
瀬谷	まちの安全・安心推進事業	防犯冊子(子ども編)配布	150
※ そのほか、各区で区民まつりや各種イベント、駅前でのキャンペーンでの啓発活動を実施			

< 4 警備員派遣によるパトロールの実施 >

該当区	西区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区
-----	-----------------------------------

I 概要

事業の目的	繁華街や犯罪発生直後の地域など危険性が高い地域を中心に、警備会社に委託して防犯パトロール隊を派遣することによって、地域の防犯活動のきっかけづくりや、地域の自主的な活動団体がパトロールのノウハウを得る機会として生かすとともに、地域の防犯力の強化と安全・安心なまちづくりを図る。
事業の内容	区内の犯罪発生率の高い地域や、地域のパトロールでは対応できない時間帯への対策として、警備会社へ委託し、警備員によるパトロール活動を実施。

II 監査委員による評価

<p>各区では、繁華街や違法駐輪対策、青少年を対象とした夏休み期間の取組強化など、それぞれの地域特性や時期に応じて警備会社への委託によるパトロールを行い、地域の安全確保に努めている。この防犯パトロールには、地域防犯活動を支援するという趣旨もあり、地域住民と警備会社の警備員による合同パトロールや情報交換を行っている。</p> <p>しかし、一部にはパトロールを住民とともにせず、警備員だけで実施して、地域の活動団体との連携がとれていない事例が見受けられたため、この事業の趣旨を生かすための方策について検討する必要がある。</p>
--

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
西	西区防犯総合事業～区民と守るまちの安全、繁華街の安心～	警備会社への委託による横浜駅周辺パトロール	68
南	南区アクションプラン推進事業「街の安全・私の安全支援事業」	警備会社への委託による防犯パトロール	78
保土ヶ谷	防犯商店街活動支援事業(その1)	警備会社への委託による防犯パトロール	86
磯子	いそご・まちの安全確保事業	警備会社への委託による防犯パトロール	102
金沢	セーフティ・タウンかなざわ推進事業	警備会社への委託による防犯パトロール	108
緑	緑安全安心まちづくり推進事業	警備会社への委託による防犯・放置自転車対策パトロール	112
緑	「区民がつくる安全な街・緑区」	警備会社への委託による防犯パトロール(青少年対象)	114
青葉	地域安全推進事業 青葉「地域安全・防犯見守り隊」配置事業	警備会社への委託による防犯・放置自転車・違法駐車対策パトロール	120 122
泉	区民と協働する防犯等見守りモデル事業	警備会社への委託による防犯パトロール	140
瀬谷	まちの安全・安心推進事業	警備会社への委託による防犯パトロール	150

< 5 防犯灯設置事業 > ~明るい防犯灯、安全灯含む~

該当区	全区
-----	----

I 概要

事業の目的	まちを明るくして公衆の通行安全を図るとともに、夜間における犯罪の発生を防止し、安全・安心なまちづくりを推進する。
事業の内容	(1)自治会町内会が設置する防犯灯(20ワット)の要望の取りまとめ、設置費の補助(17年度市内で2,547灯設置) (2)照度が高い「明るい防犯灯」(32ワット、40ワット)の要望の取りまとめ、設置費の一部の補助(平成17年度市内で101灯設置) (3)「安全灯」の設置要望の取りまとめ(これまで町内会の狭間等のため防犯灯が設置できなかった道路に設置。設置は道路局)

II 監査委員による評価

防犯灯は、生活道路における安全を確保するものであり、犯罪の予防に効果があることから、すべての区で防犯灯設置事業に取り組んでいるものの、区によっては自治会町内会から寄せられる要望にこたえきれていないところもある。

そこで、住民の要望にこたえきれない分については、個性ある区づくり推進費(自主企画事業費)で補って対応している区もある。

また、磯子区や戸塚区のように、防犯灯の設置場所等を地図情報に落として電子データとして管理し、設置状況の把握や、住民からの問い合わせに活用している事例や、自治会町内会が防犯灯の設置を申請してから実際に設置されるまでに相当の時間を要している状況の中で、手続を簡素化して、設置までの期間を短縮し、住民の要望にこたえている事例もみられた。

【参考】

平成17年度防犯灯等設置状況

	防犯灯	明るい防犯灯	安全灯	
			ナトリウム灯	ソーラー照明灯
設置数(灯)	2,547	101	98	25

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
神奈川	神奈川区防犯対策事業	防犯灯設置	64
西	安心して暮らせるまちづくり支援事業	防犯灯設置	66
港南	地域安全活動推進事業	防犯灯設置	80
港南	防犯灯設置事業	防犯灯設置	82
保土ヶ谷	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置	90
旭	街を明るくする事業	防犯灯設置	94
旭	防犯灯設置事業	防犯灯設置	98
磯子	横浜市防犯協会連合会補助金	防犯灯設置	106
港北	港北AAA(安心安全な明日を)地域防犯力向上作戦	防犯灯設置	110
緑	防犯灯設置事業	防犯灯設置	116
青葉	地域・学校防犯活動支援事業	防犯灯設置	118
青葉	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置	124
都筑	地域防犯推進事業	防犯灯設置	126
戸塚	街の安全対策事業	防犯灯設置	128
栄	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置	134
泉	防犯灯更新事業	防犯灯更新	138
泉	防犯灯設置事業	防犯灯設置	142
瀬谷	防犯灯設置事業	防犯灯設置	144
※ そのほか、「自治会町内会振興事業」などで補助を行っている。			

< 6 子どもの防犯対策 > ~子ども110番の家、防犯ブザーの貸与、CAPなど~

該当区	鶴見区、神奈川区、青葉区を除く全区
-----	-------------------

I 概要

事業の目的	子どもを対象とした犯罪が多発している中、子ども自身の危機回避のための適切な対処能力を養うとともに、地域が協力して子どもを見守り、育てるまちづくりを目指す。
事業の内容	(1)「子ども110番の家」の設置(運営主体はPTA、警察署、区役所等) (2)小学生を対象とした防犯物品の貸与(提供主体は企業、PTA、区役所等) (3)小学生、保護者、教員等を対象としたCAPワークショップの実施 (4)登下校時を中心としたパトロール活動の実施、活動支援 (5)安全・安心子ども会議の開催 など

II 監査委員による評価

子どもの安全を脅かす痛ましい事件が発生していることから、区では子どもを対象とした様々な防犯対策を実施している。「子ども110番の家」は、地域住民や商店等の協力により、子どもが身の危険を感じたときに緊急避難する場所であり、すべての区で実施されている。

協力者数や協力者の分布等の実態把握を行っていない運営主体もある中で、旭区や港北区のように、地域やPTA、警察署、区役所等の関係団体で実行委員会を組織し、実態把握や協力者の登録促進、情報や意見の交換を図り、活動を充実させている事例もある。

今後は、更に制度の周知を図るとともに、「まちの安全・安心まちづくり推進協議会」等を活用し、関係者間の協力体制を確保したり、長時間対応が可能な協力者を増やすなど、「子ども110番の家」の実効性を一層高めていく必要がある。

また、子ども自身が自らを守るための取組として、CAPのワークショップを実施したり、自分たちを取り巻く生活環境について考え、話し合う場として「安全・安心子ども会議」を開催するなどの工夫をしている区もある。

【参考】

(1)「子ども110番の家」の拡充を図った区の協力者数の推移

	16年度	17年度	増加件数	増加率
旭区	898件	1,000件	102件	11.4%
港北区	2,649件	3,000件	351件	13.3%

(2)CAP(Child Assault Prevention):子どもへの暴力防止・人権教育プログラム

ワークショップ(参加型学習)を通じて人権意識を育て、心を傷つける暴力や体を傷つける暴力、性的な暴力などから子どもが自らの身を守る方法を学ぶプログラム

該当事業

区名	事業名	内容	別冊頁
西	安心して暮らせるまちづくり支援事業	小学校新1年生への防犯ブザーの貸与及び地域への協力依頼	66
西	子どもの”生きる力”応援団	CAPワークショップ(子ども、大人、教職員、地域団体対象)実施	70
中	中区民くらし安全・安心対策事業	通学時のパトロール用物品配布	72
中	子ども110番推進事業	110番の車推進事業 小学校新1年生への防犯ブザーの貸与	76
南	南区アクションプラン推進事業 「街の安全・私の安全支援事	子ども110番の家推進事業	78
港南	地域安全活動推進事業	チラシの作成・配布、安全マップの作成	80
保土ヶ谷	こども110番あんしんの家支援事業	こども110番の家推進事業	84
旭	こども安全・安心事業	CAPワークショップ(子ども、大人、教職員)実施 安全・安心子ども会議開催 子ども110番の家推進事業 子ども安全・安心マップづくり作成支援 小学校全児童への防犯ブザー貸与	96
磯子	いそご子ども安全指南塾事業	CAPワークショップ(子ども、大人、教職員対象)実施	104
金沢	セーフティ・タウンかなざわ推進事業	小学校新1年生への防犯ブザーの貸与	108
港北	港北AAA(安心安全な明日を)地域防犯力向上作戦	子ども110番の家推進事業 老人クラブの「通学路見守り協力者」への支援 防犯モデル学校区の取組支援	110
緑	緑安全安心まちづくり推進事業	CAPワークショップ(子ども、大人、教職員対象)実施	112
緑	「区民がつくる安全な街・緑区」推進事業	小学校新1年生への防犯ブザーの貸与	114
都筑	地域防犯推進事業	小学校全児童への防犯ブザー貸与	126
戸塚	街の安全対策事業	小学校新1年生への防犯ホイッスル配布	128
栄	栄区防犯対策推進事業	小学校全児童への防犯ブザー貸与	132
泉	地域安全まちづくり事業	児童下校時緊急安全対策の取組	136
瀬谷	子どもへの暴力防止ワークショップ	CAPワークショップ(子ども、大人、教職員対象)実施 小学校新1年生への防犯ブザーの貸与	148
瀬谷	まちの安全・安心推進事業	小学校4・5・6年生に防犯冊子配布	150

※ そのほか、「青少年健全育成事業」などで子どもの防犯に関する取組を実施している。

< 参考 >

その他の防犯関係の取組

(1) 地域の防犯活動に企業等の協力を得て実施しているもの

- ・電力会社・ガス会社の検針員、ケーブルテレビ営業車等による防犯パトロールの実施
- ・情報誌配布員、専門学校生、福祉団体による防犯パトロール及び通報協力
- ・建設業協会、土木安全協議会による「子どもの駆け込み寺」
- ・学校給食物資搬入車両に「防犯パトロール」のステッカーを貼ったパトロールの実施
- ・郵便局、社会福祉協議会などの車両による「子ども110番の車」による緊急時の避難場所確保
- ・地元企業による防犯ブザーの提供

(2) 市役所独自の防犯活動

- ・区役所の青色回転灯設置車両による小学校下校時等の定期的なパトロール
- ・区役所土木事務所の車両によるパトロール
- ・資源循環局の収集車に防犯ステッカー装着、防犯広報放送、通報協力
- ・消防車による小学校通学路のパトロール
- ・水道局車両に「防犯パトロール」のステッカー装着、検針員の通報協力

「都市防災」系統図

都 市 防 災

<施策名>		監査		局	頁
1	危機管理体制の強化	B	77	B	85

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	危機対処・防災訓練事業	B	82	B	84	
2	防災情報通信システム事業	C	70	B	86	44 意見
3	危機管理対策確立事業 (横浜市防災計画の見直し)	B	78	B	86	
4	危機管理対策確立事業 (横浜市国民保護計画の策定)	B	78	B	82	
5	デジタル移動無線整備事業	B	80	B	76	
6	市民防災啓発事業	B	78	B	88	
7	消火器設置奨励事業	C	70	C	66	
8	防災服等貸与事業	B	76	B	82	
9	危機管理対策経常費	B	72	B	80	
.....平均点.....		76.0		81.1		

<施策名>		監査		局	頁
2	地震に強い都市づくり	B	74	B	76

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	いえ・みち まち改善事業	C	70	C	70	
2	都市防災不燃化促進事業	C	60	C	68	48 意見
3	橋りょう地震対策費	B	80	B	84	
4	水道施設の耐震強化事業	B	72	C	64	
5	震後対策協議会負担金	C	64	C	62	
6	公共建築物耐震対策事業	C	70	B	80	49 意見
7	特定建築物耐震改修促進事業	C	70	C	60	
8	木造・マンション耐震事業	B	82	B	84	
.....平均点.....		71.0		71.5		

<施策名>		監査		局	頁
3	風水害に強い都市づくり	B	71	B	78

～事業名～		監査		局	頁	備考
1	水防事業	C	70	B	84	
2	河川・水路等の維持管理	C	68	B	90	
3	都市基盤河川改修事業	B	76	B	72	
4	準用河川改修事業	B	72	C	68	
5	雨水調整池設置指導事業	B	74	B	82	
6	下水道整備費（雨水幹線の整備）	B	74	B	74	
7	流域貯留浸透事業	B	76	B	72	
8	下水道整備費（雨水浸透施設の整備）	B	80	B	76	
9	雨水貯留浸透事業	C	70	C	68	52 意見
10	がけ地緊急対策等事業	C	64	C	70	53 意見
11	がけ崩れ警戒区域改善対策事業	C	62	C	68	
12	急傾斜地崩壊防止事業	C	64	C	70	
13	宅地防災啓発強化事業	C	64	C	68	
.....平均点.....		70.3		74.0		

<施策名>		監査		局		頁
4	防災及び災害復旧体制の強化 実強	B	75	B	77	54

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	災害対策備蓄事業	B	84	B	74		
2	地域防災力向上事業	C	68	B	74		
3	地域防災拠点事業	B	72	B	72		
4	横浜防災ライセンス事業	B	78	B	74		
5	広域避難場所事業	B	84	B	82	56	優れた取組
6	水の缶詰の備蓄促進	B	82	C	62		
7	市民との協働による応急給水対策の強化	B	76	C	62		
8	災害時応急備蓄物資整備事業	C	70	B	78	57	意見
9	災害救助事業	C	64	C	70		
10	災害時医療整備事業	B	78	B	86		
11	医療機関整備資金貸付事業	C	66	B	72		
12	生活環境防疫対策事業	B	84	A	92		
13	災害時用生活用水確保事業	B	82	A	92		
.....平均点.....		76.0		76.2			

都市防災 ①危機管理体制の強化

(主管局)安全管理局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
市民生活の安全・安心を脅かす様々な災禍に対し、機動的かつ横断的に対応するため、市組織全体の指揮命令・連絡調整機能の強化を図る。	近年、地震や風水害等の自然災害をはじめ、テロ等の緊急事態など、多様な危機が発生し、生命・生活に対する市民の不安感が高まっている。 また、平成17年度市民意識調査では地震等防災対策が2位となっており、本市の防災力強化に対する市民の関心は高い。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(77点)

市役所と区役所、区役所と地域防災拠点とを結ぶ防災情報通信基盤については、デジタル移動無線の着実な整備も含め、的確な情報の収集・分析や受伝達を行うための充実・強化が図られている。今後、防災情報通信基盤の有効性を更に高めるために、現在連動していない道路の防災情報に関する道路局のシステムとの連携に向けた検討が求められる。

また、横浜市危機管理指針の目的を達成するため、「横浜市防災計画」や「横浜市緊急事態等対処計画」の見直しを行うとともに、「横浜市国民保護計画」の策定を進めている。

危機発生時には、各計画に基づき迅速・的確に行動することが求められるが、平成17年度の地震(震度5弱)の際に、職員の参集率が25%にとどまり、実際の行動が伴わなかったことから、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、防災訓練等への参加の拡充を図るなど、計画を着実に実行する取組が求められる。

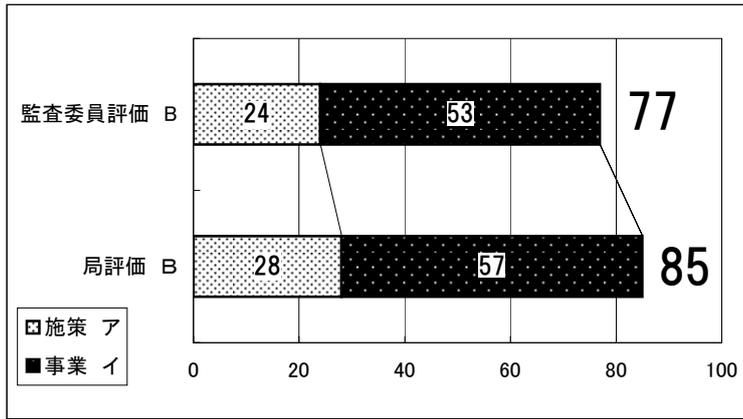
III 局による施策評価

《総合評価》【B】(85点)

危機はいつ発生するか予測できないため、危機管理体制の強化は、単純にいつまでに何をやればいいのかというものではない。その意味で、各年度ごとに必要な事業を確実に推進することが目標ともいえるが、今後は、「安全安心都市」の実現に向け、危機管理体制が強化されたといえる状態(目標)と、その状態に達するための施策群と事業群を明らかにしたうえで、事業の選択と集中を図り、計画的かつ効果的・効率的に危機管理対策を推進することが必要である。

「危機管理体制の強化」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	5	5
有効性	①	3	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	5
合計		24	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	15	9	15	15	15	13	11	11	11									115
		局	15	13	15	13	15	15	9	15	13									123
2	有効性	監査	13	9	11	13	11	9	9	13	13									101
		局	11	15	13	15	13	13	9	15	13									117
3	目標達成度	監査	9	11	9	11	13	11	9	11	9									93
		局	13	15	13	13	11	13	9	11	13									111
4	経済性・効率性	監査	13	13	11	9	11	15	11	11	9									103
		局	13	13	11	9	9	13	9	11	9									97
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	10	10	8	8	8	10	8									82
		局	8	8	10	10	10	6	8	8	10									78
6	社会的公平性・公正性	監査	6	6	6	6	8	6	6	8	8									60
		局	6	8	6	6	6	8	6	8	6									60
7	説明責任・情報公開	監査	6	6	10	8	8	10	8	6	8									70
		局	8	8	10	10	6	10	10	6	10									78
8	市民との協働	監査	5	3	3	3	3	3	5	3	3									31
		局	5	3	5	3	3	5	3	3	3									33
9	環境負荷の低減	監査	5	3	3	3	3	3	3	3	3									29
		局	5	3	3	3	3	5	3	5	3									33
事業評価		監査	82	70	78	78	80	78	70	76	72									684
		局	84	86	86	82	76	88	66	82	80									730

監査委員評価	684	÷	9	×	0.7	=	53
局評価	730	÷	9	×	0.7	=	57

《イ》

防災情報通信システム事業

所管局課 安全管理局危機管理室

I 事業の概要

事業の目的	災害に関する3つの情報通信システムを安定的に稼働させることで、災害時をはじめとする緊急事態発生時等において、本市が行政として行うべき危機管理対策を情報面から支援する。
事業の内容	(1)横浜市防災行政用無線システム(災害時の情報受伝達)の管理・運用 (2)横浜市防災情報システム(被害情報等の収集・集約)の管理・運用 (3)リアルタイム地震防災情報システム(震度情報・被害推定等)の管理・運用
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)横浜市防災行政用無線システムの管理・運用(点検、障害対応、施設賃借) (2)横浜市防災情報システムの管理・運用(監視、障害対応、通信回線の確保等)及び災害時安否情報システムの開発(システム構築・試験運用) (3)リアルタイム地震防災情報システムの管理・運用(点検、障害対応、通信回線の確保等)及び強震計ネットワークシステムの更新(ソフト開発等)
18年度	288,805
17年度	274,159
16年度	281,309

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

災害に対する市民の不安を軽減し、発災時に的確な情報を市民に提供するために、日ごろから情報管理を行う本事業は重要な防災対策の一つであり、安定的な稼働が図られている。

災害対策本部を所掌する安全管理局では、災害に関する情報を管理する各種システムを運用しているが、計画的に更新・改修を実施することで、緊急事態に備えた常時稼働が確保されている。

このうち、「リアルタイム地震防災情報システム」が有する、震度5弱以上の地震発生時における緊急輸送路の被災情報を集約する機能は、道路局が管理・運営する、地震だけでなく風水害や雪害などすべての被災情報を集約する「道路防災情報システム」と連動しておらず、被災時の迅速・確実な情報授受に課題が残されている。

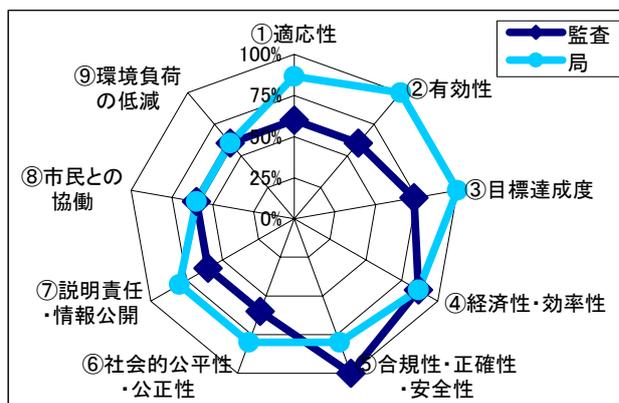
《意見》

災害対策本部において、より迅速・確実に情報の集約や関係機関への情報伝達が行えるよう「リアルタイム地震防災情報システム」と「道路防災情報システム」の連携を検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(86点)

この事業は、利便性や操作性の向上のための更新・改修を計画的に実施しつつ、各システムの常時稼働を保持しなければならないという困難性の高い事業であり、これを達成したことは非常に高い評価に値するが、多様化する市民ニーズにこたえるため、なおも取り組むべき課題がある。



都市防災 ②地震に強い都市づくり

(主管局)都市整備局
(関係局)道路局、まちづくり調整局、水道局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
市民生活の安全・安心を守る都市基盤の強化を促進するため、公共建築物等の耐震対策を進めるとともに、ライフライン事業者と提携し、耐震性向上及び災害時の早期復旧体制の確立を図る。 さらに、木造住宅等の耐震診断・改修や民間建築物に対する啓発・指導等、密集市街地における住民と連携した防災まちづくりを促進する。	近年、日本のみならず世界の様々な場所で大規模な地震が起き、多大な被害をもたらしている。 こうした中、首都地域では、マグニチュード7クラスの首都直下地震の切迫性が指摘されており、大地震への危機感が高まっている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(74点)

本市では、特に阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降、個々の事業ごとに都市基盤の強化に向けた耐震対策の取組を進めてきている。

橋りょうの地震対策や水道施設の耐震強化などインフラ施設の整備は着実に進められており、災害時の防災拠点となる公共建築物についても「公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、平成22年度までの耐震補強対策の完成を目標に順次整備が進められているが、一部目標に遅れが生じている。

また、木造住宅が密集する既成市街地における狭あい道路の拡幅整備や延焼遮断帯の形成、木造住宅の耐震診断・改修等も、地元住民の合意の下に個々の建物の建替えに合わせて改善していくという事業の性質上、早期に防災性を向上させることが困難な面もある。

地震に強い都市づくりは長い時間がかかり、大きな財政的負担も伴うことから「選択と集中」を基本とした着実な取組が求められる。地元住民の合意を必要とする事業では、住民側のニーズ把握による効果検証が必要である。

III 局による施策評価

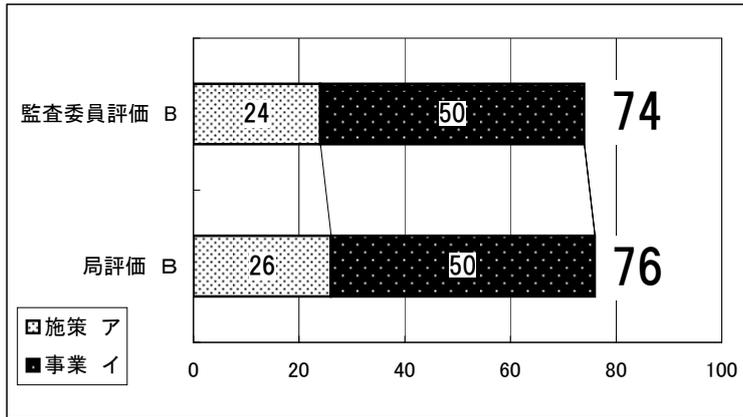
《総合評価》【B】(76点)

都市防災における地震に強い都市づくりは、行政主体で成り立つものではなく、市民と行政がそれぞれの立場で市民生活の安全と安心が守られるよう普段からの準備が必要である。

この施策により進められる各事業は、都市の基盤と市民の財産を災害などの発生から守り、早期に都市機能の回復が図れるよう、災害に強い都市づくりを進めるものとして今後とも着実な推進をすべきものである。

「地震に強い都市づくり」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	5	5
有効性	①	3	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	3
合計		24	26

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	13	9	13	13	11	9	11	15										94
		局	13	15	13	9	9	9	11	15										94
2	有効性	監査	11	7	11	11	11	13	11	13										88
		局	11	9	13	9	11	13	9	13										88
3	目標達成度	監査	9	9	13	9	9	11	11	11										82
		局	7	7	13	9	9	15	11	13										84
4	経済性・効率性	監査	7	7	11	9	9	9	11	15										78
		局	11	9	11	11	9	13	9	13										86
5	合規性・正確性・安全性	監査	8	8	10	8	8	8	6	8										64
		局	6	6	10	6	6	6	4	10										54
6	社会的公平性・公正性	監査	6	8	6	6	4	6	8	6										50
		局	6	10	8	6	6	10	4	8										58
7	説明責任・情報公開	監査	8	6	8	8	6	6	6	8										56
		局	8	6	8	6	6	6	8	6										54
8	市民との協働	監査	5	3	3	5	3	3	3	3										28
		局	5	3	3	5	3	3	1	3										26
9	環境負荷の低減	監査	3	3	5	3	3	5	3	3										28
		局	3	3	5	3	3	5	3	3										28
事業評価		監査	70	60	80	72	64	70	70	82										568
		局	70	68	84	64	62	80	60	84										

監査委員評価	568	÷	8	×	0.7	=	50	} 《イ》
局評価	572	÷	8	×	0.7	=	50	

都市防災不燃化促進事業

所管局課 都市整備局地域整備課

I 事業の概要

事業の目的	主要な幹線道路沿道の建築物を不燃化することで災害時の火災の延焼を遮断し、避難路や緊急輸送路を確保する。							
事業の内容	一定の基準を満たす耐火建築物等の建築に対する助成 ・100㎡以上300㎡未満(延床面積):2,000千円 ・50㎡以上100㎡未満(延床面積):1,000千円							
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額(千円)	■耐火率の推移(耐火建築物面積/総建築面積) 単位:%							
	地区名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
18年度	2,000	新子安地区	60.3	60.8	60.9	60.8	61.2	61.9
17年度	0	下末吉地区	51.7	51.6	51.7	52.4	52.8	52.8
16年度	2,000							

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(60点)

現在、国道1号線沿道の一部を不燃化促進地域として指定し、耐火建築物への建替等を促進していく都市防災不燃化促進事業を進めているが、対象区域内において補助対象としての要件を満たした小規模の耐火建築物の新築や建替は年間で1、2件しか行われていない。

耐火率が事業開始時と比較してあまり向上していない背景には、制度のPR不足ということもあるものの、助成額が建替による経済的な負担などに対する有効な手段となり得ていないことも一つの要因と推察される。

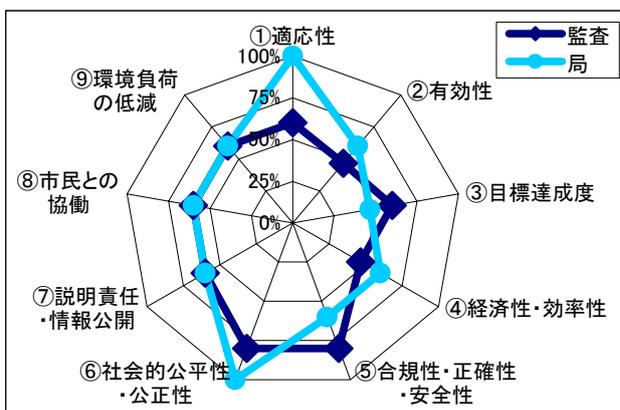
《意見》

事業開始から6年と一定の年数が経過したこともあり、建替が進まない理由は助成制度に起因しているのか、関係者への制度の周知が不足していたのかなど、これまでの事業効果を検証し、今後の改善に向けて検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(68点)

この事業は、主要幹線道路の建築物の不燃化を図ることにより、災害時の延焼拡大防止や避難・輸送機能を確保する事業である。事業者の一部の補助を行うことにより、この事業目的を早期に達成することが望まれる。また、市民への周知方法等について更なる工夫が必要である。



公共建築物耐震対策事業

所管局課 まちづくり調整局企画管理課

I 事業の概要

事業の目的	本市公共建築物が大規模震災時に防災拠点として十分な機能を確保するため、耐震対策が必要とされた施設について「耐震対策事業計画」を策定し、耐震補強を計画的に進める。 また、建築構造の専門家で構成される「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」において、具体的計画案件について最適な耐震工法の導入検討を行う。						
事業の内容	(1)「公共建築物耐震対策事業計画」の進行管理 (2)「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」開催に伴う委員報酬の支出						
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	■平成17年度末実績(見込み)						
	施設分類	現行計画目標		施設数			
		着手年度	完成年度	全体	設計着手 (実施率)	工事完了 (実施率)	
18年度	4,536	①災害時に最も重要な拠点となる施設	概ね13年度まで	22年度	44	40(91%)	24(55%)
17年度	3,900	②都市インフラを支える施設	一部13年度まで		432	283(66%)	195(45%)
16年度	128	③その他	逐次		12	7(58%)	5(42%)

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

大規模な地震が発生した際、公共建築物が防災拠点として十分な機能を確保するためには、計画的かつ確実に耐震対策を進めていくことが重要である。

平成11年度に策定した「公共建築物耐震対策事業計画」に基づき、災害時に重要な拠点となる病院や消防署などの施設を中心に順次整備が進められてきている。

平成17年度は計画のほぼ中間年に当たるため、整備の遅れている区庁舎や市民利用施設などについて、整備の見通しを明らかにした上で、計画を着実に進めていくことが求められる。

《意見》

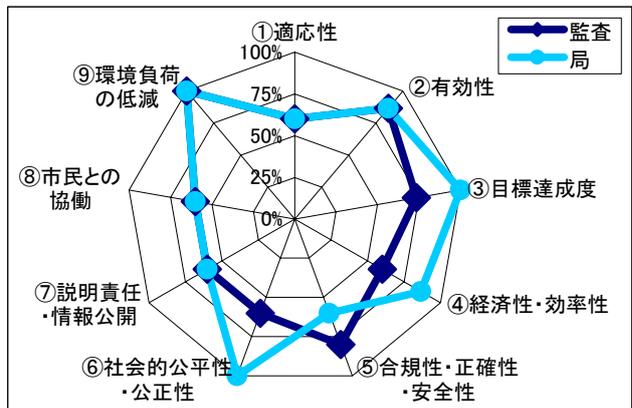
現行計画の目標年次である平成22年度までの耐震対策の完了に向けて、災害時の重要拠点となる施設を中心に、これまで順次整備が進められてきた。

現在、計画の見直しが進められているが、防災拠点としての機能を確保するため、できる限りの早期完了に向けて確実に耐震対策を推進していく必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(80点)

本市公共建築物の耐震対策事業計画を着実に推進するためにも、個々の施設の効果的・効率的な耐震補強工法の導入について、「横浜市公共建築物耐震工法検討委員会」での検討を進めていく必要がある。



都市防災 ③風水害に強い都市づくり

(主管局)環境創造局
(関係局)まちづくり調整局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
<p>市街化によって河川に急激に流れ込むようになった雨水をゆっくり流すため、河川の改修や遊水地、地下調節池の整備を進めるほか、流域における雨水の貯留浸透を推進し、雨水の流出を抑制するなど流域全体に視点を置いた総合的な雨水対策を進める。</p> <p>また、危険性の高いがけ崩れ防止のための改善工事などを促進し、がけ崩れ災害を防ぐ。</p>	<p>平成16年の台風22・23号など、近年、整備水準を超える降雨による局所的な浸水が多発しており、被害を受けた地域を重点とした浸水対策が急務となっているが、河川や下水道の排水能力の強化だけでは限界が生じている。</p> <p>一方、浸水対策に寄与する緑地や農地が減少を続け、保水・遊水機能が失われている。</p>

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(71点)

河川改修や雨水幹線の整備に当たっては、過去の浸水箇所やネックとなる箇所などを優先して進めているが、整備完了までには相当の期間を要することもある。雨水調整池の改良、学校や公園の貯留施設の設置のほか、雨水浸透ますの設置拡充などによる雨水流出抑制や保水効果を明確に示した上で、分担して整備を進めていくことも効果的と考える。

一方、市民が自ら風水害を予見し、発災時の避難に役立てるため、河川水位計の設置や警報サイレンの機能強化、インターネットでの風水害関連情報の充実などの対策が着実に進められている。今後は、中小河川における洪水ハザードマップを順次策定して、市民の迅速な避難行動につなげることが重要である。

行政と市民が地域の防災に関する情報や認識を共有し、市民の協力を得ながら総合的な浸水対策を進めていくことが求められる。

また、台風や大雨によるがけ崩れ被害について、現場に近い部署が初期対応を行うなど、初動体制の強化に向けた検討が必要である。

III 局による施策評価

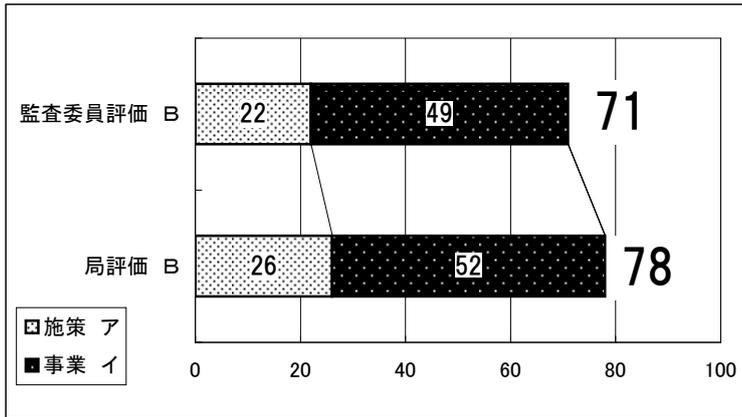
《総合評価》【B】(78点)

早期に効果が発現できるよう浸水被害を受けた地区を重点に、河川改修や雨水幹線等の整備や河川水位計の設置、水位情報提供システム等ハード・ソフト両面から風水害に強いまちづくりを進めた。

今後も、樹林地・農地の保全を図るとともに学校等のオープンスペースを活用した調整池や雨水浸透ますなどの雨水貯留浸透施設の整備等を進め、流域全体で保水・遊水機能の向上を図り、総合的な浸水対策を継続して進める。

「風水害に強い都市づくり」総合評価点算出資料

＜施策評価 《ア》 + 《イ》＞



＜施策自体の評価 ア＞

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	3	5
有効性	①	3	3
	②	5	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		22	26

《ア》

＜施策を構成する事業ごとの評価 イ＞

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	11	9	11	11	9	9	13	13	9	11	11	9	13					139
		局	13	15	11	11	11	11	11	9	9	11	9	9	13					143
2	有効性	監査	11	9	13	9	9	13	11	11	11	9	11	9	11					137
		局	15	13	13	9	11	9	13	13	11	11	11	13	13					155
3	目標達成度	監査	9	9	15	15	9	11	13	13	11	9	7	9	9					139
		局	11	13	11	11	9	13	11	15	11	11	11	9	9					145
4	経済性・効率性	監査	9	11	9	9	11	11	9	13	9	11	7	9	9					127
		局	13	13	7	7	13	13	9	13	9	11	11	9	9					137
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	10	10	10	10	10	8	8	6	8	8	8					116
		局	10	10	10	10	10	10	10	6	6	6	6	6	6					106
6	社会的公平性・公正性	監査	6	6	6	6	10	8	6	6	6	6	6	6	4					82
		局	8	10	8	8	10	8	6	6	6	6	6	10	6					98
7	説明責任・情報公開	監査	6	6	6	6	6	4	6	8	8	6	8	8	4					82
		局	6	6	4	4	8	4	6	6	6	8	8	8	6					80
8	市民との協働	監査	5	5	3	3	5	3	3	3	3	3	1	3	3					43
		局	5	5	5	5	5	3	3	3	5	3	3	3	3					51
9	環境負荷の低減	監査	3	3	3	3	5	5	5	5	5	3	3	3	3					49
		局	3	5	3	3	5	3	3	5	5	3	3	3	3					47
事業評価		監査	70	68	76	72	74	74	76	80	70	64	62	64	64					914
		局	84	90	72	68	82	74	72	76	68	70	68	70	68					962

事業評価合計

事業数

監査委員評価	914	÷	13	×	0.7	=	49
局評価	962	÷	13	×	0.7	=	52

《イ》

雨水貯留浸透事業

所管局課 環境創造局管路保全課

I 事業の概要

事業の目的	流域において雨水の流出を抑制するとともに、都市における水環境の回復(地下水のかん養)を図る。
事業の内容	雨水浸透ますの設置を希望する戸建住宅及び集合住宅の敷地内への市の全額負担による設置
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1) 設置個数 ⑰75個(事業開始からの累計(⑥~⑰):1,409個) (2) モデル事業 ⑯旭・青葉・瀬谷区をモデル地区として設置を推進 ⑰設置に係る意識・意見の調査のため、3モデル地区で市民アンケートを実施。配布数598通、回収190通(回収率32%) →「初めて知った」55%、「設置に協力的」71%(「設置してもよい」39%、「近隣と一緒に協力したい」32%)
18年度	3,213
17年度	2,610
16年度	3,045

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

本事業は、河川への雨水の流出を抑制する事業の一つとして、雨水を地下に浸透させて川への流入時間を長くするため、雨水浸透ますを宅地内へ設置するものである。上流部に設置することで下流部の被災防止につながるものであって、設置者が直接受益者とはならないことから、設置が進まない面がある。

平成6年度に当事業を開始して以降、市域内の雨水の浸透に適した地域において、インターネットやチラシを使った広報を実施してきたが、希望者の増加にはつながっていない。

昨年、一部の区で行ったモデル地区のアンケート調査では、認知度は低いが、設置に対してはおおむね協力的な意見が多く、広報が今後の課題の一つである。

また、市民への理解を図るためには、集中設置した場合の雨水流入量などを検証しておくことが必要である。

《意見》

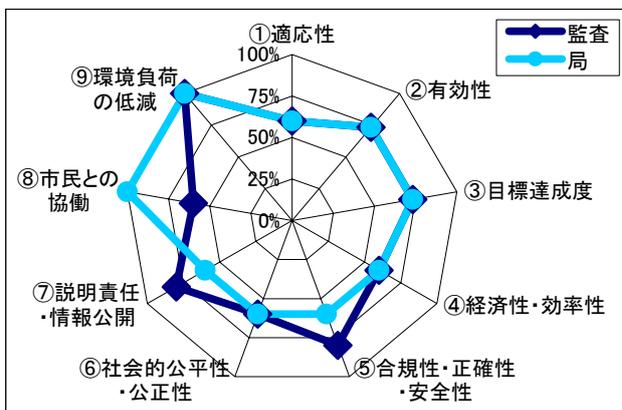
都市開発による雨水浸透面積の減少や近年多発する局地的な集中豪雨は、河川氾濫の危険を増大させており、河川への雨水流出を抑制する本事業は有効な治水対策の一つである。

地域全体で雨水浸透ますを設置した場合の効果を市民に分かりやすく説明して、地域ぐるみでの設置を奨励し、事業の推進を図る必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(68点)

現行制度における浸透ます設置事業は、希望者も少なく経済性・効率性の観点から課題があるので、新築家屋を対象とした助成制度に移行し市民と協働で取り組んでいく必要がある。



がけ地緊急対策等事業

所管局課 まちづくり調整局宅地企画課

I 事業の概要

事業の目的	がけ崩れによる土砂災害から、市民の生命・生活を守る。
事業の内容	(1) 宅地防災パトロール、宅地防災工事資金融資 (2) 応急資材整備、応急仮設工事、がけ崩れ復旧工事助成、宅地防災工事資金融資
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1) 防災パトロールの実施 平成16年度の大型台風による被災箇所を対象に6、9月に4回実施 (2) 制度の見直し検討 「がけ崩れ警戒区域改善対策事業」、「急傾斜地崩壊防止事業」との統合 (18年度から)、予防対策工事に対する助成金拡充について検討
18年度	78,612
17年度	101,394
16年度	151,424

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(64点)

従来は、台風などによる民地のがけ崩れについて、復旧工事に対してのみ助成を行っていたが、予防工事も新たに対象に加えるなどの拡充を図り、市民のがけ改善に取り組みやすくなるように事業の見直しが行われている。

また、平成16年の台風22・23号の際には広い範囲でがけ崩れが発生して現場が混乱したことを踏まえ、こうした同時多発的ながけ崩れが発生した場合における区災害対策本部との応援協力体制を定めている。

しかし、方面別建築事務所の再編成により、まちづくり調整局による緊急的な現場対応の手当てが十分になされていないのが現状であり、土木事務所の編入など災害に対する区役所の対応力や機動力が充実強化されたことも考慮して、区役所での初期対応が可能な体制を整えるなど、初動体制の見直しを行う時期に来ている。

《意見》

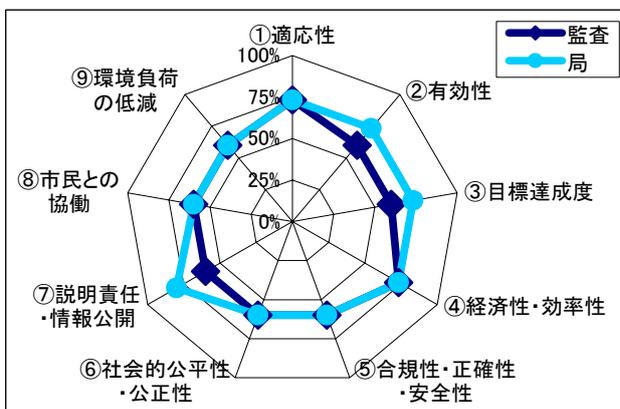
台風や大雨によるがけ崩れ被害を最小限に食い止め、一刻も早い事態の收拾を図るには、災害現場に近い区役所での初期対応が可能な体制を整えるなど、機動性を高めることが有効である。

民地でのがけ崩れ災害への初動体制や関係部署との連携について、早期に検討・調整を進める必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

平成16年の台風22、23号の経験をもとに、予防助成の拡大や現行復旧助成の拡充の必要性が高まり助成金制度の見直しを図ったが、市民等からの問い合わせが多くあり、がけ改善意欲向上に効果が認められる。



都市防災 ④防災及び災害復旧体制の充実強化

(主管局)安全管理局
(関係局)健康福祉局、水道局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強い都市づくりを進める。	平成7年の阪神・淡路大震災以降、地域での自主的な防災活動が重要視されてきた。また高齢者や障害者等の災害時要援護者の支援体制を構築するよう、国から各自治体に対して求められている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(75点)

小中学校を活用した地域防災拠点の整備や、防災資機材や食料・飲料水等の備蓄など、防災基盤の整備が着実に進められている。

さらに、地域での防災訓練等の活動支援や防災資機材取扱リーダー等の人材育成、市民との協働による応急給水対策など、自主的な防災活動の展開を支援している。

一方、被災時における要援護者の逃げ遅れが全国的に問題となっていることから、避難を支援する地域住民を特定するなど、円滑な避難を可能とする体制を整えるとともに、地域防災拠点での避難生活が困難である場合の受け皿となる特別避難場所を確保するなど、早急な対応が求められる。

被災時の対応を行政だけで行うには限界があることから、地域の自主的な防災活動の支援及び行政との連携の推進により、地域の防災力を向上させていくことが必要である。

III 局による施策評価

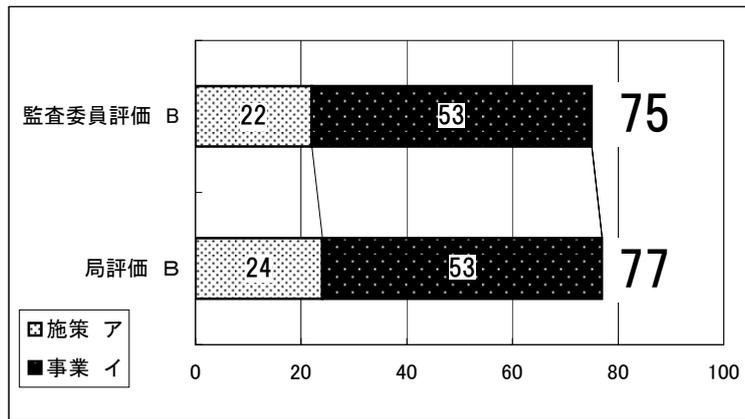
《総合評価》【B】(77点)

市民ニーズの多様化に配慮した備蓄品目の追加など、防災備蓄計画の充実や防災ボランティアとの連携・協力体制の強化を図り、災害に強い都市づくりと市民の誰もが安心して生活できるまちづくりの実現に向け、市民・ボランティア・防災関連機関との連携を深めている。

地域防災力や行政の即応力を更に強化するとともに、防災基盤の整備を促進するなど総合的に震災対策は無くてはならない施策のひとつであり、より一層の推進を図っていく。

「防災及び災害復旧体制の充実強化」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	3
	②	3	5
有効性	①	3	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	3
合計		22	24

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	15	11	11	13	13	13	9	11	9	11	9	13	11					149
		局	15	11	13	13	13	9	9	13	9	13	11	13	13					155
2	有効性	監査	13	9	11	13	13	13	9	9	9	9	11	13	11					143
		局	11	13	11	15	15	9	9	13	13	15	15	15	15					169
3	目標達成度	監査	11	9	9	11	9	13	15	11	9	11	9	11	11					139
		局	9	9	9	9	9	11	11	9	9	15	9	15	15					139
4	経済性・効率性	監査	13	11	7	9	15	9	9	11	9	13	11	13	13					143
		局	11	13	11	9	15	9	9	13	9	13	7	13	13					145
5	合規性・正確性・安全性	監査	8	8	8	8	10	8	10	10	8	10	10	10	10					118
		局	8	8	8	6	10	6	6	8	10	8	8	8	8					102
6	社会的公平性・公正性	監査	6	8	8	8	6	10	8	6	8	8	8	8	8					100
		局	8	8	8	8	6	6	6	8	8	8	10	8	8					100
7	説明責任・情報公開	監査	8	6	10	8	10	10	8	4	6	6	2	8	8					94
		局	6	6	6	6	8	6	6	6	6	6	6	10	10					88
8	市民との協働	監査	5	3	5	5	5	3	5	5	3	5	3	5	5					57
		局	3	3	3	5	3	3	3	5	3	3	3	5	5					47
9	環境負荷の低減	監査	5	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	3	5					45
		局	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	5	5					45

事業評価	事業ごとの評価																	合計	
	監査	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
監査	84	68	72	78	84	82	76	70	64	78	66	84	82						988
局	74	74	72	74	82	62	62	78	70	86	72	92	92						990

事業評価合計

事業数

監査委員評価	988	÷	13	×	0.7	=	53
局評価	990	÷	13	×	0.7	=	53

《イ》

広域避難場所事業

所管局課 安全管理局危機管理室

I 事業の概要

事業の目的	大地震により火災が多発して延焼拡大した場合、そのふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として、広域避難場所を指定する。
事業の内容	(1)横浜市広域避難場所の新規指定・指定見直し (2)標識等の維持管理
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	①「民間活力を導入した避難場所標識整備に関するガイドライン」の策定 標識に係る整備・維持管理の統一基準、民間活力を導入する事業手法、本市の役割などを規定
18年度	9,542
17年度	2,594
16年度	4,519
	②ガイドラインに基づく取組 ・神奈川区における避難場所標識、地域防災拠点標示板の整備 ・青葉区における地域防災拠点標示板の整備

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(84点)

広域避難場所の誘導標識は、災害時に市民が安全に避難するための重要な案内板である。その設置及び修繕は本市が実施してきたが、本市の財政負担の軽減を図るため、民間の活力を生かした官民協働の事業手法を導入することとなり、実施のためのガイドラインを策定した。

これに沿って、神奈川区と青葉区ではそれぞれ民間と協定を締結し、平成17、18年度の2か年にわたる標識・標示板の整備により、合わせて6,000万円強の削減効果が見込まれる。

【参考:実施概要】

- (1) 神奈川区:広域避難場所標識・標示板(166本)と地域防災拠点標示板(22基)を平成17、18年度の2か年で整備予定。約4,400万円(整備費)削減。
- (2) 青葉区:地域防災拠点標示板(60基)を平成17、18年度の2か年で整備予定。約1,900万円(整備費)削減。

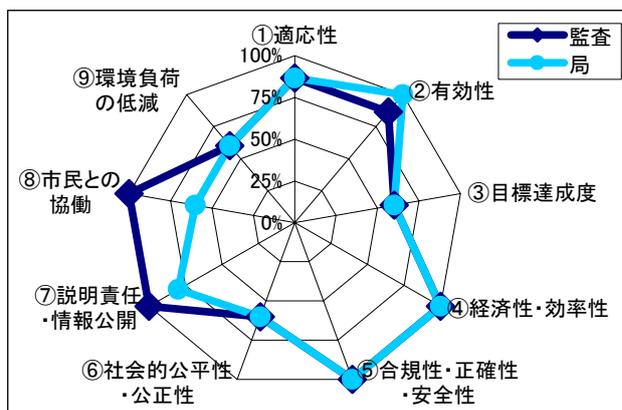
《優れた取組》

広域避難場所等の誘導標識について、本市の財政負担の大幅な軽減を図るため、民間の活力を導入したことは優れた取組である。今後は導入の効果を検証した上で、全市的に事業が開されるよう推進されたい。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(82点)

事業そのものが、防災情報提供事業という市民にとって必要不可欠なものであり、平成17年度には、標識整備と維持管理に民間活力を導入する仕組みを確立することができ、コスト削減の見通しがついたと考えている。



災害時応急備蓄物資整備事業

所管局課 健康福祉局総務課

I 事業の概要

事業の目的	「横浜市防災計画」に基づいて、民間社会福祉施設が災害時に在宅要援護者の二次的避難場所となる「特別避難場所」を運営するために用いる応急備蓄物資の整備に要する経費を助成し、災害時に在宅要援護者に対して支援を行う。
事業の内容	災害時に在宅要援護者(身体及び知的障害児・者、精神障害者、寝たきり及び認知障害者、乳児、養護に欠ける児童)を受け入れるための特別避難場所(民間社会福祉施設)における食料、水、粉ミルク等の災害時応急備蓄物資の購入費用の助成
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	①特別避難場所となる社会福祉施設と区との協定について、17区で約210施設が締結され、残る1区についても準備を進めている。 ②要援護者支援マニュアルの文案作成、ホームページ公開準備 ③水害時の要援護者への対応策について検討会を設置し検討
18年度	19,385
17年度	17,400
16年度	17,901

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

全国各地で発生している大規模な地震・風水害では、一人暮らしの高齢者や障害者などが逃げ遅れて被災した事例が多く見受けられ、こうした災害時要援護者の避難体制の整備が課題である。

横浜市防災計画では、身近な小中学校を震災時の避難場所に指定し、情報の受伝達、防災資機材等の備蓄などの機能を備えた地域防災拠点として整備を進めているが、要援護者については、当拠点での避難生活が困難であると区長が判断した場合、二次的避難場所(特別避難場所)である社会福祉施設に移送できることとしている。

健康福祉局では、区を通して社会福祉施設と要援護者受入れに関する協定の締結を進めているが、移送先がどの特別避難場所になるか、だれが移送を支援するかなど、地域防災拠点と特別避難場所との間の具体的な連携方法が定められていない。

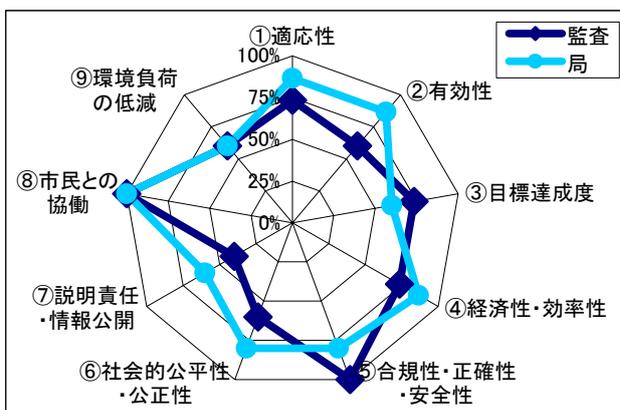
《意見》

協定の締結は進められているものの、細部にわたる取組までは明確にされていないことから、被災時の要援護者の避難及び受入れが円滑に行われるよう、特別避難場所と地域防災拠点との具体的な連携体制や方法を定めておく必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(78点)

今後については、本事業に関して、適正な業務体制を維持していく必要があるのと同時に、局と区の防災における役割分担に基づいて、相互の関係、連携を強めるための取組が必要なのではないかと考えられる。



「消防力の強化」系統図

消防力の強化

<施策名>		監査		局		頁
1	火災予防体制の充実	B	71	B	84	60

~事業名~		監査		局		頁	備考
1	防火管理経費	B	78	B	88		
2	市民防災実践活動費	B	82	B	88		
3	広報活動費	B	72	B	78		
4	少年消防クラブ育成指導費	C	64	B	72	62	意見
5	家庭防災員指導経費	C	70	B	86	63	意見
6	危険物許認可等業務費	B	78	B	84		
7	査察業務費	B	80	B	86		
8	音楽隊運営費	B	78	B	78		
9	消防設備指導事務費	B	74	B	82		
.....平均点.....		75.1		82.4			

<施策名>		監査		局		頁
2	火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実	B	75	B	82	64

~事業名~		監査		局		頁	備考
1	警防活動諸費	B	86	B	84	66	優れた取組
2	警防訓練費	B	74	B	84		
3	救助隊運営費	B	80	B	80		
4	警防計画費	C	70	C	62		
5	消防水利整備費	B	72	B	78		
6	災害原因調査費	B	72	B	84		
7	航空隊運営費	B	72	C	66		
8	指令運営費	C	70	B	74		
9	消防車両購入費	B	74	B	78		
10	消防庁舎建設費	B	74	B	82		
11	防火水槽整備費	C	68	B	78	67	意見
12	消防科学・研究開発費	B	84	B	86		
13	消防団費	C	68	B	74	68	意見
14	消防団奨励費	C	60	C	68		
.....平均点.....		73.1		77.0			

<施策名>		監査		局		頁
3	救急体制の充実	C	69	C	70	70

~事業名~		監査		局		頁	備考
1	救急運営費	B	74	C	68		
2	救急指導費	B	74	B	74		
3	教育費	C	70	B	72		
4	救急業務の高度化の推進	C	70	B	76	72	意見
5	【再掲】消防車両購入費	B	74	B	78		
.....平均点.....		72.4		73.6			

消防力の強化 ①火災予防体制の充実

(主管局)安全管理局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
家庭における防火・安全性の向上、市民一人ひとりの防災能力の向上、違反是正の強化による防火管理の充実などにより、火災等の災害を未然に防止し被害を軽減することで、市民生活の安全性を更に高める。	火災等の災害を未然に防止し市民の被害を軽減することは常に求められ、「放火されない・放火させない環境づくり」の推進や消防法の一部改正による住宅用火災警報器の設置義務化(平成18年6月1日)に伴う体制の強化などが必要とされている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(71点)

市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守るため、危険物許認可、建築物等の査察、消防設備指導など法令に基づく業務は、施策を実現する基幹事業として着実に実施されている。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に合わせて、高齢者に対する補助制度を検討し、普及・啓発を図るなど適切な対応をしている。

しかし、予防体制の強化には、安全管理局のみではおのずと限界があり、地域の防災力をより充実することが重要である。

このため、少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化を踏まえ、地域の防災組織である消防団、家庭防災員、町の防災組織、自衛消防隊等の充実と相互の連携を深めることにより、火災予防体制の強化を図ることが必要である。

III 局による施策評価

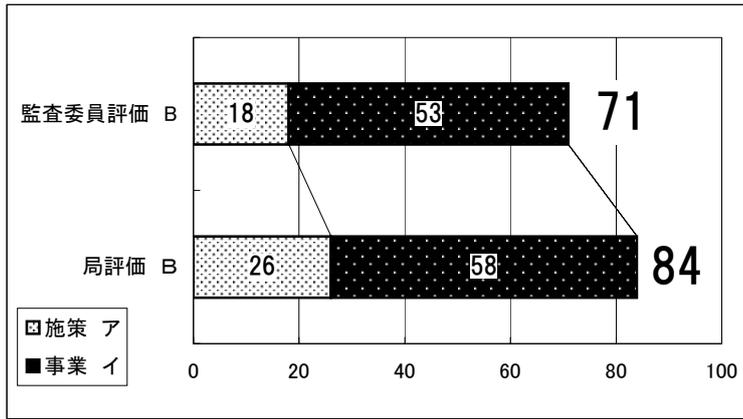
《総合評価》【B】(84点)

火災予防と出火時の被害、死傷者の減少は、市民すべての願いであり、その目的達成のため、本施策の各事業を推進しているものである。各事業は、自助・共助・公助の観点から相互に連携して推進されている。

今後各事業の実効性が、より上がるよう、①法令改正をはじめ社会情勢の変化に応じた迅速的確な対応 ②市民等の声や要望に基づく、事業の検証・見直し ③より効率的で効果的な運営を目指した事業展開等について、一層の取組を推進することで、安全で安心して暮らせる社会に近づいていくことができるものと考えている。

「火災予防体制の充実」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	3	3
有効性	①	3	5
	②	3	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		18	26

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1 防火管理経費	2 市民防災実践活動費	3 広報活動費	4 少年消防クラブ育成指導費	5 家庭防災員指導経費	6 危険物許認可等業務費	7 査察業務費	8 音楽隊運営費	9 消防設備指導事務費	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	13	13	11	7	11	11	13	9	11									99
		局	15	15	13	9	9	11	13	11	13									109
2	有効性	監査	9	13	9	9	7	11	13	11	11									93
		局	13	13	11	9	15	15	15	15	15									121
3	目標達成度	監査	11	9	9	9	11	13	15	15	13									105
		局	11	9	9	9	15	13	15	15	11									107
4	経済性・効率性	監査	13	11	11	9	11	11	9	11	9									95
		局	15	13	13	9	13	13	11	7	11									105
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	10	10	10	10	10	10	10									90
		局	10	10	8	10	10	10	10	10	8									86
6	社会的公平性・公正性	監査	8	10	6	6	6	6	8	8	8									66
		局	10	10	6	10	10	6	8	6	8									74
7	説明責任・情報公開	監査	6	8	10	6	6	6	6	6	6									60
		局	6	10	10	8	6	6	8	6	6									66
8	市民との協働	監査	5	5	3	5	5	5	3	5	3									39
		局	5	5	5	5	5	5	3	5	5									43
9	環境負荷の低減	監査	3	3	3	3	3	5	3	3	3									29
		局	3	3	3	3	3	5	3	3	5									31
事業評価		監査	78	82	72	64	70	78	80	78	74									676
		局	88	88	78	72	86	84	86	78	82									742

事業評価合計

事業数

監査委員評価	676	÷	9	×	0.7	=	53	} 《イ》
局評価	742	÷	9	×	0.7	=	58	

少年消防クラブ育成指導費

所管局課 安全管理局 予防課

I 事業の概要

事業の目的	少年・少女の頃から正しい防災知識を身につけ、将来、火災予防を習慣として実行できる社会人を育てることを目的とし、昭和39年に開始した事業である。		
事業の内容	(1) 火災予防に関する各種訓練を実施 (2) 防災に関する研修会を実施 (3) 防災イベント等への参加		
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	少年消防クラブ員数 (98クラブ)	(人)	少年消防クラブ訓練等指導実績
18年度	2,842		
17年度	2,956		
16年度	3,699		
	平成17年4月	4,607	実施回数
	平成16年4月	5,594	参加人数
	平成15年4月	5,024	
			平成17年度
			平成16年度
			平成15年度

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(64点)

少年・少女への防災意識の啓発を目的とした本事業は、少子高齢化・核家族化・情報化等の社会情勢や子供の生活様式など、少年・少女を取り巻く環境の変化の中で、少年消防クラブ事業への参加人数の伸び悩みが見られる。

クラブ員の募集は、子供会等地域単位で行われており、その有意性は認められるが、より多くの少年・少女を対象とした防災知識の学習機会を増やすことが必要である。

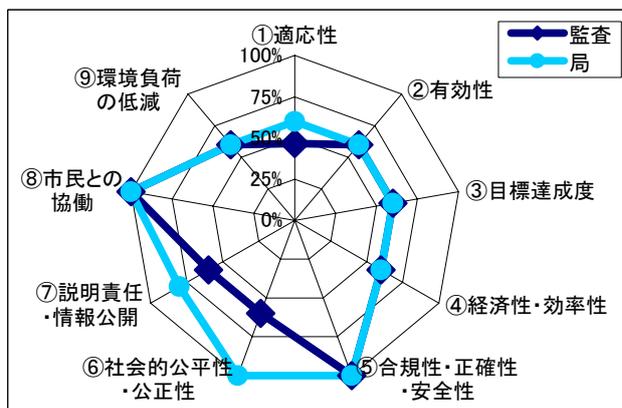
《意見》

少年・少女への防災意識の啓発は重要であり、将来のためには欠かせないものである。
平成17年にモデル的に行った消防署員による小学校での出前授業の拡張など、様々な機会をとらえて幅広く普及・啓発できるような取組が求められる。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

少年消防クラブ制度は現在、確立されているといえるものの、アンケート調査結果や社会情勢から、今後、そのあり方について検討が必要な時期となっている。



家庭防災員指導経費

所管局課 安全管理局 予防課

I 事業の概要

事業の目的	家庭防災員は、「自らの家庭は自らの手で守る」ため、防災に関し必要な知識や技術を身につけるとともに、家庭を中心に実践し、隣近所に防災の輪を広げることを目的としている。		
事業の内容	(1) 自治会町内会を通じて、家庭防災員を委嘱(5,000人) (2) 火災予防に関する各種訓練、基礎研修・実践研修等の開催 (3) 自主活動に対する補助		
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	委嘱数		
	平成17年度	4,710人	
	平成16年度	4,689人	
	平成15年度	4,910人	
18年度		39,840	
17年度		32,873	
16年度		42,813	
	事業開始	昭和44年9月	
	活動可能な家庭防災員数		約12万人

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

火災の原因の多くは、火の取扱いの不注意によるもので、一人でも多くの市民が火災予防に関する必要な知識及び技術を身につけることは大切なことであり、家庭防災員制度は本市独自の取組として、地域社会の防災活動に重要な役割を果たしている。

毎年 5,000人を目標に委嘱している家庭防災員に対して、委嘱時の研修やその後の自主活動奨励などの取組を行ってきている。

現在、12万人ほどの活動可能な家庭防災員の研修について、自主防災活動の推進という事業目的や家庭防災員の高齢化などを踏まえ、さらに充実が必要という評価となった。

各家庭での防災知識を広め、隣近所へ防災の輪を広げるためには、委嘱してから長い年数を経過した家庭防災員の継続的な活動が求められる。

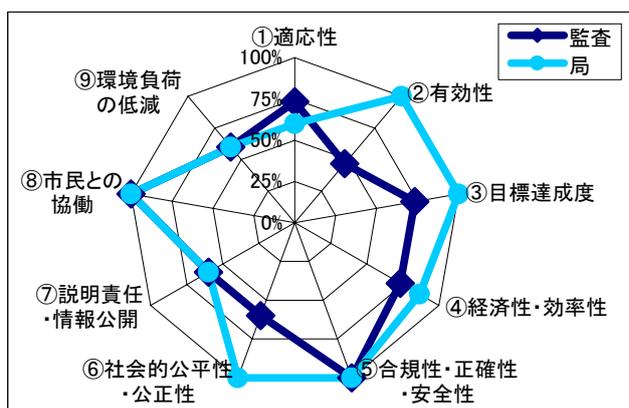
《意見》

家庭防災員の各家庭における防災活動の実効性を高め、隣近所へ防災の輪を広げるため、長年にわたり委嘱されてきた家庭防災員を対象に、高齢者への分かりやすさにも配慮したフォローアップ研修などについて検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(86点)

これまで、様々な見直しを行っている事業である。市民の期待が大きい事業であるので、見直しに当たっては、様々な方の意見を聴取する必要がある。



消防力の強化 ②火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実

(主管局)安全管理局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
消防隊、救助隊、資機材、庁舎等を整え、火災、地震災害、都市災害等に対応できる能力を充実させ、市民一人ひとりが安心して暮らせる都市を目指す。	JR福知山線列車脱線事故のような大規模災害や、風水害、地震災害の発生、量販店での放火など、全国で多様な災害が発生している。また、国民保護法の施行に伴い、テロや武力攻撃による災害からの防御、避難誘導などが消防の役割として位置づけられ、火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の重要性はますます大きいものとなっている。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(75点)

本施策では、火災や地震災害、都市災害など様々な災害から市民の生命と財産を守るため、消防隊による消火活動や巡回警戒活動、救助隊による人命救助活動などを着実にやっている。

また、新たに消防隊(Pumper)と救急隊(Ambulance)が連携した救急活動(PA連携)や、消防隊の巡回警戒等に合わせて不審者に対する警戒を行う学校巡回などの取組を行っている。

一方で、地域の消防活動に大きな役割を持つ消防団について、団員の職業の多様化や高齢化、女性の社会進出など社会環境の変化に対応したあり方の検討が求められている。

平成18年度消防部門、危機管理部門及び防犯部門が統合されて安全管理局が誕生したが、新しく一体化した組織において、各部門の連携により市民生活の安全確保に総合的に取り組むことが期待される。

III 局による施策評価

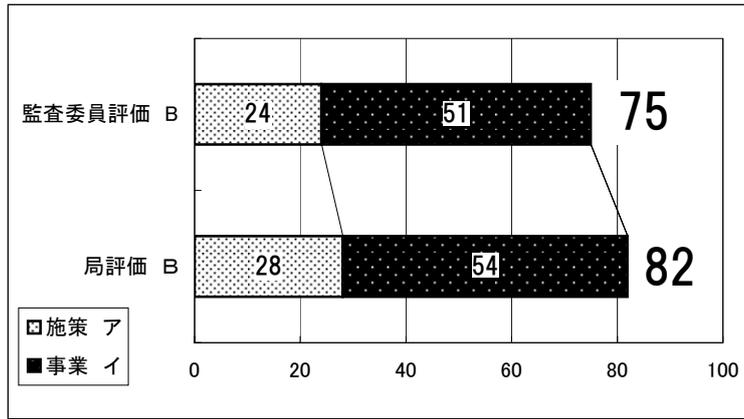
《総合評価》【B】(82点)

本施策は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に定める「消防の任務」を遂行するために、あらゆる施設及び人員を活用して事業展開していくものである。このため、施策を構成する13の事業のうち、1事業でも欠けた場合は当該任務を果たすことが困難になってしまうことから、各事業はそれぞれ連携し、一体的に推進していく必要がある。また、施策を推進するに当たっては、これまでの成長・拡大を前提とした考え方は見直し、市民ニーズを踏まえた上で効率的・効果的な人員、資機材等の活用方を検討していく必要がある。

一方、平成18年度は局再編成により「安全管理局」が誕生するが、大規模災害を始めとした様々な危機事態に対し、危機管理部門との連携をいかにスムーズに行っていくかが今後の課題である。

「火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	5	5
	②	3	5
有効性	①	5	5
	②	5	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		24	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	13	9	11	11	13	13	11	13	9	9	13	13	9	11				158
		局	13	13	13	9	13	9	13	11	11	13	11	15	13	11				168
2	有効性	監査	13	13	15	11	11	11	9	9	11	11	9	15	11	9				158
		局	9	13	11	9	13	15	9	11	13	13	13	13	13	5				160
3	目標達成度	監査	15	11	13	11	9	9	9	9	9	9	7	13	11	9				144
		局	15	13	13	11	9	13	11	9	11	11	13	15	13	11				168
4	経済性・効率性	監査	11	11	9	7	11	11	9	9	13	11	9	11	9	7				138
		局	13	11	13	7	11	11	9	9	13	13	9	13	9	11				152
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8				134
		局	10	10	10	8	10	10	6	10	6	8	10	6	8	8				120
6	社会的公平性・公正性	監査	8	6	8	8	6	6	8	8	6	6	8	6	8	4				96
		局	8	8	8	6	8	10	6	8	10	8	8	6	6	6				106
7	説明責任・情報公開	監査	6	6	8	6	6	6	10	6	6	10	6	8	6	4				94
		局	8	8	6	6	8	8	6	10	6	8	8	10	6	6				104
8	市民との協働	監査	5	5	3	3	3	3	3	3	5	3	3	5	3	5				52
		局	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5				52
9	環境負荷の低減	監査	5	3	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	3	3				50
		局	3	3	3	3	3	5	3	3	5	5	3	3	1	5				48
事業評価		監査	86	74	80	70	72	72	72	70	74	74	68	84	68	60				1,024
		局	84	84	80	62	78	84	66	74	78	82	78	86	74	68				1,078

事業評価合計

事業数

監査委員評価	1,024	÷	14	×	0.7	=	51
局評価	1,078	÷	14	×	0.7	=	54

《イ》

警防活動諸費

所管局課 安全管理局 警防課

I 事業の概要

事業の目的	災害発生の被害の軽減を図るため、警防活動や、消防隊の運営に必要な物品購入、資機材の点検、整備、修繕等を実施するものである。						
事業の内容	(1) 警防活動 (2) 災害警備用資材の購入、検査・点検、修繕 (3) 巡回警戒・学校巡回 (4) P A連携（直近の消防隊と救急隊の連携による救急活動）、ほか						
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	■火災発生件数等						
	項 目	H13	H14	H15	H16	H17	
18年度	127,654	火災発生件数	1,181	1,157	1,078	1,207	1,069
17年度	84,721	消防隊出場件数	5,362	5,197	5,195	5,749	5,505
16年度	79,041	(救急隊出場件数)	140,952	147,402	153,237	157,371	162,536
		学校巡回件数					13,622

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(86点)

平成17年は着実な巡回警戒活動を行った結果、火災発生件数の減少が見られた。一方で、児童・生徒が通学路等で犯罪被害に遭うなど学校の安全にかかわる事件が全国各地で発生している。この状況を踏まえて、平成17年6月から、消防隊の巡回警戒等の際に、学校周辺や通学路における不審者に対する警戒を全区において開始しており、市民ニーズにあった取組を実施している。

また、救急隊を待つ重篤者に対して、いち早く救急活動を行うために、消防隊と救急隊が同時に出場し、両者の連携によって救急活動を実施するP A (Pumper, Ambulance) 連携について実施に向けた検討を行っており、事業の効果を高める工夫がなされている。

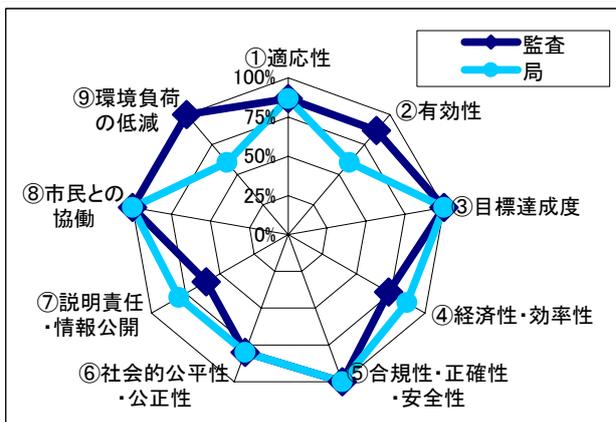
《優れた取組》

犯罪の抑止効果を発揮している消防車による学校巡回は優れた取組である。また、P A連携による救急体制について、実施に向けた検討を行ったことは評価できる。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(84点)

各種災害から市民を守るための消防の根幹をなす事業であり、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応している。平成17年度は「顔の見える消防」といった視点に立ち、市民に安心感を与えるための各種施策について検討を重ね、具体的事業を打ち出した。平成18年度はこれを推進するとともに、実効性あるものにするための各課題に対する取組が必要である。



防火水槽整備費

所管局課 安全管理局 計画課

I 事業の概要

事業の目的	地震災害等による消火栓使用不能時の消防水利確保対策として防火水槽を計画的に整備する。											
事業の内容	(1) 公設防火水槽の整備 (2) 消防水利施設設置補助金交付制度による民間事業者への防火水槽の整備指導											
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">防火水槽整備状況</th> </tr> <tr> <td>～平成15年度</td> <td>中期政策プランの目標1,020基整備完了</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>公設5基</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>新たな整備基準策定(計画目標259基<40m³換算>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公設5基、民設1基(補助金交付)</td> </tr> </table>		防火水槽整備状況		～平成15年度	中期政策プランの目標1,020基整備完了	平成16年度	公設5基	平成17年度	新たな整備基準策定(計画目標259基<40m ³ 換算>)		公設5基、民設1基(補助金交付)
防火水槽整備状況												
～平成15年度	中期政策プランの目標1,020基整備完了											
平成16年度	公設5基											
平成17年度	新たな整備基準策定(計画目標259基<40m ³ 換算>)											
	公設5基、民設1基(補助金交付)											
18年度	21,089	■新基準の考え方 ・市域を500mに区切り、各メッシュを延焼危険度によりランク付け。 ・延焼危険度2以上の175メッシュに計259基(40m ³ 換算)分の水量を確保。										
17年度	36,936											
16年度	48,019											

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(68点)

平成15年度には中期政策プランに掲げた防火水槽1,020基の整備を完了した。平成17年度からは多様な整備手法を取り入れた新たな整備方針のもとに259基分の水量確保を目標とし、その内10年間の防火水槽の整備計画を策定した。(年間公設5基)

この計画を推進する方策として、従来の防火水槽整備に加えて、平成17年度は、民間事業者がビル建設に伴い防火水槽を整備する場合に補助金を支給する新たな制度を創設している。

しかし、新制度を活用しても、目標の259基分の水量を確保することは難しいものと考ええる。

そこで、整備の促進を図るため、公設の防火水槽設置についても従来の公園や広域避難場所に加えてその他の公共用地等の有効利用について検討する必要がある。

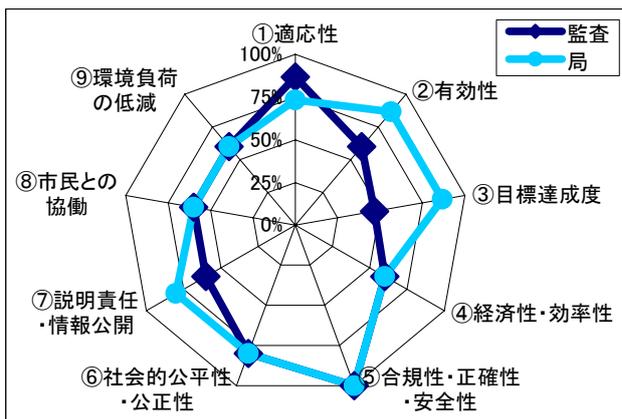
《意見》

公設の防火水槽設置について、整備の促進を図るため、従来の公園・広域避難場所に加えて、その他の公共用地等の有効利用について検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(78点)

防火水槽整備工事については、従来の方法によりおおむね良好に実施したが、今後、より一層の効率的、効果的な、整備計画、設置場所、工法選定、施工要領等を取り入れる余地がある。



消防団費

所管局課 安全管理局 総務課

I 事業の概要

事業の目的	地域の消防活動や災害対策等を実施するために設置された消防団の活動を推進するために、消防団運営の必要経費を計上するものである。						
事業の内容	(1) 消防団員の災害補償 (2) 退職報奨金 (3) 市長表彰式経費 (4) 被服経費、ほか						
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	団員定数	■ 団員活動実績等					
18年度	770,131	平成17年度8,364人	項目	H14	H15	H16	H17
17年度	695,253	平成18年度8,305人	団員数(人)	8,185	8,149	8,035	8,039
16年度	800,391		団員充足率(%)	98	97	96	96
			火災出場件数	780	762	722	577
			風水害出場件数	84	42	76	82
			警戒出場件数	1,326	1,842	2,411	568
			訓練件数	3,747	3,490	4,486	6,958

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(68点)

平成16年に施行された国民保護法では、消防団は、避難住民の誘導などの役割を担うことが規定された。これにより、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割はますます大きくなっている。

一方で、消防団の団員数は全国的に見て減少傾向にあることから、平成15年消防庁の「新時代に即した消防団のあり方検討委員会」の報告の中で、適正な団員数の確保を求めている。

本市においても、定数条例の改正により、消防団員の要件を従来の「市内在住者のみ」から「在勤者・在学者」へと拡大するなど対応を図った。

団員の職業の多様化や高齢化、女性の社会進出など、消防団を取り巻く社会環境の変化に対応できる消防団のあり方の検討が必要である。

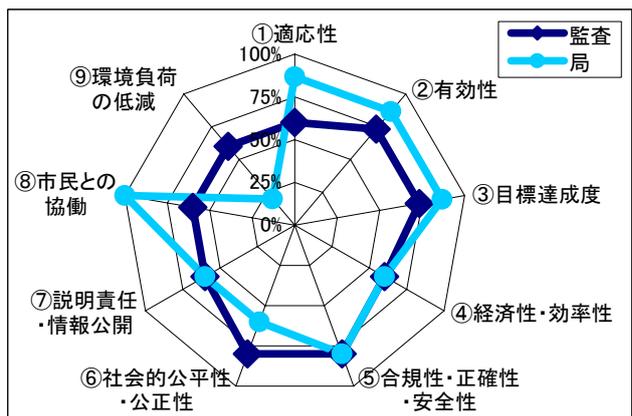
《意見》

地域の安全安心の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっている。社会環境の変化に対応した消防団のあり方について検討を行う必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(74点)

国民保護法を背景とした消防力の整備指針改正に伴う定員の見直し、資格要件の緩和等の条例改正と、法令に基づく事業を、団長による検討委員会と調整しながら推進できた。



消防力の強化 ③救急体制の充実

(主管局)安全管理局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
市民一人ひとりが安心して暮らせる都市をめざすため、近年急増している救急需要に対応し、また急病や突然のケガなどの傷病者の搬送等による救命効果の向上をめざし救急体制を強化する。	高齢化のさらなる進展や救急体制に対する住民意識の変化に伴い、救急需要は増加し続けると予想されている。また、救命効果の向上のため救急救命士の処置範囲が拡大(気管挿管・薬剤投与)された。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【C】(69点)

増加を続ける近年の救急需要に対応するため、救急救命士の養成教育や、応急手当の知識・技術の普及啓発事業などを実施し、救急体制の充実を図っている。

また、不適正な救急車利用をなくし、真に救急車を必要とする人が利用できるよう、ポスターやチラシなどにより市民啓発を行っているが、併せて、救急車の適正利用のあり方について、『横浜市救急業務委員会』で有効な方策が検討されることが期待される。

救急救命士については、新たに拡大された処置範囲に対応するため、研修体制の整備により研修修了者は増えているが、実技対象となる患者(症例)が少ないために実習が滞り、配備が十分に進まない状況にある。

このため、救急救命士の確保に向け、医療機関などとの連携を強化し、計画的な配備が求められる。

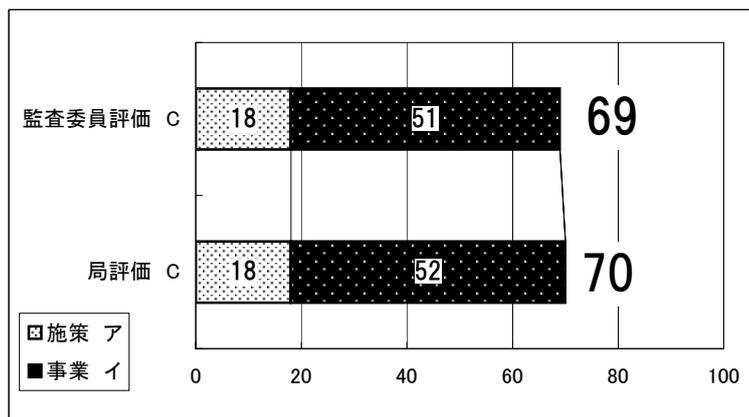
III 局による施策評価

《総合評価》【C】(70点)

年々増え続ける救急需要と救急救命士の処置範囲の拡大など、量と質への対応が求められていることから、需要増加については、毎年救急隊の増隊という手法で対処してきたが、平成16年度からは、需要対策広報を積極的に展開し、昨年度については、単に救急隊の増隊を伴わず、救急件数の抑制対策を検討してきた。

「救急体制の充実」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	3
	②	3	3
有効性	①	3	3
	②	3	3
目標達成度	①	3	3
	②	3	3
合計		18	18

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		救急運営費	救急指導費	教育費	救急業務の推進	消防車両購入費													
1	適応性	監査	13	13	11	13	11												
		局	13	13	13	13	11												
2	有効性	監査	11	9	9	9	11												
		局	9	11	11	11	13												
3	目標達成度	監査	9	11	11	11	9												
		局	7	13	11	13	11												
4	経済性・効率性	監査	9	9	9	9	13												
		局	9	9	9	9	13												
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	10	10	8												
		局	10	8	8	10	6												
6	社会的公平性・公正性	監査	6	6	6	6	6												
		局	6	6	6	8	10												
7	説明責任・情報公開	監査	10	10	8	6	6												
		局	8	8	6	6	6												
8	市民との協働	監査	3	3	3	3	5												
		局	3	3	3	3	3												
9	環境負荷の低減	監査	3	3	3	3	5												
		局	3	3	5	3	5												
事業評価		監査	74	74	70	70	74												
		局	68	74	72	76	78												
																		362	
																		368	

事業評価合計

事業数

監査委員評価	362	÷	5	×	0.7	=	51
局評価	368	÷	5	×	0.7	=	52

《イ》

救急業務の高度化の推進

所管局課 安全管理局 救急課

I 事業の概要

事業の目的	救急救命士の処置拡大に伴う養成教育体制を充実し、救急搬送による傷病者の救命効果の向上を図る。
事業の内容	(1) メディカルコントロール体制の構築 (2) 処置拡大に伴う研修体制の整備 (3) 救命処置用資機材を整備
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(平成18年4月現在) 救急救命士 381名 (うち)拡大された処置が可能な者 ・ 気管挿管 24名 ・ 薬剤投与 1名
18年度	—
17年度	49,161
16年度	43,632

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

救急救命士による救急救命処置の範囲が、平成15年度から一定の条件(メディカルコントロール体制や研修体制の確立)の下で拡大されることとなった。(従来:止血・心肺蘇生・気道確保等 → 拡大後:気管挿管・薬剤投与等)

メディカルコントロール体制(*)や研修体制の確立などは実施されており、新たに拡大された処置を行うための研修修了者は増えているが、実技対象となる患者(症例)が少ないため実習が滞り、配備が十分に進まない状況にある。

(*)メディカルコントロール体制

消防機関と医療機関との連携により

(1) 救急隊が医師に指示等を要請できる

(2) 医師が実施した救急活動の医学的判断・処置の事後検証を行う

(3) その結果を再教育に活用する

等を行う体制

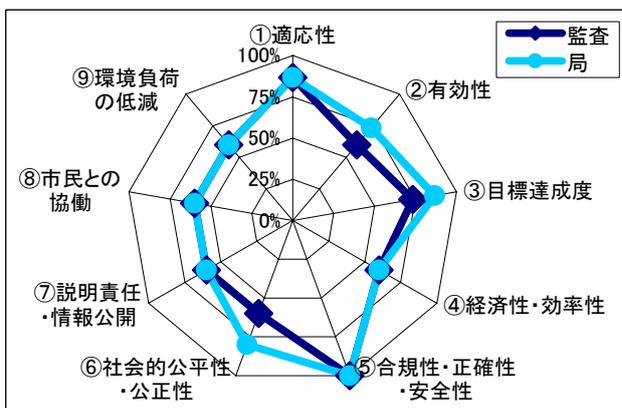
《意見》

実技実習を受け入れる医療機関などとの一層の連携を図り、気管挿管・薬剤投与を行うことができる救急救命士を計画的に確保する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(76点)

医療機関と連携強化のもと、事後検証を実施し、救急救命士の養成及び再教育研修並びに気管挿管などの処置拡大研修を実施している。



「地球環境の保全」系統図

地球環境の保全

＜施策名＞		監査		局		頁
1	地域から地球に広がる環境行動都市の創造	C	70	B	86	76

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	横浜・地域エネルギー政策基本構想検討調査	C	70	B	86	78	意見
2	I S O14001認証取得事業	B	74	A	94		
3	E C O+横浜普及事業	B	78	A	94		
4	規制指導、環境情報管理システム運用事業	B	86	B	84		
5	市民協働による陸域生物相・生態系調査	C	62	B	74		
.....平均点.....		74.0		86.4			

＜施策名＞		監査		局		頁
2	地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献	C	64	B	83	80

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	太陽光発電の率先導入事業	B	74	B	72	82	意見
2	温室効果ガス排出状況調査	C	62	B	80	83	意見
3	大型風力発電事業	C	70	B	72		
4	新地域推進計画策定事業	C	68	B	86	84	意見
5	横浜型企業の温暖化対策率先行動促進事業	C	68	B	84		
6	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	B	74	B	90	85	意見
7	燃料電池モデル導入	C	64	B	72		
8	屋上緑化推進事業	C	58	C	70	86	意見
9	ヒートアイランド対策事業（環境科学研究所）	B	80	B	88	87	意見
10	ヒートアイランド対策事業（温暖化対策課）	B	80	B	88		
11	酸性降下物の影響に関する調査	C	66	B	88		
12	環境影響評価審査事務費（環境配慮型公共工事ガイドラインの策定）	C	56	C	68	88	意見
13	環境影響評価審査事務費（C A S B E E：建築物環境配慮事業）	B	76	B	80		
14	公共建築物省エネルギー推進事業（E S C O事業審査委員会費）	A	94	A	92		
15	公共建築物省エネルギー推進事業（省エネルギー設備導入計画策定）	B	80	B	82	89	意見
16	すず風舗装整備事業	B	82	B	88		
.....平均点.....		72.0		81.3			

＜施策名＞		監査		局		頁
3	自動車公害対策の強化	B	75	B	86	90

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	低公害車民間普及促進事業	B	76	B	80		
2	低公害バス集中導入事業（自動車事業会計繰出金）	C	70	B	82		
3	ディーゼル車の運行規制	B	80	B	80		
4	八都県市首脳会議関連対策等事業	B	80	B	80		
5	収集車等低公害化推進事業	B	72	A	92		
6	郊外部交通改善事業（スムーズ交差点プラン）	B	72	B	78	92	意見
7	スムーズ交差点プラン	B	74	B	88		
8	自転車道ネットワーク事業	B	78	B	80		
9	道路特別整備事業（低騒音事業費のみ）	B	76	B	86		
.....平均点.....		75.3		82.9			

<施策名>		監査		局	頁	
4	有害化学物質対策と公害防止	B	73	B	86	94

~事業名~		監査		局	頁	備考	
1	ダイオキシン類対策事業	B	72	B	82		
2	地盤沈下対策事業	C	60	B	78		
3	行政検体分析委託事業（水質）	C	70	B	80		
4	都市生活型環境対策事業（騒音振動測定）	B	78	B	88		
5	廃棄物焼却施設解体工事対策費	B	80	B	86		
6	揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策推進事業	C	68	B	82		
7	化学物質総合対策事業	B	74	B	88		
8	交通環境対策調査	B	80	B	86		
9	ダイオキシン類調査分析費	B	76	B	88		
10	有害化学物質対策	B	78	B	84		
11	PCB適正処理推進事業	B	76	B	78	96	意見
12	ダイオキシン類対策事業	C	66	C	70		
.....平均点.....		73.2		82.5			

<施策名>		監査		局	頁	
5	市民、事業者による環境保全活動の推進	B	74	B	85	98

~事業名~		監査		局	頁	備考	
1	環境学習支援事業	B	76	B	86		
2	環境ボランティア育成事業	B	78	B	78		
3	環境教育・環境学習推進	B	72	B	84		
4	環境まちづくり協働事業	B	90	A	96	100	優れた取組
5	緑の環境学習推進事業	C	70	A	94		
.....平均点.....		77.2		87.6			

地球環境の保全 ①地域から地球に広がる環境行動都市の創造

(主管局)環境創造局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
複雑多様化している環境問題に対応し、持続可能な社会を作るために、市民、事業者、行政が地球人として環境問題に取り組み、協働して行動する、環境行動都市の実現を目指し、助成や広報などの支援、普及・啓発や、条例制定などの規制・誘導を進める。また、行政自らも環境マネジメントシステムに基づき、計画的な取組を進める。	従来の産業型公害に加えて、都市・生活型公害や地球環境問題など新たな環境問題が顕在化している。また、ダイオキシン類による環境汚染やアスベスト問題の発生、地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効など環境問題を巡る状況も変わってきている。 こうした状況に対して、本市は横浜市生活環境の保全等に関する条例を施行するとともに、「環境行動都市の創造」を市の基本政策として掲げ、市民、事業者、行政の協働により環境問題に取り組んでいる。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【C】(70点)

地球温暖化防止に向けた京都議定書が発効し、その目標達成のために、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識して行動することが求められている。本市では、事業者としての責務や率先行動という観点から「ISO14001認証取得事業」に取り組み、市役所の全組織で取得している。

一方、「横浜・地域エネルギー政策基本構想」は、この施策の中心であるが、現在策定中であり、効果的に事業を進めるため、早期の策定が望まれる。

また、環境行動都市の実現を目指して、市民や事業者に環境問題への取組を促すための普及、啓発などと併せて、引き続き事業の着実な推進が求められる。

III 局による施策評価

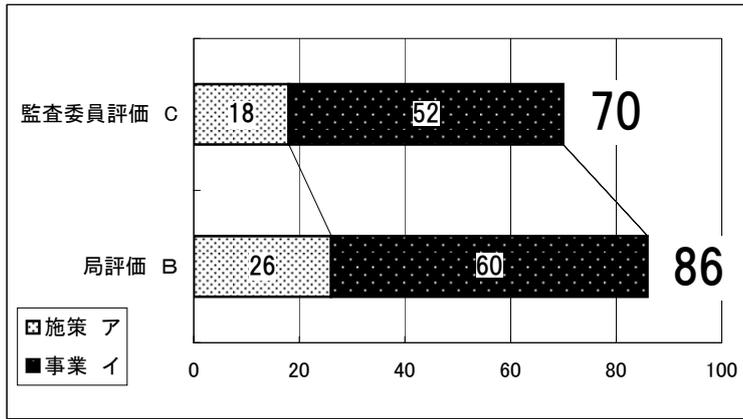
《総合評価》【B】(86点)

昨今、地球温暖化との関連が指摘されている世界的規模の異常気象の問題など、地球規模の環境にかかわる様々な問題がクローズアップされています。これらの環境問題に対応し、持続可能な社会をつくるためには、市民、事業者、行政が各々の役割を認識し、協働して行動することが不可欠です。

このため、当施策についても、適応性や有効性が十分に確保されていることが必要であり、今回については一定程度以上の評価結果となっていると思われま

「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	3	5
有効性	①	3	3
	②	3	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	5
合計		18	26

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

事業名 着眼点		事業ごとの評価																	合計	
		1 横浜・地域エネルギー 基本構想検討調査	2 ISO14001 認証取得事業	3 ECO+横浜普及事 業	4 規制指導、環境情報管 理システム運用事業	5 市民協働による陸域 生物相・生態系調査	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	11	9	13	15	9													57
	局	13	15	15	15	15														73
2	有効性	監査	11	11	11	15	9													57
	局	13	15	15	15	9														67
3	目標達成度	監査	9	11	11	9	11													51
	局	15	15	13	9	13														65
4	経済性・効率性	監査	9	11	11	13	7													51
	局	9	13	13	13	9														57
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	10	6	10	6													42
	局	10	10	8	8	6														42
6	社会的公平性・公正性	監査	6	8	10	8	6													38
	局	6	8	10	6	4														34
7	説明責任・情報公開	監査	6	6	8	8	6													34
	局	10	10	10	10	10														50
8	市民との協働	監査	5	3	3	3	5													19
	局	5	3	5	3	5														21
9	環境負荷の低減	監査	3	5	5	5	3													21
	局	5	5	5	5	3														23
事業評価		監査	70	74	78	86	62													370
		局	86	94	94	84	74													

事業評価合計

事業数

監査委員評価	370	÷	5	×	0.7	=	52
局評価	432	÷	5	×	0.7	=	60

《イ》

I 事業の概要

事業の目的	国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、温暖化対策の推進に関する法律など制度整備に合わせ、個別に取り組んできたエネルギー対策を効率的・効果的に進めるため、地域エネルギー政策に係る中長期的な目標の設定と、その実現に向けた基本構想を策定する。	
事業の内容	(1)平成20年度までに、新エネルギー、省エネルギー、災害時のエネルギー問題の3つの分野からなる「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を策定 (2)平成17年度は、現状と課題の整理、検討委員会の設置を予定	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	当初、4か年をかけて平成20年度までに基本構想を策定する予定であったが、京都議定書の目標年次が平成24年であることを踏まえ、全体を1年前倒して策定することとした。 平成17年度は、『横浜・地域エネルギー政策基本構想』中間まとめ(新エネルギー編)を策定した。	最終エネルギー消費量の内訳(部門別)
18年度	7,158	
17年度	6,113	
16年度	4,452	

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

この事業では、エネルギー問題に関する平成37年度までの長期展望と、平成22年度における新エネルギー導入想定量を設定した「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を平成20年度までに策定しようとしていた。

これに対して、京都議定書の目標達成年次が平成24年であることや、本市の温室効果ガス削減の目標達成年次が平成22年度であることから、当初の予定から1年前倒し、平成19年度までに策定することとしている。

しかし、事業の実施のために残された期間は、必ずしも十分あるとはいえないため、この構想の早期策定が求められる。

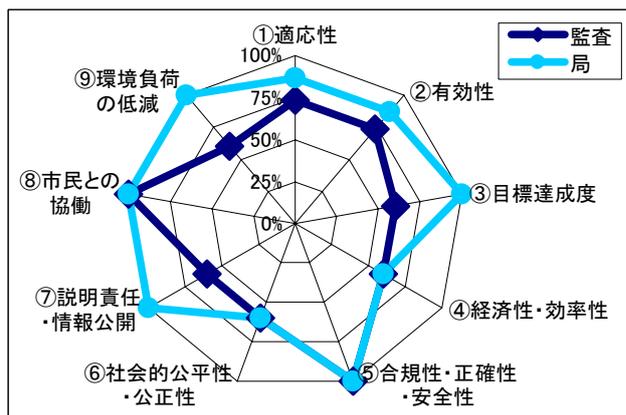
《意見》

この基本構想や実現性の高い実行計画を速やかに策定して事業を展開していくことが求められる。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(86点)

この事業は、総合的なエネルギー政策の課題と目標を市民、事業者と共有し、具体的取組を行うために基本構想を策定するものですので、市民や事業者の意見を十分に取り入れることが重要であると考えています。



地球環境の保全 ②地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献

(主管局)環境創造局
(関係局)まちづくり調整局、道路局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
横浜市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、地球温暖化を防止するため、太陽光など新エネルギーの導入や、エネルギー利用の抑制・効率化を推進し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、建築物の環境配慮の促進や道路の保水性舗装など、ヒートアイランド現象への対応を図る。また、酸性雨のモニタリングの実施など、地球規模の環境問題への対応を図る。	地球温暖化は、自然環境、生態系等に重大な影響を及ぼすことが懸念され、深刻な問題として、国だけでなく各自治体も、温暖化に影響を与えているとされている温室効果ガス排出量の削減対策に取り組んでいる。 本市でも、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、市民、事業者、行政の三者が協働して取組を推進している。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【C】(64点)

本市では、平成13年度に策定した「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の中で温室効果ガス排出量の削減目標を定め、太陽光発電の率先導入、住宅用太陽光発電システムの設置費補助などの事業を進めている。

平成15年度の市民一人当たりの温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成2年度)に比べて15%増加し、平成22年度までに6%以上削減するという目標を達成することは困難な状況となっている。

一方、施策を構成する事業ごとの温室効果ガスの排出量が把握されておらず、削減効果が明らかになっていない。また、京都議定書の発効等を踏まえた同計画の改訂作業は遅れているため、これらの課題を解決して、目標の達成に向けて効果的、効率的に事業を推進することが必要である。

III 局による施策評価

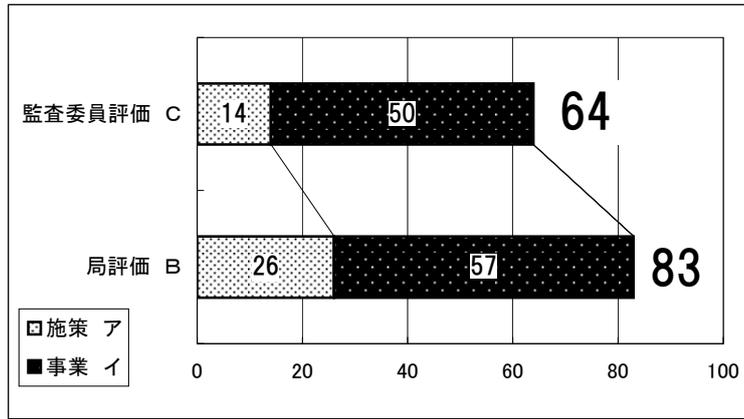
《総合評価》【B】(83点)

温暖化対策については、新たな地域推進計画に基づき、大都市横浜の特性を踏まえ、重点部門を特定するとともに、より効果的な取組を選定しつつ、日常的な行動から重点的に推進する。

また、横浜市地球温暖化対策地域協議会をはじめ、市民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、市民や事業者と協働での取組促進を図るとともに、ヒートアイランド対策や緑化対策、環境教育活動、まちづくりなどの関連施策と十分連携を図りながら、脱温暖化社会につながる長期的な課題にも留意した対策を講じる必要がある。

「地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	1	5
有効性	①	1	3
	②	3	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		14	26

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業ごとの評価																	合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1	適応性	監査	9	9	9	11	13	7	9	7	13	15	9	9	15	15	13	13	176
		局	9	13	11	15	13	11	7	13	13	15	11	13	15	15	13	15	202
2	有効性	監査	9	5	13	7	9	11	11	5	9	13	9	9	11	15	11	9	156
		局	11	15	11	15	13	15	15	9	15	15	15	9	15	15	13	13	214
3	目標達成度	監査	11	11	9	9	9	13	11	9	13	11	11	9	15	13	13	15	182
		局	9	13	9	13	13	15	11	9	15	15	13	9	13	11	13	15	196
4	経済性・効率性	監査	13	7	9	7	9	11	9	7	11	11	9	9	9	15	13	11	160
		局	11	11	9	9	11	13	9	7	9	11	11	11	5	13	13	11	164
5	合規性・正確性・安全性	監査	6	8	8	8	8	10	10	8	10	6	6	6	6	8	6	10	124
		局	6	8	6	8	8	10	10	8	10	8	10	6	6	8	6	6	124
6	社会的公平性・公正性	監査	8	8	8	8	4	4	6	6	6	8	6	6	6	10	6	6	106
		局	8	8	8	8	8	10	8	8	8	8	10	8	8	10	6	8	132
7	説明責任・情報公開	監査	10	8	6	10	6	10	2	8	10	10	10	2	6	8	10	10	126
		局	8	6	8	10	8	10	2	8	10	10	10	6	10	10	10	10	136
8	市民との協働	監査	3	3	5	5	5	3	1	3	5	3	3	3	3	5	5	3	58
		局	5	3	5	5	5	3	5	3	3	3	3	3	3	5	3	5	62
9	環境負荷の低減	監査	5	3	3	3	5	5	5	5	3	3	3	3	5	5	3	5	64
		局	5	3	5	3	5	3	5	5	5	3	5	3	5	5	5	5	70
事業評価		監査	74	62	70	68	68	74	64	58	80	80	66	56	76	94	80	82	1,152
		局	72	80	72	86	84	90	72	70	88	88	88	68	80	92	82	88	1,300

事業評価合計

事業数

監査委員評価	1,152	÷	16	×	0.7	=	50
局評価	1,300	÷	16	×	0.7	=	57

《イ》

太陽光発電の率先導入事業

所管局課 環境創造局 温暖化対策課

I 事業の概要

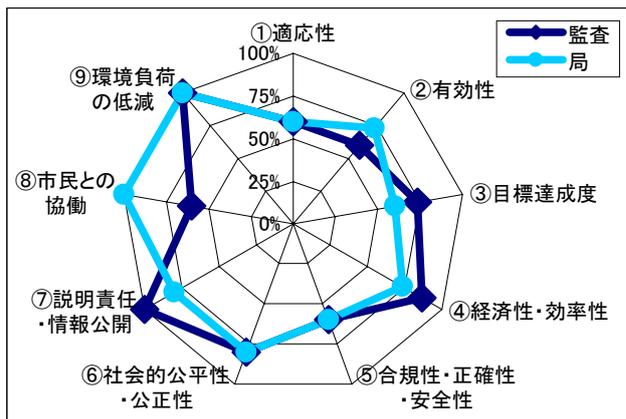
事業の目的	地球温暖化問題に対する市民の意識を高め、新エネルギーの技術開発や市民、事業者の新エネルギー導入の促進を図るとともに、温室効果ガス排出抑制のため、太陽光発電システム等の新エネルギーを啓発効果の高い公共施設に導入する。																																				
事業の内容	(1)太陽光発電の率先導入として、小学校8校、区役所2か所、商店街2か所に太陽光発電設備を設置 (2)ソーラー・省エネ照明灯を50基設置																																				
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)小学校8校、区役所2か所、商店街1か所に太陽光発電システムを設置 (2)ソーラー・省エネ照明灯については、国の補助金の基準変更に伴い補助対象外となったため、事業未実施																																				
18年度	100,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">導入状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立小学校</td> <td colspan="4">(9年度に1校設置)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>商店街</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ソーラー省エネ・照明灯</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">環境創造局実績より</p>	導入状況						14年度	15年度	16年度	17年度	合計	市立小学校	(9年度に1校設置)				11	区役所	-	-	3	2	5	商店街	-	-	2	1	3	ソーラー省エネ・照明灯	100	100	100	-	300
導入状況																																					
	14年度		15年度	16年度	17年度	合計																															
市立小学校	(9年度に1校設置)				11																																
区役所	-	-	3	2	5																																
商店街	-	-	2	1	3																																
ソーラー省エネ・照明灯	100	100	100	-	300																																
17年度	190,701																																				
16年度	257,812																																				

II 監査委員による事業評価

<p>《総合評価》 【B】(74点)</p> <p>太陽光発電システムは、発電するときにCO₂などの温室効果ガスの発生がないことから、地球温暖化防止のために有効な取組として期待されている。そこで、本市では、平成14年度に、太陽光発電システムの普及啓発のため、ソーラー・省エネ照明灯を設置する事業として開始した。</p> <p>平成16年度からは、小学校や区役所、商店街への設置も進めており、平成18年度中には当初目標としていた1区1小学校への設置を達成する見込みである。</p> <p>この間、国の太陽光発電システムに対する補助の考え方は、普及啓発から温室効果ガス排出量の削減へと実質的な効果を求めるように変わり、それに伴い補助基準が変更(設備の最低発電能力:制限なし→200kw以上)された。</p> <p>このような国の動向も踏まえ、今後の事業の役割について検討が必要である。</p> <p>《意見》</p> <p>より一層温室効果ガス排出量の削減効果を発揮させる事業とするため、大規模施設への設置などについて、費用対効果を踏まえて推進する必要がある。</p>

III 局による事業評価

<p>《総合評価》 【B】(72点)</p> <p>地球温暖化問題に対する市民の意識を高め、新エネルギーの技術開発や導入促進を図るとともに、市役所が排出する温室効果ガス排出抑制を目的としており、継続的な普及啓発が重要である。</p>



温室効果ガス排出状況調査

所管局課 環境創造局 温暖化対策課

I 事業の概要

事業の目的	市域で発生する温室効果ガス6種類(CO ₂ 等)の文献データを集計し、温室効果ガスの排出状況の基礎資料とし、各種事業の基礎データとして活用する。	
事業の内容	東京電力(株)、東京ガス(株)、国等の資料から収集した、燃料の「消費量」から、市域で発生していると推計されるCO ₂ などの排出量を算出	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	平成17年度は15年度分における温室効果ガスの排出量を業務委託により調査した。なお、平成18年度からは、所管課が環境科学研究所に移管される。	
18年度	1,230	<p>「横浜市温室効果ガス排出状況調査(平成15年度)」より</p>
17年度	1,085	
16年度	1,629	

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(62点)

この調査は、市域における温室効果ガスの排出状況を把握する調査であり、調査結果は、本市の地域エネルギー政策等に反映され、それに基づく事業を実施する際の根拠データとなっている。

しかし、内容を見てみると燃料の消費部門ごとの温室効果ガス排出量の増減に関する調査にとどまっている。今後は、本市が実施した各種の温暖化対策の削減効果を把握する手法の開発が必要である。

また、調査結果が公表されるのが2年遅れで即時性に欠けたものとなっている。

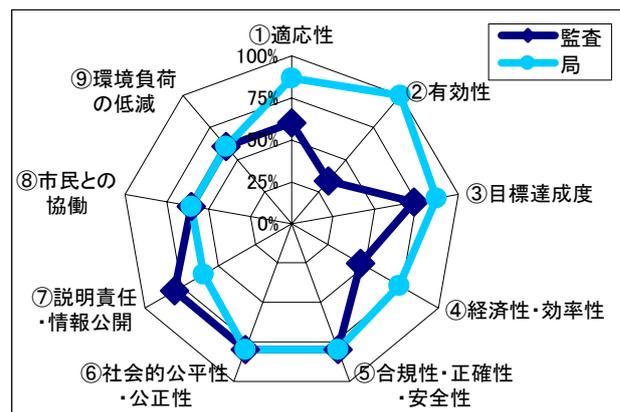
《意見》

この調査によって得られたデータを活用して、各種の温暖化対策事業による温室効果ガス削減効果を把握する手法の開発が必要である。また、調査結果は、できる限り早く公表されることが望ましい。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(80点)

この事業は本市域から排出される温室効果ガスの排出量を把握するためのものであるが、平成17年度の委託では平成15年度の排出量を調査し、12月に数値が確定した。なるべく早い数値の確定が課題と考えている。



新地域推進計画策定事業

所管局課 環境創造局 温暖化対策課

I 事業の概要

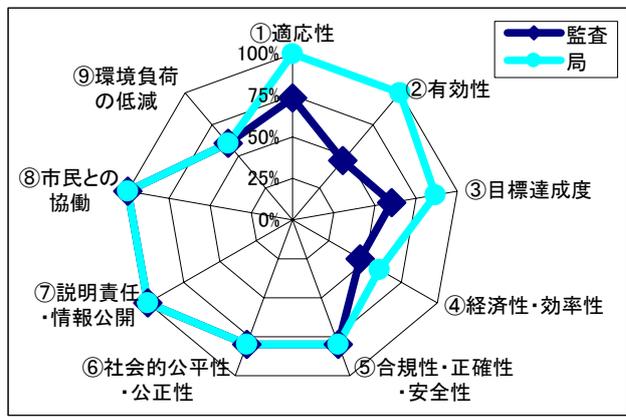
事業の目的	現行の「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」は、平成13年度に策定された。現在、国において「地球温暖化対策推進大綱」の見直し作業を進めており、横浜市においてもより具体的かつ実現性の高い新地域推進計画を策定する。																									
事業の内容	(1)平成13年度に策定された「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂するため、専門家、企業の代表、市民等からなる「横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂検討委員会」を設置 (2)計画改訂に向けて、平成17年度は検討委員会を5回開催。																									
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	改訂検討委員会は、平成17年度に5回開催。 当初の目標として平成17年度中に改訂計画を策定する予定だったが、委員の意見集約に時間がかかり、計画策定に至らなかった。(改訂検討委員：専門家、企業代表者、市民等12人)	横浜市の温室効果ガス排出量の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>平成2</th> <th>平成12</th> <th>平成13</th> <th>平成14</th> <th>平成15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量(千t-CO₂)</td> <td>17,005</td> <td>19,434</td> <td>19,052</td> <td>20,213</td> <td>21,484</td> </tr> <tr> <td>一人当たり排出量(千t-CO₂/人)</td> <td>5.28</td> <td>5.67</td> <td>5.50</td> <td>5.78</td> <td>6.09</td> </tr> <tr> <td>一人当たり排出量伸び率(平成2年度を100として計算)</td> <td>100</td> <td>107</td> <td>104</td> <td>109</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> (横浜市地球温暖化対策地域推進計画 資料編より)	(年度)	平成2	平成12	平成13	平成14	平成15	総排出量(千t-CO ₂)	17,005	19,434	19,052	20,213	21,484	一人当たり排出量(千t-CO ₂ /人)	5.28	5.67	5.50	5.78	6.09	一人当たり排出量伸び率(平成2年度を100として計算)	100	107	104	109	115
(年度)	平成2	平成12	平成13	平成14	平成15																					
総排出量(千t-CO ₂)	17,005	19,434	19,052	20,213	21,484																					
一人当たり排出量(千t-CO ₂ /人)	5.28	5.67	5.50	5.78	6.09																					
一人当たり排出量伸び率(平成2年度を100として計算)	100	107	104	109	115																					
18年度	-																									
17年度	6,378																									
16年度	-																									

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(68点) 京都議定書を踏まえ、本市では平成13年度に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を平成2年度比で平成22年度までに市民一人当たり6%以上削減するという目標を立てた。 しかし、平成15年度の調査で見ると温室効果ガスの排出量は平成2年度比で15%増加しており、計画どおりの効果は上がっていない。 そうした中で、この推進計画を改訂するための検討委員会を設置し、平成17年度中の新計画完成を目指したが終了しなかった。
《意見》 温室効果ガスの排出量削減に向けた各取組の効果を明らかにし、市民、事業者の協力を得ながら温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(86点) 平成17年度内に計5回の検討委員会を開催し、改訂方針を取りまとめたところである。今後、最終調整を行い改訂計画が確定した後は、市民にわかりやすいPRが必要である。
--



I 事業の概要

事業の目的	温室効果ガスの排出削減を図るため、住宅への太陽光発電システムの普及を促進するとともに、市民に対して地球温暖化防止の取組に関する更なる意識の啓発を促す。											
事業の内容	住宅(新築、既存)に太陽光発電システムを設置する者で、国(NEF:(財)新エネルギー財団)の補助を受ける者に対して、設置後に補助金(1kw当たり3万円、上限12万円)を交付(NEFの補助は、平成17年度分で終了し、平成18年度から、本市の補助のみに変わった。)											
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額(千円)	この事業は、平成15年度から始まった事業であり、実績は伸びてきている。 平成17年度は、4月から補助金交付申請の募集を開始したが、11月には予算枠が埋まり、318件の補助を行った。											
18年度	42,270	<p>設置費補助件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>18(予定)</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境創造局実績より</p>	平成年度	件数	15	216	16	250	17	318	18(予定)	400
平成年度	件数											
15	216											
16	250											
17	318											
18(予定)	400											
17年度	29,158											
16年度	34,365											

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(74点)

住宅用太陽光発電システムについては、既に民間事業者による商業ベースでの普及も進んでおり、この事業における設置費補助の応募者も確実に増加してきている。しかし、市民ニーズを的確に把握しようとするのであれば、既に補助を受けた人からだけアンケートをとっても十分とはいえない。

また、住宅用太陽光発電システムの設置に関する国(NEF)の補助制度が平成17年度で廃止され、学校や病院など大型システムの導入に対する補助のみとなっている。

そこで、この機会に、住宅用の太陽光発電システムの普及に果たすべき自治体の役割を検証し、今後のこの事業のあり方を検討する必要がある。

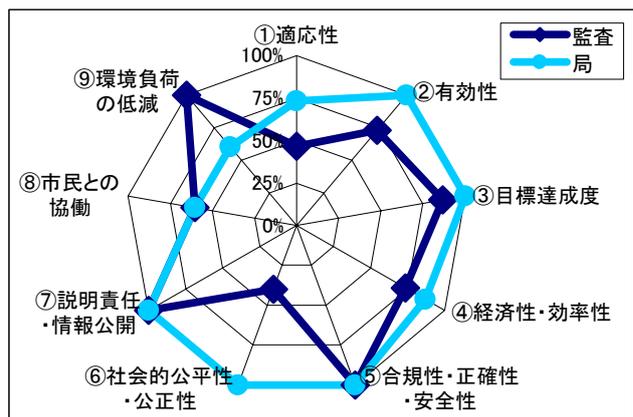
《意見》

小規模な太陽光発電システムの設置に関する国の補助制度が廃止になり、本市の独自補助になったのを機に、住宅用の太陽光発電システムの普及に果たすべき自治体の役割を検証し、今後のこの事業のあり方を検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(90点)

この事業は市民ニーズが高く、また、温暖化防止に直接資する対策である。さらなる広報に努めて、より多くの市民にとって使いやすい事業としていく必要がある。



屋上緑化推進事業

所管局課 環境創造局 環境活動事業課

I 事業の概要

事業の目的	ヒートアイランド現象緩和の対策の一つとして、建物の屋根面や壁面の高温化抑制が有効であると考えられている。そのため、緑地が不足する市街地において、良好な自然的環境を創出し、ヒートアイランド現象緩和の一助とするため建築物の屋上や壁面の緑化を推進する。	
事業の内容	屋上及び壁面の緑化を施す民間建物に対して、その費用の一部(対象経費の1/2、50万円上限)を助成	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額(千円)	(1)平成17年度実績の助成件数は2件で、緑化面積の合計は44.90㎡。(目標件数;10件、緑化面積;約320㎡)	
18年度	5,545	<p>港北区役所屋上緑化に関する温度測定(平成18年8月)</p> <p>港北区役所ホームページ 公表データから作成</p>
17年度	891	
16年度	25,760	
(2)これまでの助成総件数は6件、緑化面積の合計は150.10㎡。(事業開始は平成16年度)		

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(58点)

屋上緑化は、ヒートアイランド現象緩和の対策の一つとして有効であると考えられており、多くの都市で同様の事業が展開されている。

横浜市でも平成16年度から事業を開始し、事業を実施する前に対象となるビルオーナーにアンケート調査を行ってニーズのあることを把握していたが、今のところ目標を大幅に下回っている。

平成17年度は、補助条件を緩和したり、広報の充実を図ったが、その成果は十分ではなかった。

建物を対象にしたヒートアイランド対策がこの事業の目的であることから、屋上緑化に加え新しい外装材を用いた手法等についても費用対効果を考慮した上で検討するなど、補助のあり方を考える必要がある。

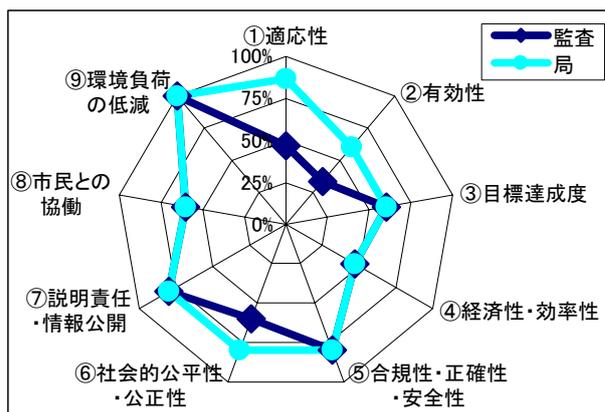
《意見》

アンケート調査の内容等も含め、実績が上がらない原因について詳細な分析を行い、他都市の状況なども参考に事業を見直す必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(70点)

地球温暖化対策の施策目標の実現に寄与する事業にもかかわらず、目標達成率が低すぎるため、市民ニーズや社会情勢に更に対応した取組が必要である。



ヒートアイランド対策事業

所管局課 環境創造局 環境科学研究所

I 事業の概要

事業の目的	ヒートアイランド現象に関する基礎的研究を実施するとともに、ヒートアイランド対策技術の検証を行う。また、これらの研究結果を踏まえ、ヒートアイランド対策の取組方針に反映させる。	
事業の内容	(1)気温観測地点を30か所から50か所に増設し精度を高めて測定 (2)環境気候図のシミュレーションを実施 (3)屋上緑化の効果測定を継続するとともに、壁面緑化モデル事業を実施 (4)ヒートアイランド対策の取組方針に反映	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)市内62か所で気温観測を実施 (2)環境気候図のシミュレーションを実施し、ヒートアイランド対策取組方針の検討に活用 (3)平成15年度から港北区役所で屋上緑化を行い、効果測定を継続実施 (4)栄第一水再生センターで壁面緑化のモデル事業を実施	
18年度	9,005	<p>「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」より (年)</p>
17年度	15,978	
16年度	19,662	

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(80点)

ヒートアイランド現象は、近年、熱帯夜の日数が増えていることなどから、わが国においても注目されており、原因の解明や対策に役立てるため、時宜に適した調査研究を行っている。事業の進め方では、大学との協働による観測や、観測結果を市民へわかりやすく提供するといった点で工夫がみられる。

しかし、調査は現象把握にとどまっており、今後、研究成果を具体的な事業にまで結び付けていく必要がある。

一方、ヒートアイランド現象の対策は、都市スケール、街区スケール、建物スケールといった対象・規模に合わせた調査の方法を検討する必要がある。また、広域での連携が必要なものは、神奈川県、東京都等と連携して行うとともに、調査結果の活用、データの相互利用などを検討する必要がある。

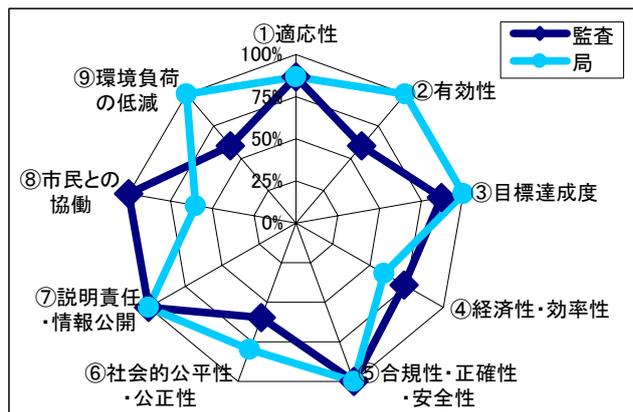
《意見》

ヒートアイランド現象は、広域的な影響もあることから、対策の対象・規模に合わせた調査の方法を検討するとともに、広域での連携が必要なものについては、調査、研究データを近隣自治体と相互に活用することが求められる。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(88点)

平成17年度の実施事業は、ほぼヒートアイランド対策取組方針作成に活用することができた。しかし今後の具体的な施策遂行にあたりヒートアイランド対策技術への多様なニーズへ適切に対応していく必要がある。



環境影響評価審査事務費 (環境配慮型公共工事ガイドラインの策定)

所管局課 環境創造局 環境影響評価課

I 事業の概要

事業の目的	公共工事の設計、施工に当たって、地球温暖化や生物生息環境の保全など環境面で配慮すべき事項を定めるとともに、環境に配慮した取組を進め、環境負荷の低減を図る。	
事業の内容	(1)事業を所管する部署が、詳細計画を決定する前段階で環境配慮について多様な視点から検討できるように、環境配慮型公共工事ガイドラインの内容を整理 (2)関係局と調整するための素案の作成	
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)公共事業事前評価制度を開始。事業を担当する部署が作成する評価調書の中に、環境への影響、配慮の評価視点を盛り込んだ。そして、この評価の結果を予算に反映させるようにした。 (2)環境配慮型公共工事ガイドラインの素案を作成した。	本市における公共工事への環境配慮推進に関する主な流れ 平成9 公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画 平成11 環境影響評価条例施行 平成16 ISO14001認証取得 平成17 公共事業事前評価制度
18年度		—
17年度		—
16年度		—

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【C】(56点)

地球温暖化対策など環境問題への対応が求められる中、公共工事においても環境面に配慮して実施する必要があると考えられる。こうした点からガイドラインの策定に取り組んでいるものの、市民ニーズの把握や、この事業に関する市民への説明が十分ではない。

ガイドラインの策定を最終目標として、平成15年度から事業に取り組んでいるが、既存の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」や「公共事業事前評価制度」と重複する部分があるため、ガイドラインの方向性が明確になっていない。

また、平成18年度の策定を予定しているが、平成17年度は環境配慮の項目、方向性の検討にとどまっている。

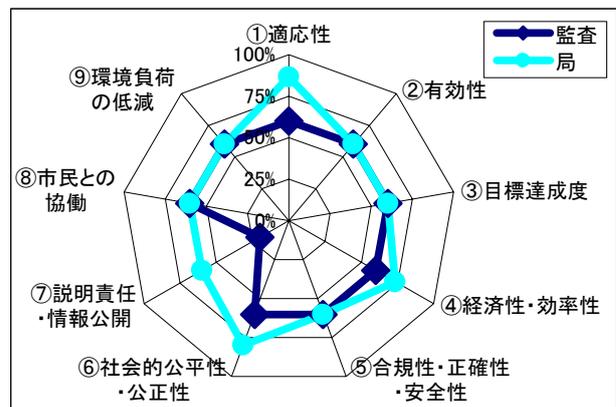
《意見》

公共工事における環境配慮の視点については、既に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」や「公共事業事前評価制度」に盛り込まれており、これらの計画、制度との重複について整理する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【C】(68点)

ガイドラインは公共工事の計画、設計、施工を行う各段階の所属の取組を進める視点を整理するもので、具体的な取組の大小、多様性を拘束するものとしないう予定である。



公共建築物省エネルギー推進事業 (省エネルギー設備導入計画策定)

所管局課 まちづくり調整局 保全推進課

I 事業の概要

事業の目的	公共施設への省エネルギー設備の導入について調査するとともに、その手法・計画を策定し、CO ₂ の削減と省エネルギーを推進する。																																									
事業の内容	(1)ESCO (Energy Service Company)事業には適さないがCO ₂ の削減、省エネルギー効果が見込まれる施設の選定、省エネルギーの手法などを検討し事業計画を策定 (2)計画の策定に当たり、横浜市省エネルギー設備等導入計画策定委員会を設置																																									
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	(1)横浜市省エネルギー設備等導入計画策定委員会を設置し、横浜市省エネルギー設備等導入計画策定事業報告書を策定 (2)リーフレットを作成し、小・中学校、地域ケア施設、地区センターに配布																																									
18年度	—	<table border="1"> <caption>年次別整備計画</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モデル導入:8施設</td> <td>準備</td> <td>工事</td> <td>検証</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本格導入1:214施設</td> <td></td> <td></td> <td>準備</td> <td>工事</td> <td>検証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本格導入2:214施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>準備</td> <td>工事</td> <td>検証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本格導入3:219施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>準備</td> <td>工事</td> <td>検証</td> </tr> </tbody> </table> <p>「横浜市省エネルギー設備等導入計画策定事業報告書」より</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	モデル導入:8施設	準備	工事	検証					本格導入1:214施設			準備	工事	検証			本格導入2:214施設				準備	工事	検証		本格導入3:219施設					準備	工事	検証
	18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																		
モデル導入:8施設	準備		工事	検証																																						
本格導入1:214施設				準備	工事	検証																																				
本格導入2:214施設				準備	工事	検証																																				
本格導入3:219施設					準備	工事	検証																																			
17年度	3,646																																									
16年度	—																																									

II 監査委員による事業評価

《総合評価》

【B】(80点)

小・中学校などのように一つひとつの施設では省エネルギー効果は小さいものの同じ種類の施設が多数あり、全体としては大きな効果が見込める省エネルギー化について、今回策定された「横浜市省エネルギー設備等導入計画」では、設備の改修と運用の見直しの両面から省エネルギー化を進めることで、光熱水費やCO₂の削減が期待できるとされている。

この計画では、設備改修費が光熱水費の削減効果によりおおむね5年～8年で回収できるとされていることから、スケールメリットを生かして、省エネルギーとCO₂の削減を図るため、計画に沿って着実に事業を推進していくことが期待される。

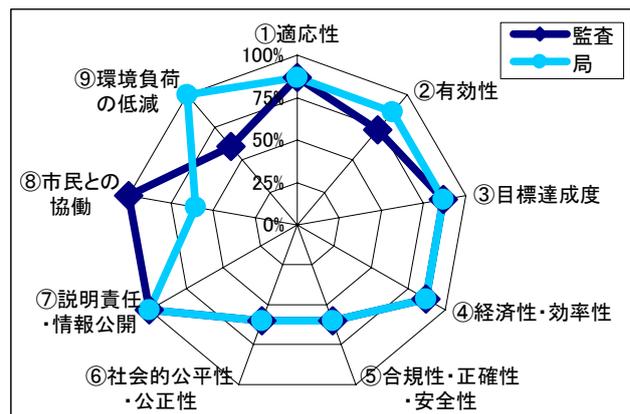
《意見》

省エネルギー設備等導入計画に沿って安定的に設備改修を実施するため、事業費の確保については、予算におけるメリットシステムの活用も含め関係局と調整する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(82点)

「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」におけるCO₂削減目標を達成するために必要不可欠な事業といえる。平成17年度に策定した省エネルギー設備等導入計画に基づき着実に事業を実施していく。



地球環境の保全 ③自動車公害対策の強化

(主管局) 環境創造局

(関係局) 資源循環局、道路局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
環境への負荷が大きいディーゼル車への対策を中心に、天然ガス自動車など低公害車への転換を進めるとともに、現在使用している市営バスやごみ収集車のほか、民間が保有するバス、トラックへのPM(自動車や工場の排出ガス、火山の噴煙、道路の粉じんなどを発生源とする粒子状物質の総称)減少装置の装着を進める。	自動車台数の増加やディーゼル車による二酸化炭素や浮遊粒子状物質などによる大気汚染、騒音が依然として市民の健康を脅かしており、酸性雨や地球温暖化の一因ともなっている。そのため自動車公害対策を強化し、道路沿道等の良好な環境の実現を目指す必要がある。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(75点)

本市では、自動車の排出ガス対策などを柱とした「横浜市自動車公害防止計画」を策定し、この施策の指針としている。同計画では、排出ガスの発生源対策の充実・強化などを重点項目として示しており、それに基づき低公害車民間普及促進事業やディーゼル車の運行規制事業などを着実に実施している。

しかし、同計画は平成10年度に策定後、既に7年が経過しており、その間の技術進歩等により必要とされる自動車公害対策も大きく変わってきている。

そこで、大気汚染物質の排出量を減らす発生源対策など同計画が重点として掲げている項目について、これまでの取組によって達成された成果を検証し、それらの結果や今後の取組をわかりやすく市民に公表することが求められる。

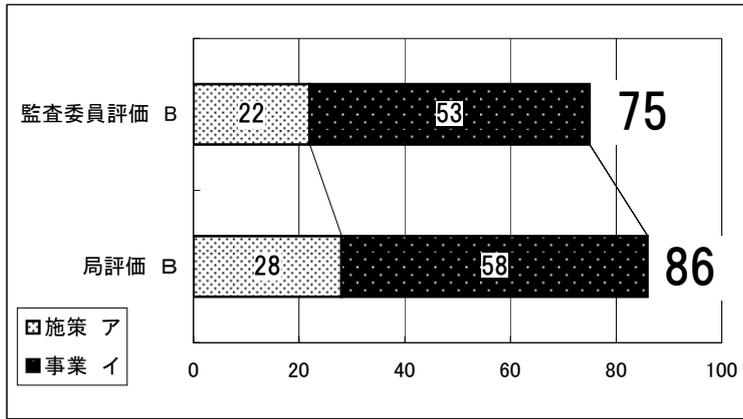
III 局による施策評価

《総合評価》【B】(86点)

大気環境の改善を進める上で、発生源対策として、官民一体となって低公害車を普及促進していく必要がある。また、交通渋滞解消等のため、交差点の改善や自転車利用の促進など交通流や交通量の対策もあわせて推進していく必要がある。今後とも、様々な施策を総合的に進めることにより、自動車公害対策の強化を図っていくこととする。

「自動車公害対策の強化」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	5	5
有効性	①	5	5
	②	3	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		22	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

事業名 着眼点		事業名																	合計		
		1 及低 促進 事業	2 公害 車 間 普	3 低 公害 バス 集中 導入 事業 (自 動 車 事 業 会 計 繰 出 金)	4 運 行 規 制	5 デ イ ー ゼ ル 車 の	6 八 都 県 市 首 脳 会 議	7 関 連 対 策 等 事 業	8 化 推 進 事 業	9 収 集 車 等 低 公 害	10 取 集 車 等 低 公 害	11 ム ー ズ 交 差 点 プ ラ ン	12 郊 外 部 交 通 改 善 事 業 (ス ム ー ズ 交 差 点 プ ラ ン)	13 プ ラ ン	14 ス ム ー ズ 交 差 点	15 ワ ー ク 事 業	16 自 転 車 道 ネ ッ ト	17 騒 音 事 業 費 の み		18 道 路 特 別 整 備 事 業 (低 騒 音 事 業 費 の み)	
1	適応性	監査	7	11	13	13	11	11	11	13	11										101
		局	13	15	13	15	15	13	15	13	11										
2	有効性	監査	9	13	11	11	9	11	13	11	13										101
		局	15	15	11	15	15	11	15	13	15										
3	目標達成度	監査	11	11	11	13	11	7	9	9	9										91
		局	11	13	11	11	15	9	11	9	13										
4	経済性・効率性	監査	11	13	13	11	13	11	11	15	13										111
		局	9	13	15	9	15	11	13	13	13										
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	4	10	8	8	10	10	10	8										78
		局	10	6	10	8	10	10	10	10	10										
6	社会的公平性・公正性	監査	10	4	8	8	6	8	4	6	8										62
		局	6	6	6	8	8	10	8	6	8										
7	説明責任・情報公開	監査	10	6	6	8	6	6	8	8	8										66
		局	8	6	6	6	6	6	6	8	8	6									
8	市民との協働	監査	3	3	3	3	3	3	3	3	1										25
		局	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3									
9	環境負荷の低減	監査	5	5	5	5	5	5	5	3	5										43
		局	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5									
事業評価		監査	76	70	80	80	72	72	74	78	76										678
		局	80	82	80	80	92	78	88	80	86										

事業評価合計

事業数

監査委員評価	678	÷	9	×	0.7	=	53
局評価	746	÷	9	×	0.7	=	58

《イ》

I 事業の概要

事業の目的	主に都市計画道路の整備率が低く、幹線道路網の密度も低い郊外部において、交通環境の改善を図るために、国の補助が入る幹線道路及び接続する道路で渋滞の生じている交差点の平面改良（交差点拡幅、右・左折レーンの設置）を実施する。
事業の内容	杉田交差点、不動坂交差点の2か所の整備
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	整備完了事業箇所なし
18年度	482,815
17年度	480,214
16年度	1,509,898

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(72点)

この事業は、交通環境の改善を図るために行う交差点の平面改良を行うことにより、交通利便性の向上と合わせてCO₂を含む排出ガスの量の削減を図ることができる。

しかし、平成15年度の事業開始以降、現在も主要幹線道路の2か所で事業中であるが、いずれも用地取得に時間を要し完成に至っていない。また、整備箇所の選定に当たっての判断基準を市民に公表する必要がある。

今後は、事業の優先順位の高い整備箇所について、個々の実情に合わせた対応を工夫し、事業を推進することが求められる。

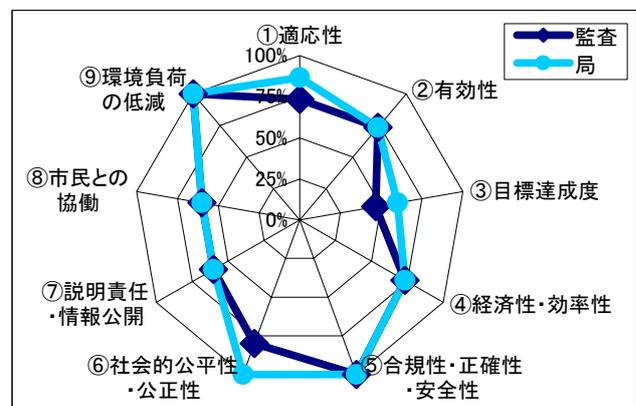
《意見》

整備箇所の選定基準を市民に公表した上で、整備が遅れている原因となっている用地取得について、各々の状況に合わせた対応を工夫し、整備を促進していく必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(78点)

当事業は経済活動や市民生活の根幹をなす社会基盤の一部を構築するものであり、道路法において道路管理者による整備が定められている。事業への社会的関心や要求は高く、早期の目標達成に向けた取組とより高度の説明責任を果たしていく必要がある。



地球環境の保全 ④有害化学物質対策と公害防止

(主管局) 環境創造局

(関係局) 資源循環局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
市内で保管されているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物などの処理対策を推進するほか、ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質の実態を把握し、環境汚染の防止に努める。 また、大気、水質、騒音、振動、地盤沈下などの環境監視、工場・事業場に対する規制誘導を行うなど公害防止対策を推進し、快適な環境づくりを進める。	従来の産業型公害に加え、深夜営業店舗の外部騒音など、都市・生活型公害が問題となっている。また、人の健康や生活環境に被害を与える恐れが大きい有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念などの問題も生じており、こうした問題に対応する必要がある。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(73点)

人の健康に深刻な影響を及ぼす有害化学物質や生活環境の悪化をもたらす公害について、本市では「横浜市環境管理計画」の中で、良好な環境を維持するためにダイオキシン類等有害化学物質の環境基準を明確にし、それを指針としてこの施策を推進している。また、年次報告書を作成し、1年ごとにその達成状況を市民に公表している。

有害化学物質や公害に対する対策が計画に基づいて進められていることなどを、適宜、市民に周知することが必要である。

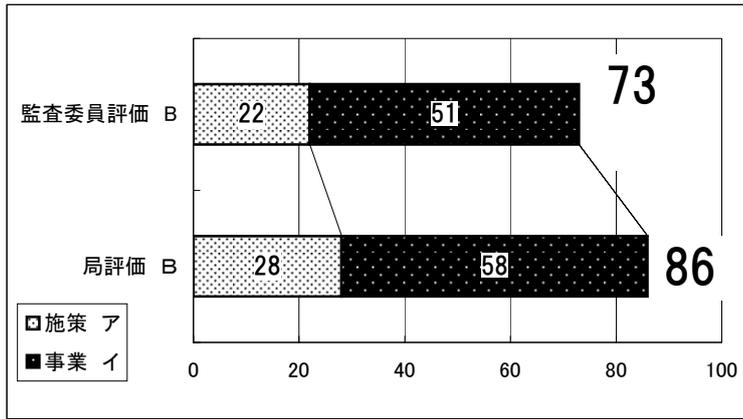
III 局による施策評価

《総合評価》【B】(86点)

公害防止に関しては国を挙げて取り組んでおり、本市も先進的取組を心がけてきている。市民生活の安全・安心を担保するために事業者等に対する規制指導をさらに強力で推進していくとともに、事業者の自主的な環境問題への取組を支援していく必要がある。一方、多様化する環境問題に対する市民からの相談・苦情に適切で迅速な解決を求められており、市民の生活環境の向上のために、さらなる対策の推進を図る必要がある。

「有害化学物質対策と公害防止」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	5	5
有効性	①	5	5
	②	3	5
目標達成度	①	3	5
	②	3	3
合計		22	28

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

着眼点	事業名	事業名																	合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1 適応性	監査	13	9	11	13	13	11	11	13	11	11	9	11						136
	局	15	15	15	15	15	15	15	15	13	13	9	13						168
2 有効性	監査	11	9	11	11	11	11	11	11	13	11	11	11						132
	局	13	13	13	15	13	15	15	15	15	15	15	11						168
3 目標達成度	監査	11	9	11	11	9	9	11	11	11	13	11	9						126
	局	13	11	15	15	15	13	9	15	11	11	7	9						144
4 経済性・効率性	監査	11	7	11	13	13	11	9	9	7	15	13	7						126
	局	11	9	7	11	11	11	9	7	13	11	13	11						124
5 合規性・正確性・安全性	監査	8	4	6	8	10	8	10	10	10	10	8	8						100
	局	8	8	8	10	8	8	10	10	10	10	10	6						106
6 社会的公平性・公正性	監査	6	6	6	8	10	6	6	8	8	8	6	6						84
	局	8	6	6	6	8	6	10	8	10	8	6	6						88
7 説明責任・情報公開	監査	4	8	6	6	6	6	8	10	8	4	8	6						80
	局	4	6	6	6	6	4	10	10	8	8	10	6						84
8 市民との協働	監査	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	5	3						36
	局	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3						50
9 環境負荷の低減	監査	5	5	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5						58
	局	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	5	5						58
事業評価		監査	72	60	70	78	80	68	74	80	76	78	76	66					878
		局	82	78	80	88	86	82	88	86	88	84	78	70					990

事業評価合計

事業数

監査委員評価	878	÷	12	×	0.7	=	51
局評価	990	÷	12	×	0.7	=	58

《イ》

PCB適正処理推進事業

所管局課 資源循環局 産業廃棄物対策課

I 事業の概要

事業の目的	適正保管困難者が保管しているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物による環境汚染を未然に防止するため、管理指導を行うとともに、都内に建設された広域処理施設で迅速、適正に処理されるように市が関与して、環境へのリスクを低減する。
事業の内容	(1)事業者によるPCB廃棄物の適正保管、管理の指導及び保管状況の国への報告、並びに適正処理に向けての周知 (2)平成17年11月に、PCB廃棄物を処理する施設が都内に完成したことに伴い1都3県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)及び保健所設置の8市からなる首都圏広域処理協議会での意見調整(東京から順次処理開始し、3県分は緊急対応を除き平成23年から27年までに処理。)
主な実績・決算額 ※18年度は予算額 (千円)	(1)事業者から保管状況報告書の徴収と環境省への報告 (2)現場への立入調査の実施と適正保管の指導 (3)適正処理に関する事業者説明会の実施
18年度	4,368
17年度	657
16年度	2,404
	(4)1,171事業所等で約24,000台のトランス・コンデンサ、約470kgのPCB油等が保管されている (5)(4)のうち47台のトランス・コンデンサが個人保管 * (4)、(5)は平成17年3月末現在

II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(76点)

この事業は、法令にのっとりPCB廃棄物保管者に保管基準を遵守するよう指導し、環境に悪影響を与えないように監視するものである。

環境汚染の未然防止のため今後も届出がされていないPCB廃棄物等について把握する仕組みや、個人保管のPCB廃棄物の処理促進策について、検討する必要がある。

また、PCBに関する情報提供は縦覧のみとなっているが、市民の健康にかかわる問題であることから、情報提供のあり方について検討が必要である。

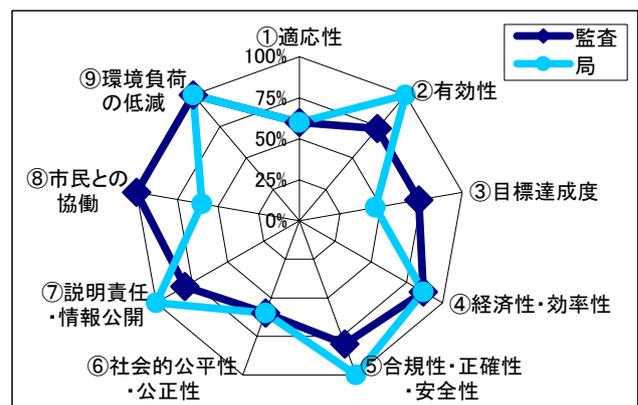
《意見》

PCB廃棄物による環境汚染や健康被害を未然に防ぐため、今後も届出がされていないPCB廃棄物等について把握する仕組みを検討する必要がある。

III 局による事業評価

《総合評価》 【B】(78点)

保管事業者に対する広報、適正保管指導の徹底を行ってきた。平成17年度に緊急対応が必要な機器についての処理を計画していたが、東京PCB廃棄物処理施設の体制が整わなかったため実施できなかった。平成18年度には関係機関と調整を進め、処理を実現する必要がある。また、その他の機器についても処理が完了するまで適正保管指導を徹底する必要がある。



地球環境の保全 ⑤市民、事業者による環境保全活動の推進

(主管局)環境創造局

I 施策の概要

施策の目的	施策を取り巻く状況
環境に配慮した市民、事業者の自主的な活動を誘導・支援するため、環境教育、環境学習の機会を充実するとともに、環境に関する情報の提供や人材の育成などを行う。	地球温暖化などの環境問題が深刻化、多様化する中で、市民一人ひとりもさることながら、地域や市民活動団体、事業者、行政が協働して環境行動を起こしていくことが必要となっている。 そこで、「横浜市環境教育基本方針」を策定し、市民、事業者、行政等が自発的に参加・連携し、関心・行動・協働による環境教育を継続的に進めていくための基本的な考え方や方向性を示している。

II 監査委員による施策評価

《総合評価》【B】(74点)

本市では、環境問題について、市民自ら考え、具体的な行動を実践する人づくりを基本理念とした「横浜市環境教育基本方針」を策定し、同方針に基づいて環境保全活動の推進に向けた事業を実施している。特に「環境まちづくり協働事業」は、市民の発想を取り入れた事業を行政と協働して進めていく取組であることから、市民の環境保全活動に対する多様なニーズにこたえられるものと考えられる。

また、環境教育・環境活動については、行政はイベントや講演会などを実施し、民間でも施設見学会や環境教室の開催などに取り組む事例が増えてきている。

そこで、このような取組を民間事業者と協力しながら進めることによって、環境保全活動を市民的な取組へと広げていくことが望まれる。

III 局による施策評価

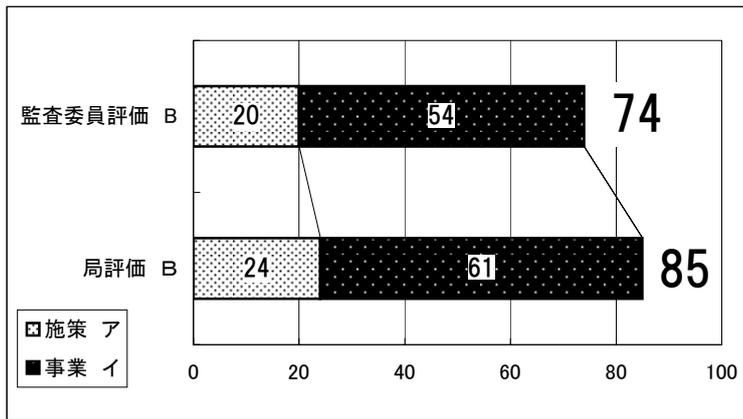
《総合評価》【B】(85点)

環境教育・環境活動の重要性は日に日に高まっており、すべての市民、事業者、学校等とともに取り組んでいくことを目指す必要がある。こうした中で、活動の裾野を広げたり、それぞれの連携を深めるための仕組みを提供することが不可欠であり、その役目を本施策が担っているといえる。

将来的には、それぞれの主体が自立的に取組を拡大していくことが望まれ、その上で協働の取組を推進することで、大規模な環境ムーブメントを呼び起こすことが重要であり、今後も粘り強く啓発や参加の呼びかけを行っていく必要がある。

「市民、事業者による環境保全活動の推進」総合評価点算出資料

<施策評価 《ア》 + 《イ》>



<施策自体の評価 ア>

		監査委員評価	局評価
適応性	①	3	5
	②	3	3
有効性	①	5	5
	②	3	5
目標達成度	①	3	3
	②	3	3
合計		20	24

《ア》

<施策を構成する事業ごとの評価 イ>

事業名		着眼点																	合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	適応性	監査	7	15	13	13	11													59
		局	11	15	13	15	15													69
2	有効性	監査	9	11	9	13	9													51
		局	13	13	15	15	15													71
3	目標達成度	監査	11	9	9	13	11													53
		局	13	9	13	15	15													65
4	経済性・効率性	監査	13	11	11	15	9													59
		局	11	11	13	15	13													63
5	合規性・正確性・安全性	監査	10	6	6	10	6													38
		局	10	6	6	10	10													42
6	社会的公平性・公正性	監査	8	8	6	10	8													40
		局	8	10	8	10	8													44
7	説明責任・情報公開	監査	8	10	8	6	6													38
		局	10	6	8	6	8													38
8	市民との協働	監査	5	5	5	5	5													25
		局	5	5	3	5	5													23
9	環境負荷の低減	監査	5	3	5	5	5													23
		局	5	3	5	5	5													23
事業評価		監査	76	78	72	90	70													386
		局	86	78	84	96	94													438

事業評価合計

事業数

監査委員評価	386	÷	5	×	0.7	=	54	} 《イ》
局評価	438	÷	5	×	0.7	=	61	

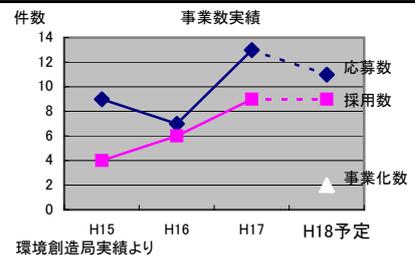
環境まちづくり協働事業

所管局課

環境創造局 環境活動事業課

I 事業の概要

事業の目的	市民活動団体が提案する、環境に配慮したまちづくり事業で、横浜市が協働して進めることにより、事業効果が高まると考えられる事業を選考し、年度ごとに3回まで負担金(100万円を上限とする)の交付を行い、双方の役割分担を協定書で確認後、事業を進める。
事業の内容	(1)市民団体から応募があった事業の、審査、選考を横浜市環境保全活動推進委員会に諮問して、公開プレゼンテーションなどを行い、事業を選考し、市民活動団体と行政が協働で事業を実施 (2)採用された事業で行政が行うべき事業として各担当部署で認められた場合は、事業化されると同時に協働事業の実施を通じて、自主財源の確保のための情報提供などにより市民活動団体の自立化を促進
主な実績・決算額等 ※18年度は予算額 (千円)	平成17年度は応募数が13事業あり、その中から河川敷の多目的広場化や、間伐材活用の体験学習など9事業を採用した。 また、このうち2事業(水辺環境の再生、街中の落書き防止)が平成18年度に本市で事業化された。
18年度	10,709
17年度	8,268
16年度	5,633



II 監査委員による事業評価

《総合評価》 【B】(90点)

この事業は、市民から公募した環境に配慮したまちづくり事業を、市民と本市が協働して進めていくものである。

事業の具体的な取組としては、提案された事業の進捗状況に合わせて調整会議が開催され、市民活動団体と本市の双方が共通の理解に立って事業が進められており、円滑な運営がなされている。

また、市民団体から提案された事業のうち採用される事業が徐々に増えてきており、この事業の仕組みが市民に理解されてきているといえる。

さらに、個々の事業の目標に向けて同会議の中で課題の調整が行われ、事業の振り返りを行い改善に生かされている。

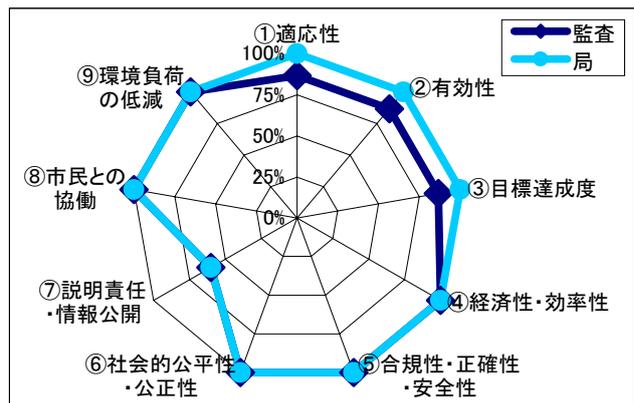
《優れた取組》

環境に関するまちづくり事業を市民から公募して市と協働で進める取組は、他都市にも例がなく、市民の発想から事業を企画するという先駆的なものである。また、地域における多様な環境保全活動の活性化にもつながるものと考えられる。

III 局による事業評価

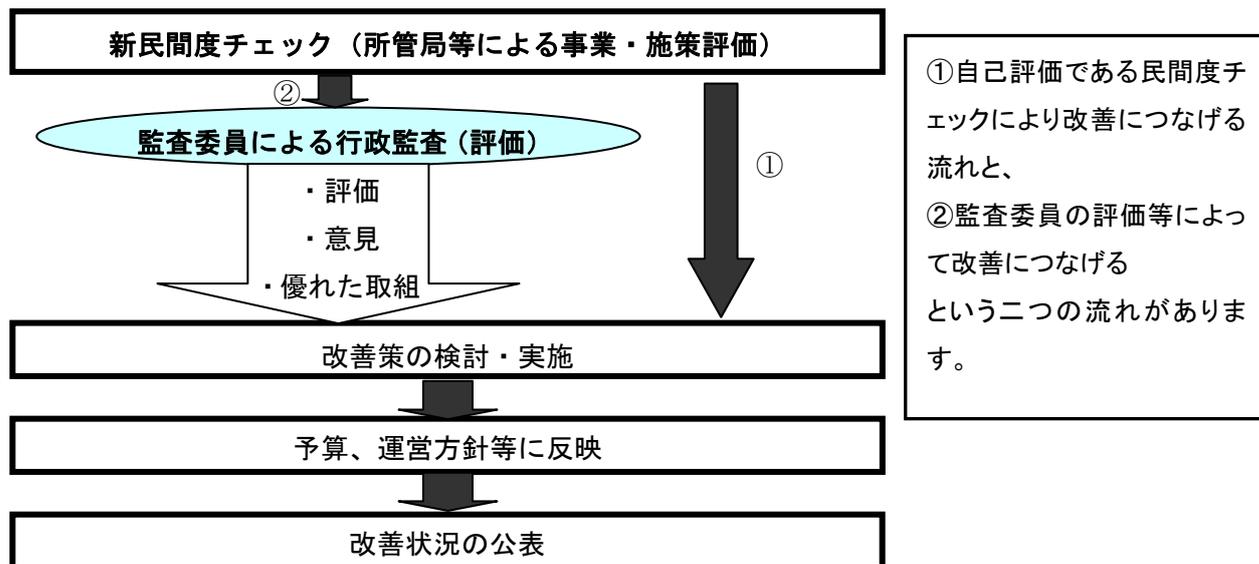
《総合評価》 【A】(96点)

提案型協働事業は、実施するに当たって双方の役割分担を確認し、それに基づき一緒に活動するため、従来の補助金の助成とは質・量ともに密度が濃い。また、提案される事業内容は先駆性のある、つまり今までにない領域に挑戦しているものが多いため関係部署との調整は必須である。先例のない事業が多いので、今後は、各事業の取組を検証し、協働事業の進め方についての指針のようなものをまとめる必要がある。



(参考) 「横浜型行政評価システム」の概要

横浜型行政評価システムイメージ図



1 評価方法

(1) 事業評価の仕組み

9つの評価項目(計100点)	着眼点数	分類※	評価項目選定の考え方など	着眼点ごとの評価	着眼点評価の点数化	(具体例)
1 適応性 (15点)	3	I	ア 監査事務局が独自に実施した「行政評価的手法による監査・審査」における項目をベースに イ 三重県などの先進事例も参考にした。 また、これらの項目は、対象事業の I 市民満足度 II 成果 III 進捗状況 IV 事業の進め方の妥当性を主に検証するもの	着眼点ごとに、「a」「b」「c」の3段階で評価	着眼点評価を a…5点 b…3点 c…1点 で点数化	例えば、 【適応性】で 着眼点①が a→5点 着眼点②が b→3点 着眼点③が b→3点 であれば、 【計11点】 (15点中)
2 有効性 (15点)	3	II・IV				
3 目標達成度 (15点)	3	III				
4 経済性・効率性 (15点)	3	IV				
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	2					
6 社会的公平性・公正性 (10点)	2					
7 説明責任・情報公開 (10点)	2					
8 市民との協働 (5点)	1					
9 環境負荷の低減 (5点)	1					

※ 「評価項目選定の考え方など」に記載の4分類

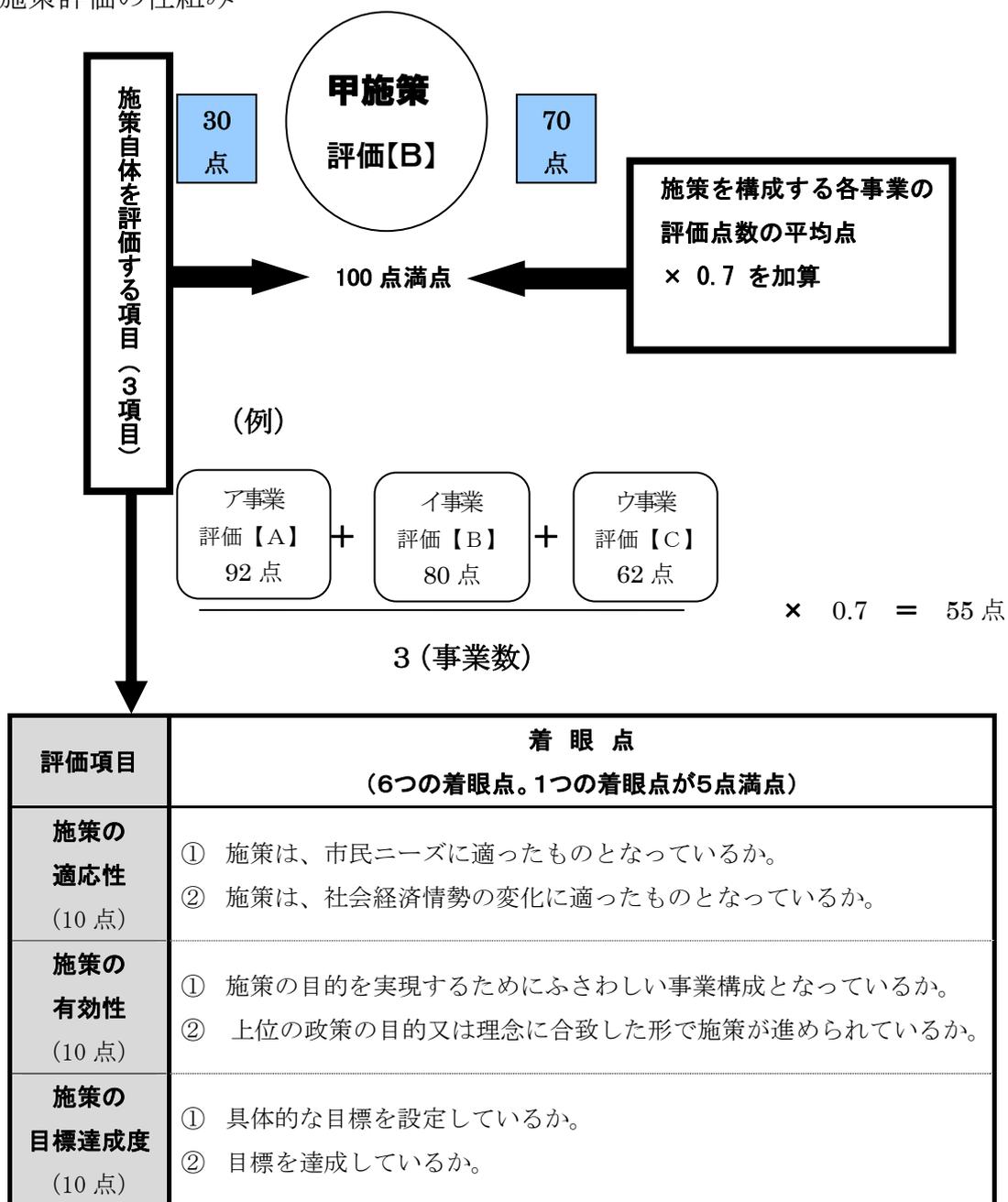
【評価の流れ】

- ① 9つの評価項目、合計20の着眼点ごとに、「a」「b」「c」の3段階の評価を行います。
- ② 「a」が5点、「b」が3点、「c」が1点として、加算して合計点を算出します。

《事業評価の着眼点》

評価項目	着眼点(20の着眼点。1つの着眼点が5点満点)
1 適応性	① 市民ニーズを踏まえた対応が図られているか。 ② 社会経済情勢の変化を踏まえた対応が図られているか。 ③ 官民の役割分担の視点から、事業のあり方について検証を行っているか。
2 有効性	① 事業の成果・効果をより高めるための工夫がされているか。 ② 事業の重複や欠落を避けるために、関係機関(関係部署、国、他自治体、民間)との連携・調整が図られているか。 ③ 上位の政策、施策の目的に合致した形で事業が進められているか。
3 目標達成度	① 具体的な目標を設定しているか。 ② チャレンジ性のある目標になっているか。 ③ 目標を達成しているか。
4 経済性・効率性	① コスト縮減に向けた工夫が図られているか。 ② 歳入の確保や新規財源の開拓に向けた工夫が図られているか。 ③ 迅速で無駄のない事業執行のための工夫が図られているか。
5 法規性・正確性・安全性	① 事業は、関係法令(条例、規則を含む)や要綱等にとり、適正かつ正確に行われているか。 ② 事故の未然防止や、事故が起こった後の迅速な対応のための体制が整備され、適切に運用がされているか。
6 社会的公平性・公正性	① 事業の実施基準(水準を含む)や手法は、社会的公平性・公正性に照らして適切なものとなっているか。 ② 社会的公平性・公正性の観点から、適切な受益者負担となっているか。
7 説明責任・情報公開	① 適時かつ適切な方法により、広く市民に対して情報が提供されているか。 ② 市民に提供する情報の内容は、十分かつ分かりやすいものとなっているか。
8 市民との協働	① 市民(地域、NPO、企業等)の活動と適切な連携が図られているか。
9 環境負荷の低減	① 環境負荷低減に向けた取組が行われているか。

(2) 施策評価の仕組み

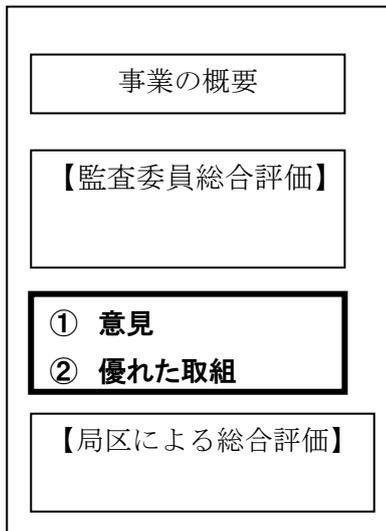


(3) 総合評価について (事業評価・施策評価 共通)

段階	点数	内容
A	91~100	優れた取組が多く、成果が十分に上がっている。
B	71~90	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	51~70	一定の成果は上がっているが、課題もあり、更なる取組により、より上位の段階を目指す必要がある。
D	31~50	成果が十分には上がっておらず、課題の解決に向け、更なる改善が必要である。
E	20~30	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

2 報告書の構成

事業評価書の構成



①意見
②優れた取組
の該当がある場合のみ作成しました。

(事業)監査委員評価及び局区評価対比シート

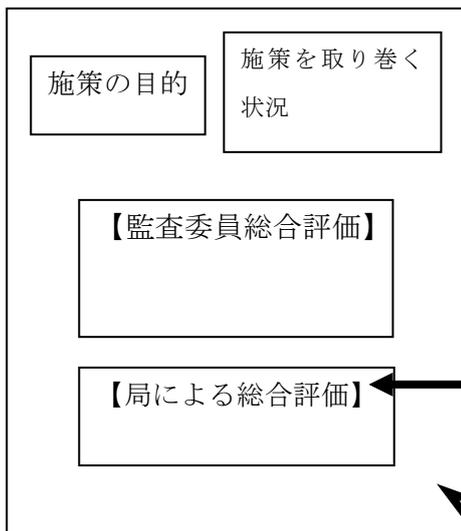
	監査委員評価	局区による評価
1 適応性		
9 環境負荷の低減		
総合評価		

評価項目別の評価

意見を付すに当たっての考え方 ※事業評価のみ

- ①総合評価の区分が「D」以下の場合
- ②総合評価の区分が「B」又は「C」であるが、評価項目の着眼点評価が「c」で、かつ、改善の必要性が高い場合

施策評価書の構成



(施策)監査委員評価及び局評価対比シート

	監査委員評価	局による評価
1 適応性		
2 有効性		
3 目標達成度		
総合評価		

評価項目別の評価

施策評価の概要を分かりやすく説明するために、15施策すべてについて作成しました。

3 行政評価に関する取組経過

- (1) 4月 7日 監査委員会議において、行政監査（評価）の実施計画を決定
- (2) 4月 17日 各局区あて 行政監査（評価）実施の依頼（都市経営局との連名）
- (3) 4月～6月 職員向け 行政評価説明会を随時開催（都市経営局と共同開催）
 - 全体説明会 4回開催 約 280 人
 - 個別説明会 21 局区 延べ 22 回開催 約 1,200 人
- (4) 6月 9日 関西学院大学 専門職大学院教授 石原俊彦先生を講師に迎えて、職員向け 行政評価研修会を開催（160 人参加）
- (5) 6月 30日 局区からの自己評価調書（事業評価）の提出期限
- (6) 7月 14日 局からの自己評価調書（施策評価）の提出期限
- (7) 8月 7日
9月 8日
9月 19日
9月 21日 } 監査委員会議での審議
- (8) 9月 29日 行政監査（評価）の結果報告の公表